

全学自己点検・評価報告書（案）

大学・大学院・通信教育部

－ 2021 年度～2025 年度 －

2026 年 7 月

大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部
全学自己点検・評価実行委員会

自己点検・評価の実施体制とその実施経緯について

本学における自己点検・評価の実施体制は、平成 5 年 4 月から実行可能な実施組織の確立を第一と考え、自己点検・評価に関する基本構想を策定する「自己点検・評価基本構想委員会」、また、この自己点検・評価基本構想委員会が策定した基本構想に基づき、具体的な自己点検・評価の実施要領を策定して全学に実施の指示をする「全学自己点検・評価実行委員会」、そしてこの実施要領に基づき個々の点検・評価を行う「個別機関自己点検・評価委員会」、以上 3 つの委員会が設置された。

平成 5 年度を基点に、本委員会（全学自己点検・評価実行委員会）は、自己点検・評価基本構想委員会が策定した「自己点検・評価の実施に関する基本構想」に基づき、自己点検・評価の実施要領を策定し、全学に自己点検・評価の実施の指示を行い、これまで次のとおり「全学自己点検・評価報告書」をまとめた。

- 平成 14 年 7 月 「平成 5～12 年度 学部・通信教育部・短期大学における全学自己点検・評価報告書」
- 平成 15 年 5 月 「平成 5～12 年度 大学院（商学・経済学・国際学・法学研究科）における全学自己点検・評価報告書」
- 平成 19 年 6 月 「平成 13～16 年度 学部・大学院（商学・経済学・国際学・法学研究科）・通信教育部・短期大学における全学自己点検・評価報告書」
「平成 16 年度 大学院法務研究科における全学自己点検・評価報告書」
（大学院法務研究科開設年度）
- 平成 21 年 12 月 「平成 17～20 年度 学部・大学院（商学・経済学・国際学・法学研究科）・通信教育部・短期大学における全学自己点検・評価報告書」「平成 17～20 年度大学院法務研究科における全学自己点検・評価報告書」
- 平成 26 年 4 月 「平成 21～24 年度 学部・大学院（商学・経済学・国際学・法学研究科）・通信教育部における全学自己点検・評価報告書」
- 平成 30 年 4 月 「平成 25～28 年度 学部・大学院（商学・経済学・国際学・法学研究科）・通信教育部における全学自己点検・評価報告書」
- 令和 4 年 6 月 「平成 29～令和 2 年度 学部・大学院（商学・経済学・国際学・法学研究科）・通信教育部における全学自己点検・評価報告書」

この度の自己点検・評価は、従前であれば 2021 年度(令和 3 年度)から 2024 年度(令和 6 年度)までの 4 年間が対象となるが、認証評価機関による提出期限および対象年度の変更に伴い、2021 年度から 2025 年度までの 5 年間を対象に実施した。

また、自己点検・評価の実施周期については、自己点検・評価規程に 4 年ごとと規定しているが、自己点検・評価基本構想委員会の指示により、全学的な自己点検・評価が円滑に運用できるよう、各個別機関自己点検・評価委員会は、年度毎（初年度は調整期間とし 2021 年度と 2022 年度・2023 年度・2024 年度・2025 年度）に点検・評価を行うとともに、「個別評価年次報告書」および「改善計画進捗状況表」を作成し、本委員会への提出・報告を経て、ここに「全学自己点検・評価報告書」としてまとめるに至った。

なお、今回の自己点検・評価においては、（一般財団法人）大学・短期大学基準協会の

基準を基に、自己点検・評価基本構想委員会が策定した「自己点検・評価の実施に関する基本構想（2022 年 6 月 20 日了承）」に基づき、本委員会は、次のとおり具体的な「自己点検・評価の実施要領（2022 年 6 月 27 日了承）」を策定し、個別機関自己点検・評価委員会を通じて全学に実施の指示を行った。

- ① 自己点検・評価の対象年度は、2021 年度～2025 年度の 5 年間とした。
- ② 自己点検・評価の対象項目は、教育・研究・経営の各分野における自己点検・評価項目すべてとした。
- ③ 自己点検・評価項目に基づく各個別機関自己点検・評価委員会の担当項目を次のとおりとした。

自己点検・評価項目		担当「個別機関自己点検・評価委員会」
基準	テーマ	
基準Ⅰ ミッションと教育の効果	A ミッション	経営関係自己点検・評価委員会 国際交流関係自己点検・評価委員会
	B 教育の効果	教務関係自己点検・評価委員会 経営関係自己点検・評価委員会
	C 内部質保証	基本構想委員会（事務局） 教務関係自己点検・評価委員会 経営関係自己点検・評価委員会
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	A 教育課程	教務関係自己点検・評価委員会 入試関係自己点検・評価委員会 就職関係自己点検・評価委員会 国際交流関係自己点検・評価委員会
	B 学生支援	教務関係自己点検・評価委員会 学生関係自己点検・評価委員会 就職関係自己点検・評価委員会 経営関係自己点検・評価委員会 図書館自己点検・評価委員会 国際交流関係自己点検・評価委員会
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	A 人的資源	経営関係自己点検・評価委員会 教務関係自己点検・評価委員会
	B 物的資源	経営関係自己点検・評価委員会 図書館自己点検・評価委員会
	C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	経営関係自己点検・評価委員会 教務関係自己点検・評価委員会
	D 財的資源	経営関係自己点検・評価委員会
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	A 大学設置法人の長のリーダーシップ	経営関係自己点検・評価委員会
	B 学長のリーダーシップ	経営関係自己点検・評価委員会
	C ガバナンス	経営関係自己点検・評価委員会

- ④ 個別機関自己点検・評価委員会による自己点検・評価の視点は、(一般財団法人) 大学・短期大学基準協会の自己点検・評価の視点を参考とした。
- ⑤ 個別機関自己点検・評価委員会は、現状を正確に把握・認識するため、(一般財団法人) 大学・短期大学基準協会が提示する「基礎データ」を参考にしてデータの収集とその分析による点検・評価を行い、個別機関自己点検・評価報告書を作成し、2026 年 5 月 20 日までに本委員会に提出することとした。

なお、個別機関自己点検・評価報告書は、各個別機関自己点検・評価委員会が担当する自己点検・評価項目ごとに、次の 5 項目と根拠資料で構成することとした。

構 成	内 容
テーマの＜根拠資料＞	当該テーマに関する根拠となる資料の名称を記述する。
区分の【現状】	区分ごとに、各観点について、データの分析等により 2021 年度から 2025 年度までの 5 年間の現状を、自己点検・評価を行ったうえで、その概要、特色のある取り組みについて記述する。
テーマの【課題】	テーマごとに区分の現状を踏まえ、問題点だけでなく今後さらに向上・充実させるために必要な点も含めて記述する。
テーマの【特記事項】	テーマごとに特徴的な取り組みや成果をあげている事項があれば記述する。
基準の【改善状況・改善計画】	始めに 2024 年度に記述した「改善計画」の 2025 年度における進捗状況を記述する。 基準ごとにテーマの課題に記述した課題や問題点の改善を図る方策、ならびに特記事項に記述した成果をあげている事項について、その事項をさらに伸長させるための方策や効果を維持するための方策を、工程等も含め記述する。

この「自己点検・評価の実施要領」に基づき、各個別機関自己点検・評価委員会が自己点検・評価の実施結果をまとめた各「個別機関自己点検・評価報告書」の提出を受け、本委員会は全学的な視点により検討し、「全学自己点検・評価報告書」としてまとめたものである。

目 次

基準Ⅰ ミッションと教育の効果

テーマⅠ-A ミッション	1
テーマⅠ-B 教育の効果	11
テーマⅠ-C 内部質保証	22

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

テーマⅡ-A 教育課程	31
テーマⅡ-B 学生支援	66

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

テーマⅢ-A 人的資源	98
テーマⅢ-B 物的資源	111
テーマⅢ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	117
テーマⅢ-D 財的資源	121

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

テーマⅣ-A 大学設置法人の長のリーダーシップ	130
テーマⅣ-B 学長のリーダーシップ	132
テーマⅣ-C ガバナンス	135

参考資料

Ⅰ. 自己点検・評価規程	138
Ⅱ. 自己点検・評価委員会規程	139
Ⅲ. 自己点検・評価の実施に関する基本構想について	142
Ⅳ. 自己点検・評価項目〔評価の観点〕	145

基準Ⅰ ミッションと教育の効果

[テーマⅠ-A ミッション]

<根拠資料>

- I-A-1-1 建学の精神・教育理念・教育目標（公式ホームページ）
- I-A-1-2 大阪学院大学学則
- I-A-1-3 大学 人材の養成、教育研究上の目的（公式ホームページ）
- I-A-1-4 大阪学院大学大学院学則
- I-A-1-5 大学院 人材の養成、教育研究上の目的（公式ホームページ）
- I-A-1-6 Campus Guide Osaka Gakuin University
- I-A-1-7 新入生ガイドブック
- I-A-1-8 新任教員対象の「懇話会」ならびに「研修会」の報告（教職員用ホームページ）
- I-A-1-9 『本学の建学の精神および各学部の教育方針』
- I-A-1-10 教育方針に関するアンケート集計結果
- I-A-2-1 社会連携・生涯学習の方針（公式ホームページ）
- I-A-2-2 社会連携・生涯学習（公式ホームページ）
- I-A-2-3 総合学術研究所（公式ホームページ）
- I-A-2-4 科目等履修生制度（公式ホームページ）
- I-A-2-5 聴講生制度（公式ホームページ）
- I-A-2-6 大学院紹介 税理士をめざされる方へ（公式ホームページ）
- I-A-2-7 大阪学院大学と公益財団法人大阪府市町村振興協会の協力事業に関する申し合わせ成立証
- I-A-2-8 エクステンションセンター 開講講座一覧
- I-A-2-9 生涯学習講座 2024
- I-A-2-10 OGU HOUSE 吹田 SST（公式ホームページ）
- I-A-2-11 「キャリアデザイン入門Ⅰ」（シラバス）
- I-A-2-12 ボランティア活動状況表
- I-A-2-13 ホスピタリティインダストリー研究所規程
- I-A-2-14 ホスピタリティインダストリー研究所（公式ホームページ）
- I-A-2-15 研究紀要の配付状況
- I-A-2-16 国際センター規程
- I-A-2-17 海外提携大学一覧
- I-A-2-18 提携大学との学生交換実績
- I-A-2-19 留学生派遣依頼文
- I-A-2-20 留学生とかるた大会報告書
- I-A-2-21 TCSOL/TESOL Certificate Summer Program in Osaka 案内および実施報告

区分 I-A-1 ミッションを確立している。

- (1) ミッションは大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) ミッションは教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) ミッションを学内外に表明している。
- (4) ミッションを学内において共有している。
- (5) ミッションを定期的に確認している。

【区分 I-A-1 の現状】

本学は、開学以来、都度表現することで確認しつつ連綿と守り伝えてきた「建学の精神」がある（I-A-1-1）。また、教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有するこの「建学の精神」を具現化するため、教育理念を掲げ（I-A-1-1）、そのうえで大学学則（I-A-1-2）に本学の目的および使命を定めている。そして、本使命の下、学則第2条第2項において学部学科ごとに「人材の養成・教育研究上の目的」（I-A-1-3）を定めている。また、大学全体の使命に基づき、大学院全体の目的を大学院学則（I-A-1-4）に定めるとともに、

この目的の下、大学院学則第3条第2項に研究科（専攻）ごとに「人材の養成、教育研究上の目的」（I-A-1-5）を定めている。

本学における「建学の精神」の重要性は明確であり、発展の支柱としての役割はきわめて大きい。今後とも、本学固有の特色を端的に示す指針として堅持する一方で、次代の動向に目配りしながら、その具現化を柔軟に追求することにより、引き続き社会の要請に応えていくものとする。

また、上述のとおり、本学の建学の精神は、教育基本法第1条の教育の目的及び私立学校法第1条の目的に共に合致しており、学則などに関しても、教育基本法等に基づいて制定されており、法令等の改正にも対応していることから、公共性を有すると考える。

「建学の精神」は、本学の根本を成す、最も重要な礎であることから、公式ホームページにて公表している。さらに、大学案内である『CAMPUS GUIDE OSAKA GAKUIN UNIVERSITY』等の冊子（I-A-1-6）にも記載しているなど学外へも周知を図っている。特に新入生に対しては、毎年入学式での学長（総長）の告辞において建学の精神とその重要性が述べられており、入学式には全教職員が参加し、YouTubeでLIVE配信されることから、保護者をはじめ学内外に広く表明されている。また、建学の精神は、入学時のオリエンテーションで配付する『新入生ガイドブック』（I-A-1-7）にも掲載し、新入生だけでなく、全教職員にも配付し、学内での周知を徹底している。

「建学の精神」は、キャンパス内で最も往来が多い時計塔の近くに、全文を刻んだ石碑を設置し、誰もが目にすることができるようになっている。加えて、入学直後のオリエンテーションでも学生への案内の傍ら、教員も確認を行っており、1年次生の必修科目である「OGU教育」や、「フレッシュマンスキル」の授業では『新入生ガイドブック』を配付し、授業において本学のミッションを共有し、大学で学ぶことについて深く考える機会を創出している。また、新任教員対象の研修（I-A-1-8）においては、諸活動の原点を確認する意義から言及することとしている。

入学時のオリエンテーションでは、ミッションに関する説明の後、理解度の確認を行っ

ており（I-A-1-9・10）、その結果から「建学の精神」や各種方針について、学生の理解が得られていることが確認できた。また、その情報を共有することで教職員も確認を行っており、教員においては、毎年シラバス作成時に、教務部委員会及び教授会で取り上げ、確認している（I-A-1-10）。

本学における建学の精神並びに教育理念の重要性は明確であり、発展の支柱としての役割はきわめて大きい。今後とも、本学固有の特色を端的に示す指針として堅持する一方で、次代の動向に目配りしながら自己点検・評価を通してその具現化を柔軟に追求することにより、社会の要請に応えていくものである。

区 分 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

【区分 I-A-2 の現状】

地域・社会との連携については、その方針を明確に定め、公式ホームページに掲載する（I-A-2-1）ことにより、広く周知を図り、産・学・官等の連携および地域社会・国際社会への貢献活動を次の通り展開している。

[地域・社会に向けた活動]

① 社会連携室

本学における社会貢献、社会連携の推進を図ることを目的とし、本学が所有する知的資源等を活用した社会連携事業を実施している（I-A-2-2）。

② 大阪学院大学総合学術研究所

総合学術研究所では、専門分野の異なる研究者による6つの共同研究会を設置し、主に研究成果の進捗報告を一般社会及び地域住民へ向けて、公開講座の開催や公刊を逐次行うこととしており、同研究所が公開講座として主催する「岸辺塾」は、定期的で開催され一般からも多くの参加者があり、地域、社会に向けても積極的な活動を実施している（I-A-2-3）

③ 科目等履修生制度

生涯教育の推進を図るため、社会人等にパートタイムによる大学教育を受ける機会を拡充し、その学修の成果に対して大学の単位を与える科目等履修生制度を設けている。科目等履修生として本学で開講されている授業科目の一部を履修し、試験に合格すればその授業科目の単位を修得することができるものである。（I-A-2-4）。

④ 聴講生制度

科目等履修生制度に加え、単位の認定を行わない聴講生制度を設けている。科目等履修生制度よりも安価に受講できるよう配慮している（I-A-2-5）。

⑤ 通信教育部

2020 年度から学生募集の停止（同一法人は除く）が決定されたが、在学中の学生の修学状況等をより一層把握し、適切な修学支援が行えるよう努めている。

⑥ 大学院における社会人受け入れ

大学院では、開設以来、税理士志望の学生が多く、社会人学生を受け入れており（I-A-2-6）、数多くの実務家を輩出している。特に税務・会計分野（税理士及び公認会計士）を中心に、法曹や外交官、SE、国家公務員、起業家、コンサルタントなど様々な業界で活躍している。特に法学研究科では、平日は原則オンラインで 5 講時（17 時 50 分～19 時 35 分）に授業を行い、土曜日に対面による授業を開講することで働きながら学ぶ社会人学生の学修環境を整備している。

⑦ 大学院における公共政策研究

大学院では、公益財団法人大阪府市町村振興協会・おおさか市町村職員研修研究センター（通称：マッセ OSAKA）との連携事業（I-A-2-7）として、「公共政策特別講義」を開講し、これに科目等履修生として大阪府内の市町村職員を受け入れることにより、大阪府内の市町村職員の研修に協力している。

⑧ OGU（大阪学院大学）法曹会

本学法科大学院修了生で、弁護士や裁判官、その他の法律職に就く方、専任または兼担として教授した教員が集い、会員の親睦・交流を図るとともに、大阪学院大学の発展に寄与することを目的としており、法学部開講の「法学特別講義」の授業を会員がオムニバスで担当している。

⑨ エクステンションセンター

正課外の講座を開設し、実践的な人材の育成を図るとともに、広く社会に貢献することを目的とし、学生の資格取得を支援する「資格講座」（I-A-2-8）を広く一般にも開放するとともに、地域住民を主たる対象とする「生涯学習講座」（I-A-2-9）を開講している。

[開講講座数]

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
資格講座	50 講座	48 講座	44 講座	41 講座	43 講座
生涯学習講座	57 講座	41 講座	45 講座	45 講座	46 講座

さらに、吹田市教育委員会まなびの支援課との共催により、「生涯学習吹田市民大学大阪学院大学講座」を開講している。

[受講者数]

2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
98 名	95 名	86 名	99 名	83 名

⑩ グローバルスタディーズ研究所（IGS）

語学教育における調査・研究等を行うとともに、その成果を本学の語学教育に反映し、学生の語学能力および実践的能力の向上を図ることを目的として、教育プログラ

ムの構築に当たるほか、FD、ワークショップ、講演会、公開講座等を開催することにより、語学教育に係る情報の発信・普及に努めている。また、2014 年度から独自のコンテンツと手法を開発し実践している、少人数制による集中的国際人育成プログラム「GS プログラム」の運営と、その教育効果の検証に取り組んでいる。

さらに、アメリカのコロンビア大学と英語教育に関する協定を結び、毎年夏に本学キャンパスにて英語・中国語指導者の方を対象に「The TCSOL／TESOL Summer Dual Certificate Program in Osaka」を開催している。過去 5 か年の参加者数は、2021 年度は 30 名、2022 年度は 19 名、2023 年度は 17 名、2024 年度は 21 名、2025 年度は 17 名であった。

⑪ 図書館

吹田市との基本協定に基づき、図書館を吹田市民に開放し、学びの意欲の向上を支援しており、登録者数は、2021 年度 25 名、2022 年度 29 名、2023 年度 25 名、2024 年度 21 名、2025 年度 29 名であった。

⑫ 吹田市との連携

吹田市との基本協定に基づき、次の取り組みを行った。

- ・ 共通科目「キャリアデザイン入門Ⅰ」において、行政課題の解決を目的とした官学連携 PBL を 2016 年度から開始した（Ⅰ-A-2-11）。吹田市都市魅力部シティプロモーション推進室と本学の教育開発支援センターとが協力し、吹田市が提示する行政課題に 1 年次の学生が取り組み、学内の教職員、市職員をはじめ学外者も多く参加して課題解決発表会を実施している。吹田市との官学連携 PBL については、継続して実施され、2025 年度で 10 年目を迎える。
- ・ 学園祭模擬店として、障がい者授産製品常設展示店である「はぴすま」が出店し、吹田市障がい福祉事業所で製造されたパンや手作りクッキー、小物雑貨の販売を学生ボランティアが協力して販売し、来場者に対する授産製品の認知度を高めた。他にも吹田市内の商工業の発展と、市への愛着や誇りの醸成に寄与することを目的に開催される「すいたフェスタ」に学生ボランティアが参画し、地域の子どもたちとのふれあいを通じた地域の活性化に貢献した（Ⅰ-A-2-12）。
- ・ 吹田市及び吹田市農業振興研究協議会との連携の一環として、農作物の作付けから収穫までの農作業体験が可能な「ふれ愛農園」に学生ボランティアを派遣し、農業に対する理解を深めるとともに、地域の自然と環境の保護・保全に努めた。

⑬ OGU HOUSE 吹田 SST

「OGU HOUSE 吹田 SST」は、大学から徒歩圏内にあり、健康・医療のまちづくりで健康都市をめざす「吹田モデル」の開発地であり、併設短期大学部と共用の学生マンションである（Ⅰ-A-2-10）。同学生マンションの多目的ホールでは、ワークショップや、講演会の開催、さらには吹田市高齢福祉室等との連携活動の一環として、高齢者を対象とした栄養講座や脳・体力測定会の会場として無料貸与するなど、本学学生と地域住民との交流の場ともなっている

[教育研究の成果をもとにした社会へのサービス活動]

① 学部講演会

教育・研究の成果の還元として各学部・学科、大学院研究科が独自に主催する学部研究会等を開催してきており、2021 年度から 2025 年度の間、商学部は 1 回、経営学部は 1 回、経済学部は 4 回、法学部は 5 回、外国語学部は 2 回、国際学部は 1 回開催した。2025 年度に開催した学部講演会は、次のとおりである。

【経営学部講演会】

日時：2025 年 6 月 24 日（火）11：00～12：45

講師：岸良裕司氏（ゴールドドラットジャパン CEO）

演題：「TOC による経営改革と人材育成」

【経済学部講演会】

日時：2025 年 10 月 28 日（火）13：30～15：00

講師：小杉高志氏（NIKE SB マネージャー）・永原太蔵氏（STANDSEVEN ディレクター）

演題：「THIS IS MY STORY Vol.3」

【法学部講演会】

日時：2025 年 5 月 28 日（水）15：30～17：15

講師：浦口薫氏（防衛大学国防論教育室准教授（2 等海佐））

演題：「現代における潜水艦運用の課題と国際法」

【法学部講演会】

日時：2025 年 6 月 4 日（水）15：30～17：15

講師：水野貴司氏（保険事故調査人）

演題：「OGU で良かった！保険事故調査業 28 年」

【法学部講演会】

日時：2025 年 11 月 12 日（水）15：30～17：15

講師：池上浩之氏（第五管区海上保安本部次長）

演題：「海上保安庁の業務と国際法」

【法学部講演会】

日時：2025 年 12 月 10 日（水）15：30～17：15

講師：山口博史氏（弁護士）・林秀樹氏（司法書士）

演題：「報道から学ぶ法律の勉強」・「法律資格取得と起業について」

② 教養講座

学生部の主催により、正課授業とは別に各界の第一線で活躍しておられる方々を講師に迎え、講演会などを開催しバラエティーに富んだ知識の提供を行っており、2022 年度に 1 回、2023 年度に 1 回、2025 年度に 2 回実施した。

③ 「ホスピタリティインダストリー研究所」(HIC)

ホスピタリティインダストリー研究所(以下 HIC という)は、日本型ホスピタリティ経営学の確立をめざし設立され、HIC 内に「ホスピタリティ・マネジメント研究会」を設置し、教育コンテンツの提供はもとより、学生およびホスピタリティ産業界に向けたシンポジウム・研究会・講演会等を開催し、研究成果の発信、また学産官民の連携を深め、書籍の出版やプロジェクトチームによるホテルや旅館の再生、調査、研究等を行い、学

生の教育のみならず、ホスピタリティ産業界へも貢献することをめざしている（I-A-2-13・14）。2025年度は、中野星子特任教授により、「ダイバーシティとは？～何故、今、グローバル規模で求められているのか～」をテーマに公開講演会を開催（2025年12月23日）した。

また、広く一般に向けては、OGU ワインスクールを HIC が主催しており、ワインについて学ぶだけではなく様々な体験や交流を通じて今後の人生をワインが彩り、ワインが仕事に役立つことを目的に開講しており、日本のワイン界を代表するソムリエである岡昌治教授が全面監修し、自らの経験や人脈を生かしたオリジナルプログラムを毎年提供している。

④ 研究紀要・論集

研究紀要・論集については国内外の大学との交換だけでなく、公立図書館、研究所や企業の調査部等へも配付している。また、2013年度より大阪学院大学学術機関リポジトリ（ogurepo）を設置し、本学及びその構成員が創造した学術研究・教育成果を電子的な形式で収集し、恒久的に蓄積及び保存し、広く国内外に無償で発信・提供している（I-A-2-15）。

⑤ 各種団体・機関への本学事務職員の参画

大学コンソーシアム大阪や私立大学情報教育協会に事務職員が参画している。

[協定締結状況]

本学における産学官等の連携及び地域社会・国際社会への協力量針については前述のとおり公式ホームページの「社会連携・生涯学習」に公表し、周知を図っている。具体的に、本学の「建学の精神」や「学産協同」の理念に基づいた地域社会・国際社会への協力量針と内容は、連携協力を記した協定書に具体的に定めており、その内容については、次のとおりである。

①吹田市との連携協力に関する基本協定〔2004年12月2日付〕

②大阪府教育委員会との連携協力に関する基本協定〔2003年4月10日付〕

③教育委員会との連携

- ・吹田市教育委員会との連携協力に関する協定〔2004年6月17日付〕
- ・箕面市教育委員会との連携協力に関する協定〔2004年12月3日付〕

④企業、研究機関及び諸機関等との連携

- ・国立循環器病研究センターとの連携協力に関する基本協定〔2023年3月6日付〕
- ・吹田商工会議所との連携協力に関する基本協定〔2020年2月5日付〕
- ・オープン化粧品株式会社との連携協力に関する基本協定〔2017年4月1日付〕
- ・公益社団法人吹田青年会議所との連携協力に関する基本協定〔2017年4月1日付〕
- ・天神橋三丁目商店街振興組合との連携協力に関する基本協定〔2017年4月1日付〕
- ・淡路本町商店街振興組合との連携協力に関する基本協定〔2017年10月1日付〕
- ・岸部地区連合自治会との連携協力に関する基本協定〔2017年4月1日付〕
- ・吹田市農業振興研究協議会との連携協力に関する基本協定〔2018年4月1日付〕
- ・神崎川畔企業連絡会への入会〔2017年9月入会〕

⑤他大学との協定

併設の大阪学院短期大学部との単位互換に関する協定を締結している。他にも大阪成蹊短期大学と単位互換に関する協定並びに神戸親和女子大学（現神戸親和大学）と通信教育部科目等履修に関する協定を締結しているが、近年は実績がない。また、大学コンソーシアム大阪は、1999年に31大学により設立された大阪府内大学学長会を前身として、大阪府内の4年制（6年制）大学で構成され、2007年8月に特定非営利活動法人（NPO法人）となった。現在40の会員大学を擁し多様な活動が行われている。職員対象の研修部会推進委員会委員長として、本学の大学事務長が参画している。

また、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」（リテラシーレベル）への申請に向け、コンソーシアム会員校との情報交換や交流を通じ、本学におけるより一層充実したデータサイエンス教育を行うことを目的として、2023年11月に「数理・データサイエンス・AI教育強化拠点コンソーシアム」（近畿ブロック）へ加入した。

⑥就職支援関係の協定

各地方の企業等への就職を希望する学生のために、相互に連携・協力することで、就職支援を充実させるとともに、各地方の産業の次代を担う人材の育成及び確保を図ることを目的として、地方自治体等と就職支援に関する協定を締結している。現時点では、岡山県、石川県、福岡県、香川県、鳥取県、和歌山県、京都府、富山県、高知県、島根県、愛知県、沖縄県、愛媛県と就職支援に関する協定を締結している。

⑦国際交流関係の協定

国際交流関係については、国際センター規程において、教育及び研究の両面にわたる国際交流の推進及び外国語の実践的運用能力を向上させるための調査・研究を行い、本学における教育及び研究の充実を図るとともに、広く社会に貢献することを目的と定め、国際交流事業への取り組みの一環として海外諸大学と提携し、提携大学との間で行われる学生交換等の諸活動を積極的に行うとともに、地域交流・国際交流事業に積極的に取り組んでおり、2026年3月現在、31の国・地域の71大学と学術交流協定を締結している。

語学教育研究所（LEI）では、「TCSOL/TESOL Summer Certificate Program」を開講している。このプログラムはアメリカのコロンビア大学 Teachers College と提携して実施しているもので、同大学教員を講師として招き、英語または中国語の指導者や、指導者をめざしている一般の社会人・大学院生等を対象に集中プログラムを提供している。

[ボランティア活動]

社会連携室の企画の中で、吹田くわい保存に係わる地域連携として、「なにわ伝統野菜吹田くわい」について、本学学生が学ぶとともに、地元の「吹田くわい保存会」及び栽培農家と協力し、6月の苗植付け作業、7月には吹田市主催の「吹田まつり」の中で実施される「吹田くわい献上行列」、12月の収穫作業に参加するとともに、「吹田くわい祭り」を開催するなど、吹田くわいの保存・生産活動の協働をしている。その他にも、本学グループ校のASTカレッジが隣接する「天神橋筋商店街」において、本学学生がその歴史などを学ぶとともに、12月の大型絵馬の作成・設置などを通じて、同商店街及び大阪天満宮の更なる

発展を図っている。また、地域に開かれた大学として、近隣の小学生・中学生・高校生を対象に各種ワークショップを開催してきた。

岸辺祭（学園祭）では、近隣自治会の模擬店が毎年出店されており、地域のお祭りとして浸透してきている。学生によるヨーヨーすくいや、事務職員によるスーパーボール・キャラクターすくいの模擬店も地域の子どもたちの人気を集めている。また、大阪欄間工芸協同組合より、経済産業省や大阪府から伝統工芸として認定されている「大阪欄間」の工芸士を招き、木工おもちゃ作りの体験教室を開くとともに、ミニチュア電車に、子どもや保護者が乗車するミニ電車イベントを開催している。

その他にも、近隣小学校の地域学習に協力するため大学見学会の開催、大阪マラソン大会に団体ボランティアとして協力、北大阪健康医療都市（健都）に隣接する教育機関として、健康・医療のまちづくりに貢献すべく、AED 講習会を通じたファーストレスポnderの育成など、各種ボランティア活動を実施してきた。

また、学生自治組織である学友会中央執行委員会によるボランティア活動では、福祉活動の一環として例年学内で献血活動を実施している。

また、国際交流関係については、国際センター規程（I-A-2-16）において、教育および研究の両面にわたる国際交流の推進ならびに外国語の実践的運用能力を向上させるための調査・研究を行い、本学における教育および研究の充実を図るとともに、広く社会に貢献することを目的として定めている。これに基づき、国際交流事業の一環として海外の大学との提携を推進し、学生交換等の諸活動を積極的に実施するとともに、地域交流・国際交流事業にも精力的に取り組んでいる。

本学は、2026年3月現在、31の国・地域の71大学と学術交流協定を締結している（I-A-2-17）。2025年度には、新たに中国の成都銀杏酒店管理學院、インドのO.P. ジンダルグローバル大学、スペインのカディス大学およびアメリカのサンフランシスコ州立大学と協定を締結した。提携大学との主な交流内容は学生交換であり、29の国・地域の63大学と学生交換を含む協定を締結している。2025年度の学生交換実績は、派遣15名（秋出発12名・春出発3名）、受入63名（内11名は2学期間）であり、2021～2025年度の累計は派遣94名（秋出発69名・春出発25名）、受入260名（内58名は2学期間）であった（I-A-2-18）。

本学では、提携大学からの交換留学生に加え、正規課程に私費外国人留学生が在籍している。これらの留学生は、近隣自治体や地域団体等からの協力要請に応じて派遣や人材紹介を行うなど、地域社会との連携に取り組んでいる。

具体的には、2024年度から継続して、近隣高等学校からの要請に基づき留学生を派遣し、高校生の国際交流活動に寄与している（I-A-2-19）。また、2023年度から継続して、日本文化を学ぶ授業の一環として、留学生が手作りしたアルファベットのカルタを用いた「留学生とカルタ大会」を近隣の公共図書施設において開催し、地域住民に国際交流の機会を提供している（I-A-2-20）。さらに、2024年度には、近隣医療機関のインターン生との交流や、近隣中学校の国際交流活動に協力した。

また、2025年4月1日に新たに設置されたグローバルスタディーズ研究所（IGS）では、

前身の語学教育研究所（LEI）に引き続き、アメリカ・コロンビア大学 Teachers College との提携により「The TCSOL/TESOL Dual Certificate Program」を開講している。このプログラムは、同大学の教員を講師として招聘し、英語または中国語の指導者や指導者を志す社会人・大学院生等を対象に、集中的な教育機会を提供するものである。2025 年度は 17 名が参加し、新型コロナウイルス感染症が収束した後の 2023 年度から 2025 年度までの累計参加者は 52 名であった（I-A-2-21）。

【テーマ I-A ミッションの課題】

地域社会との連携は、欠かす事のできない重要事項であり、今後も連携を深めていく必要がある。そのためには各種公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放を継続していただくだけでなく、近隣自治体や小学校・中学校・高校と定期的な交流を行うことで連携を深めていかなければならない。

吹田市との連携については、大学ならではのまちづくりや地域貢献に対する意見交換の場を継続的に設けて、これまでに築き上げられた協力関係を十分に活かし地域連携を推進していく必要がある。

【テーマ I-A ミッションの特記事項】

吹田市との社会連携・社会貢献については、年 2 回、吹田市役所と本学を会場として、相互に連携推進会議を開催しており、2025 年度で 28 回目の開催となり、連携内容も多岐にわたっている。教育開発支援センターがコーディネートしている正課授業のキャリアデザイン科目及び「公務員入門」においては、2024 年度も吹田市から職員を招聘している。さらに、「キャリアデザイン入門 I」において「吹田市との官学連携 PBL」を実施し、毎年 2 部署から行政課題の提供を受け、学生たちは課題解決に取り組んでおり、その成果を毎年冊子にまとめ、受講生のみならず関係者全員に配付して振り返りに使っている。

自治体との連携において、産業関係ではビジネスインターンシップとして市役所・企業での受け入れ、教育関係では小・中学校における授業の補助・クラブ活動の指導、地域市民との交流では大学主催行事への市民の参加、地域・市主催行事への学生の参加等の協力を行っている。

「なにわ伝統野菜吹田くわい」については、本学学生の地域における歴史研究の場であり、地元の保存会・栽培農家と協力し、苗植付け作業、献上行列、収穫作業及び収穫祭を通じて、保存・生産活動を行うことは、地域ブランドの創出という面からも地域発展に貢献している。本学学生とともに外国人留学生も参加することで、地域の伝統的な農産物を通じた異文化交流の場の役割も果たしている。

【テーマ I-B 教育の効果】

＜根拠資料＞

- I-B-1-1 公式ホームページ「建学の精神・教育理念・教育目標」「使命」
- I-B-1-2 公式ホームページ「教育研究上の目的」
- I-B-1-3 公式ホームページ「人材の養成・教育研究上の目的」
- I-B-1-4 大学案内
- I-B-1-5 各学部オリエンテーション配付資料「本学の建学の精神および教育方針」
- I-B-1-6 大阪学院大学学則
- I-B-1-7 大阪学院大学大学院学則
- I-B-1-8 「大学院 各研究科の目的・目標および教学上の方針等について」
(2018.1.15 大学院委員会資料・議事録)
- I-B-1-9 2025 年度 大学院履修要項
- I-B-2-1 公式ホームページ「大学 人材の養成・教育研究上の目的、教育目標、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入の方針、学修成果」
- I-B-2-2 「各学部・学科の学修成果および汎用的能力に関する測定・評価の結果」
(2025.2.20 開催教務部委員会資料・議事録)
- I-B-2-3 「学部・学科教育と汎用的能力の学修成果の測定結果について」
(2025.3.3 開催学部長会議資料)
- I-B-2-4 「学部・学科教育と汎用的能力の学修成果の測定結果について」
(2025.3.16 開催各学部教授会議資料)
- I-B-2-5 「全学的な学修成果の明文化について」
(2024 年 2 月 5 日開催学部長会議資料・議事録)
- I-B-2-6 公式ホームページ「教育研究上の目的、教育目標、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入の方針、学修成果」
- I-B-2-7 「教育研究上の目的等および学修成果の策定について」
(2020.11.2 大学院委員会資料・議事録)
- I-B-3-1 各学部・学科における 3 つの方針について
(2017.03.13 開催学部長会議資料)
- I-B-3-3 学生用ホームページ「Campus Life 大学生活キャンパスガイド」
- I-B-3-5 「2025 年度 教育方針に関するアンケートの結果について」
(2025.4.14 開催教務部委員会資料・議事録)
- I-B-3-6 「2025 年度 教育方針に関するアンケートの結果について」
(2025.4.21 開催各学部教授会資料・議事録)
- I-B-3-8 「商学部（通信教育）における 3 つのポリシー」
(2017 年 3 月 17 日開催通信教育部学務委員会資料)
- I-B-3-9 「各研究科の目的・目標および教学上の方針等について」
(2017.12.11 各研究科委員会資料・議事録)
- I-B-3-10 「学生の受け入れ方針における『求める学生像』について」

(2018.11.12 大学院委員会資料・議事録)

- I-B-3-11 各研究科における3つのポリシー
- I-B-3-12 2026年度 大学院入学試験要項（春季入学者選抜試験）および2025年度 大学院入学試験要項（秋季入学者選抜試験）
- I-B-3-13 2025年度 大学院案内
- I-B-3-15 教育研究上の目的・3つの方針など（公式ホームページ）
- I-B-3-16 『新入生ガイドブック』2024年度版
- I-B-3-17 シラバス作成のお願い
- I-B-3-18 『2024年度入学者選抜要項』
- I-B-3-19 『2024入試ガイド』

【区分 I-B-1 教育目的・目標が確立している。】

- (1) 学部・研究科等の教育目的・目標をミッションに基づき確立している。
- (2) 学部・研究科等の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学部・研究科等の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
応えているか定期的に点検している。

【区分 I-B-1 の現状】

本学は、建学の精神に基づき、これを具現化するにあたり、教育理念を掲げている（I-B-1-1）。そのうえで、大学全体の使命を大学学則に定め（I-B-1-6）、この大学全体の使命の下、学部（学科）ごとに「人材の養成・教育研究上の目的」を規程に定めている（I-B-1-3）。

このことから、教育研究上の目的の設定と、その内容及び大学の理念・目的と、学部の目的は適切に関連している。学部、学科ごとに「人材の養成・教育研究上の目的」を規程に定め、大学の理念・目的、学部の目的等と共に公式ホームページや、刊行物（「大学案内」他）（I-B-1-3・4）に掲載することにより、周知・広報を図っている。また、学生対象のオリエンテーション（I-B-1-5）や、教職員対象の研修において説明し、理解を促していることから、設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示及び教職員、学生、社会に対する大学の理念・目的、学部の目的等の周知及び公表については適切に行っており、毎年実施する教務関係自己点検・評価委員会でのその適切性を検証し、その結果を全学評価委員会に報告している。

各学部・学科の「人材の養成・教育研究上の目的」、「教育目標」は次の通り示している。

〔商学部〕

（人材の養成・教育研究上の目的）

企業におけるマーケティングとビジネス・コミュニケーションを核としたビジネス分野の基礎的、専門的研究を通じ、深い教養及び総合的な判断力を持つことのできる人材の育成をめざす。

（教育目標）

1. 幅広い教養と商業に関連する、基本的かつ専門的な知識を身につけ、現実の企業活動を論理・実証的に捉えることができる。
2. ビジネス活動の社会的貢献と責任を理解し、経済社会における諸問題に対して解決策を提案・実践することができる能力を身につける。
3. 実践的な情報リテラシーとコミュニケーション能力を身につけ、企業活動を計数的に測定し、伝達できる。
4. 会計情報をコアに知識・技能等を総合的に活用して問題解決や意思決定に応用する能力と、それを基盤とする視野の広い実践的な人格や態度を身につける。

〔経営学部〕

現代企業が抱える諸問題の本質を分析し、実践の場での問題解決の有効な手段となる研究・教育を通じて、社会の経済的・倫理的要請に応える実践的な人材の育成をめざす。

（経営学科）

（人材の養成・教育研究上の目的）

社会に対する貢献と責任を果たすために必要な経営・管理能力の養成を通じ、経営学と語学力を備えた視野の広い人材の育成をめざす。

（教育目標）

1. 企業など組織の社会的役割と責任を認識し、実践的な経営・管理能力を身につける。
2. 企業など組織の一員として、倫理観を持ち、問題解決に向けて積極的に提案・実践できる。
3. 企業など組織の一員として、グローバル社会において、協働できるコミュニケーション能力を養う。

（ホスピタリティ経営学科）

（人材の養成・教育研究上の目的）

ホスピタリティ産業における固有の理論と実践的経験を通して、学問的知識の修得と人格陶冶のなされた人材の育成をめざす。

（教育目標）

1. ホスピタリティ産業固有の運営・経営・管理についての基礎的な知識・能力を身につける。
2. 企業など組織の一員として、倫理観を持ち、問題解決に向けて積極的に提案・実践できる。
3. 企業など組織の一員として、グローバル社会において、協働できるコミュニケーション能力を養う。

〔経済学部〕

（人材の養成・教育研究上の目的）

経済情勢の変化に適応できる幅広い経済的知識の修得を通じて、実践的な研究活動や社会貢献を志向し、平和な発展した社会を形成する能力を有する自立した人材の育成をめざす。

（教育目標）

現在の経済社会における民間部門及び公共部門が果たす役割と与える影響の理解、並びに今日の日本社会に求められる健康で活力ある社会の形成及び情報化・グローバル化した現代社会への対応に必要な知識の修得といった、それぞれの目標に向けた経済学の学修を通じて、社会人として自立した人材の育成をめざす。以上を踏まえて、教育目標を次のように定める。

1. 豊かな教養を涵養し、経済学の知識を身に付ける。
2. 経済学的な思考力を身に付ける。
3. コミュニケーション能力を身に付ける。

〔法学部〕

（人材の養成・教育研究上の目的）

幅広い教養および法律学の専門知識ならびにリーガルマインドの修得を通じて、法を“ツール”に現代社会を“正しく”生き抜く人材の育成をめざす。

（教育目標）

1. 幅広い教養と社会に対する深い関心をもち、問題の本質を見極めることができる。
2. 主要な実定法のルールおよび基礎概念について説明できる。
3. 正義・公平などの法原則に照らして妥当な結論を論理的に導き出し、問題の解決策を見出すことができる。
4. 積極的・主体的なコミュニケーションを通じて、他者と信頼関係を築き、社会に貢献できる。

〔外国語学部〕

（人材の養成・教育研究上の目的）

外国語によるコミュニケーション能力、幅の広い教養を修得し、語学のエキスパートでありながら、豊かな人間性と教養を兼ね備えた人材の育成をめざす。

（教育目標）

1. 外国語の基本語彙や基本文法をもとに、より高い外国語の運用能力を実践できる。
2. 協調性を大切にし、自らの考えをまとめ、相手が理解できるよう、意見を発表し、討論・対話をおこなうことができる。
3. 多様な文化に触れ、制度・慣習・言語・文化等における差異を認め、たうえで相互理解・問題解決を図ろうとする姿勢を身につけ、物事を広い視野で見ることができる。

〔国際学部〕

（人材の養成・教育研究上の目的）

アジア環太平洋地域と国際協力に対する理解を育み、体験型学修を通じて、豊かな国際感覚と優れたコミュニケーション力を備えた、現場で発想し行動できる実践的人材の育成をめざす。

（教育目標）

1. アジア環太平洋地域と国際協力に関する幅広い知識を身につけ、国際関係の基本的な仕組みや背景を理解し、活用することができる。
2. 国際的な事象・課題さらには現代社会の諸課題を総合的な学修経験と創造的思考力を用いて収集・調査・分析し、協働して実践的に解決することができる。
3. 世界および日本の文化の多様性を尊重し、視野の広い実践的人材として、社会で積極的に支え合い行動することができる。

〔情報学部〕

（人材の養成・教育研究上の目的）

情報と人間についての深い理解と情報通信技術の専門知識の修得を通じ、高度情報化社会で活躍できる人材の育成をめざす。

（教育目標）

1. 物事を多面的に考察できる力を養い、コンピュータサイエンスと人間の情報処理についての基本を理解する。
2. 情報コンテンツを始めとする情報通信技術の応用分野について概括的な知識を理解し、活用することができる。
3. 数理的・論理的に思考し、他者と有効な議論を行って問題を解決することができる。
4. 倫理的に正しい判断に基づき、獲得した情報通信技術を総合して、新しい技術にも対応でき、豊かな社会の実現を考えることができる。

また、商学部（通信教育部）では「人材の養成、教育研究上の目的」を規程に定めている（I-B-1-3）。このことから、教育研究上の目的の設定と、その内容及び大学の理念・目的と、学部の目的は適切に連関している。

「人材の養成、教育研究上の目的」を規程に定め、商学部（通信教育部）の理念・目的、学部の目的等と共に公式ホームページ等に掲載することにより、周知・広報を図り理解を促している（I-B-1-3）。このことから、設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示及び教職員、学生、社会に対する大学の理念・目的、学部の目的等の周知及び公表については適切であり、毎年実施する経営関係自己点検・評価委員会でその適切性を検証し、その結果を全学評価委員会に報告し、恒常的に改善を図っている。

商学部（通信教育部）の「人材の養成・教育研究上の目的」、「教育目標」を次の通り示している。

〔人材の養成・教育研究上の目的〕

企業におけるマーケティングとビジネス・コミュニケーションを核としたビジネス分野の基礎的、専門的研究を通じ、深い教養及び総合的な判断力を持つことのできる人材の育成をめざす。

〔教育目標〕

1. 幅広い教養と流通・マーケティングに関連する、基本的かつ専門的な知識を身につけ、現実の企業活動を論理・実証的に捉えることができる。

2. ビジネス活動の社会的貢献と責任を理解し、経済社会における諸問題に対して解決策を提案・実践することができる能力を身につける。
3. 実践的な情報リテラシーとコミュニケーション能力を身につけ、企業活動を計数的に測定し、伝達できる。
4. 会計情報をコアに知識・技能等を総合的に活用して問題解決や意思決定に応用する能力と、それを基盤とする視野の広い実践的な人格や態度を身につける。

本学は、開学以来、「教育と学術の研究を通じ、広く一般社会に貢献し、且つ人類の福祉と平和に寄与する視野の広い実践的な人材の育成を目的とする。」を「建学の精神」とし、その具現化にあたり、次の3項目を教育理念として掲げている。

1. 世界的な視野と実践力を備えた国際的教養人の育成
2. 産業社会に貢献し得る学識と識見を備えた穏健明朗な人材の育成
3. 学産協同の理念の徹底

そのうえで、大学全体の使命を「本大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、学術的見地よりその専門的知識と技能を授け、その応用と研究の能力を養うことを目的とし、社会人としてのより高い教養と優れた健康とを併せそなえ、社会の発展および福祉の増進に寄与しうる実践且つ独創性に富む人材の育成」と大学学則第1条に定め（I-B-1-6）、本学のウェブサイト等通じて学内外に広く表明している（I-B-1-1）。

また、大学全体の使命に基づき、大学院全体の目的を「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」と大学院学則第1条、各課程の目的を第2条に定めるとともに（I-B-1-7）、この目的の下、研究科専攻ごとに「人材の養成、教育研究上の目的」を第3条に定め（I-B-1-8）、「建学の精神」と共にオリエンテーション時に配付する「大学院履修要項」（I-B-1-9）、本学ウェブサイト等通じて、教職員及び学生に対してだけでなく、学内外に広く表明している（I-B-1-3）。

これら「人材の養成・教育研究上の目的」、「教育目標」、「学位授与の方針」、「学修成果」は、毎年度実施する大学院自己点検・評価委員会でその適切性を検証し、その結果を全学評価委員会に報告し、恒常的に改善を図っている。

【区分 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 大学としての学習成果をミッションに基づき定めている。 (2) 学部・研究科等の学習成果を学部・研究科等の教育目的・目標に基づき定めている。 (3) 学習成果を学内外に表明している。 (4) 学習成果を学校教育法の大学の規定に照らして、定期的に点検している。 |
|---|

【区分 I-B-2 の現状（進捗状況）】

2017年4月1日施行の学校教育法施行規則の一部改正（方針の策定義務化等）に対応し2017年度より「学位授与の方針」を「卒業認定・学位授与の方針」へと名称変更するとと

もに、卒業に必要な要件（在学年数及び単位）や授与する学位名、教育課程との関係性や学修成果を明記し、表現方法についても一部改め、施行した。

課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果は公式ホームページや刊行物（「大学案内」）（I-B-2-1）（I-B-1-4）に掲載し、周知・広報を行っている。

これら「人材の養成・教育研究上の目的」、「卒業認定・学位授与の方針」、「学修成果」は、教務部委員会、各学部教授会、毎年度実施する教務関係自己点検・評価委員会でその適切性を検証し、その結果を全学評価委員会に報告し、恒常的に改善を図っている（I-B-2-2）（I-B-2-3）（I-B-2-4）。

また、全学共通の汎用的な能力として大学全体の学習成果を明確にするため、学習成果の明文化および公表について検討し、2024年2月5日の学部長会議および大学協議会において、「視野の広い実践的な人材のルーブリック」の「基準5」の文章をもとに、「全学的な学習成果」として明文化し、公表している（I-B-2-5）。

【全学的な学修成果】

1. 複数の視点から多面的、客観的に物事を観察・評価し、影響範囲や関係者の利害を幅広く考慮したうえで適切な判断を下し、それを基に行動することができる。
2. チームでの作業、行動をするとき、共通の目標を達成するためお互いを尊重し、信頼関係を構築・維持しようと自ら工夫して行動することができる。
3. グループ構成員、一人ひとりの個性や特徴を活かすよう、役割分担や構成員が動きやすいように気遣いができる。
4. 失敗を恐れず、何事にも前向きに考えチャレンジできる。
5. 失敗から学ぶ習慣が身についており、困難を乗り越えやり遂げることに達成感を感じており、常に前向きに行動することができる。

各学部・学科の「学習成果」は次の通り示している。

〔商学部〕

- ・幅広い教養と流通・マーケティングに関連する、基本的かつ専門的な知識。
- ・実践的な情報リテラシーとコミュニケーション能力。
- ・経済社会における諸問題の解決能力。
- ・ビジネス活動の社会的貢献と責任を理解する能力。
- ・獲得した知識・技能等を総合的に活用して課題を解決する能力とそれを根底で支える視野の広い実践的な人格や態度。

〔経営学部〕

- ・幅広い教養と視野の広い、実践的な専門的経営管理能力。
- ・実践的行動力と自律的・創造的問題解決能力。
- ・チームの一員として協働するコミュニケーション能力。
- ・倫理観を持ち、挑戦する勇気と継続する力。

- ・グローバル社会への対応力。

〔経済学部〕

- ・物事を合理的・論理的に判断するための思考力。
- ・情報の収集・分析・発信に必要な基礎的・専門的技能。
- ・現代社会が抱える様々な課題に対する理解・問題意識。
- ・社会の変化を多面的に把握するための幅広い知識・視点。

〔法学部〕

- ・幅広い教養と社会に対する深い関心をもち、問題の本質を見極める能力。
- ・正義・公平などの法原則に照らして妥当な結論を論理的に導き出し、問題を解決する能力。
- ・積極的・主体的なコミュニケーションを通じて、他者と信頼関係を築き、社会に貢献する能力。

〔外国語学部〕

- ・社会人として必要な実践的な知識。
- ・語学に関心を持ち、外国語を行使する能力。
- ・異文化理解を通し、物事を広い視野で見る能力。
- ・協調性を大切にし、他者と良好なコミュニケーションをとる能力。
- ・問題に直面した際に自らの力で解決しようとする態度。

〔国際学部〕

- ・世界および日本の生活文化に対する幅広い知識。(知識・理解)
- ・コミュニケーション・スキルや論理的思考力。(汎用的技能)
- ・自分で課題を設定し、情報を収集分析し、その課題を主体的に解決する能力。(汎用的技能・総合的な学習経験と創造的思考力)
- ・世界および日本の文化の多様性を尊重し、視野の広い実践的人材として社会で積極的に行動する能力。(総合的な学習経験と創造的思考力)
- ・現代社会が抱える諸課題に対して、大学で学んだことをもとに協働して実践的に解決する能力。(態度・志向性)

〔情報学部〕

- ・幅広い教養を身につけ、物事を多面的に考察する力を身につける。
- ・コンピュータサイエンスの基礎と人間の情報処理の基本を理解する。
- ・情報コンテンツを始めとする情報処理技術の応用分野についての概括的な知識を得る。
- ・数理的・論理的に思考する能力を養う。
- ・他者とも有効な議論を行うことによって問題を解決する力を身につける。
- ・現代社会における情報システムの役割を理解し、倫理的な問題についても正しい判断を

導くことができる。

- ・獲得した知識や技能を総合し、広い視野を持って、新しい技術にも対応できる実践的な課題解決能力を身につける。

通信教育部では、課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果は公式ホームページに掲載し、周知している（I-B-2-6）。

これらの「人材の養成・教育研究上の目的」、「卒業認定・学位授与の方針」、「学修成果」は、毎年度実施する通信教育部自己点検・評価委員会での適切性を検証し、その結果を全学評価委員会に報告し、恒常的に改善を図っている。

〔学修成果〕

- ・幅広い教養と流通・マーケティングに関連する、基本的かつ専門的な知識。
- ・実践的な情報リテラシーとコミュニケーション能力。
- ・経済社会における諸問題の解決能力。
- ・ビジネス活動の社会的貢献と責任を理解する能力。
- ・獲得した知識・技能等を総合的に活用して課題を解決する能力とそれを根底で支える視野の広い実践的な人格や態度。

大学院では、大学院委員会（2020年11月2日）（I-B-2-7）において見直しを行い、修得が求められる知識・技能・態度など該当学位にふさわしい「学修成果」を明確化し、本学ウェブサイト等を通じて学内外に広く表明している。

この「学修成果」は、毎年度実施する大学院自己点検・評価委員会での適切性を検証し、その結果を全学評価委員会に報告し、恒常的に改善を図っている。

【区分 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。(2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。(3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。(4) 三つの方針を学内外に表明している。 |
|--|

【区分 I-B-3 の現状（進捗状況）】

本学は「建学の精神」を礎に、教育目的・目標に基づき、学生が卒業までに身に付けるべき資質・能力を示す「卒業認定・学位授与の方針」と、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示す「教育課程編成・実施の方針」を策定し、これら2つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるための「入学者受入の方針」を策定しており、三つの方針は、それぞれ関連付けて一体的に定められている（I-B-3-15）。

三つのポリシーは、大学全体としての基本的な考え方と、それを受ける形での各学部の具体的かつ詳細な考え方を示しており、「卒業認定・学位授与の方針」においては、各学部での学修を通じて「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学修成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかを、また、「教育課程編成・実施の方針」においては、「卒業認定・学位授与の方針」に定める学修成果の達成のために、どのような教育課程を編成し、教育内容・方法を実施すべきか、そしてその学修成果をどのように評価するのかを、「入学者受入の方針」においては、本学の教育課程を履修するために、どのような知識や能力を持つ入学者を求め、その知識や能力をどのように評価し、判定するのかをより明確に表記している。これら三つの方針を指針とし、年度ごとに「教育課程の編成に係る全学的方針」を策定し、全学部の教育活動に反映させ且つ教育活動の節目（シラバス作成時等）で教職員が確認し教育活動を行っている。

三つの方針については、建学の精神、教育目的・目標及び学修成果と同様に、公式ホームページに掲載するとともに、オリエンテーション、『新入生ガイドブック』（I-B-3-16）等で、学生、受験生、保護者、高等学校関係者等のステークホルダーにその内容を明示し、学内外を問わず広く周知している。

定められたこの三つの方針については、「入口」から「出口」までの一貫した本学における教育活動の方針を示していることから、学内での周知を図るとともに、広く社会に公表することを、学部長会議及び教授会で併せて確認した。また、「三つの方針」は、「シラバス作成のお願い」（I-B-3-17）にも記載（入学者の受入の方針は除く）し、専任、非常勤の教員に配付し、周知するとともに、シラバスの作成を通じて、本学の「三つの方針」を意識した授業展開を促している。

特に「入学者受入の方針」については『入学試験要項』（I-B-3-18）、『入試ガイド』（I-B-3-19）、『大学院入学試験要綱』（I-B-3-12）に掲載している。なお同一ページ上で「卒業認定・学位授与の方針」と「教育課程編成・実施の方針」の確認も促し、各方針の詳細が閲覧できるウェブサイトの URL を QR コードにして表記している。

また、新入生に対しては、入学直後に必履修科目である「フレッシュマンスキル」の授業において、全員に配布する『新入生ガイドブック』を基に、大学の沿革とともに本学の建学の精神および三つの方針教育方針を説明し、その後に、理解度について確認を行っている。その理解度については、教務部委員会、教授会で報告され、共有を図っている（I-B-3-5・6）。

なお、三つの方針の整備にあたっては、2017 年 4 月 1 日から学校教育法施行規則の一部改正が施行されたことに伴い、中央教育審議会から示された「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入の方針」の策定及び運用に関するガイドラインに沿って見直しを行い、教授会ならびに関係する各部局による検討結果に基づき、2017 年 3 月開催の学部長会議において、新しい三つの方針について協議・決定した（I-B-3-1）。

通信教育部においても、同様に学校教育法施行規則の一部改正及び中央教育審議会から示されたガイドラインに沿って三つの方針の見直しを行い、検討結果に基づき、2017 年 3 月 17 日開催の通信教育部学務委員会において、新しい三つの方針について協議・決定した

(I-B-3-8)。通信教育部の三つの方針についても、大学全体としての基本的な考え方を踏まえつつ、通信教育課程の特性に応じた具体的な方針として定めている (I-B-3-8)。

大学院においては、授与する課程ごとに学位授与の方針を定め、各研究科の教育課程の編成・実施の方針に基づき授業科目区分及び学科目を配置している (I-B-3-9・11・15)。また、入学者受入の方針については、大学院入学試験要項及び進学説明会用の大学院案内にも記載している (I-B-3-12・13)。

【テーマ I-B 教育の効果の課題】

各学部・学科の学修成果の到達度を測定するため、ルーブリックによる自己評価を導入した。現時点で特段の問題は認められないが、教育目標や学修成果を含む各種方針については、引き続き、毎年度実施する教務関係自己点検・評価委員会においてその適切性を検証するとともに、ルーブリックによる評価結果を分析し、教育の向上・充実に繋げていく必要がある。また、実社会の要請に即しているかを含めて検証し、その結果を全学評価委員会に報告し、恒常的に改善を図っていく。大学院についても、毎年度実施する大学院自己点検・評価委員会において各種方針の適切性を検証し、その結果を全学評価委員会に報告することで、継続的な改善に繋げていく。

【テーマ I-B 教育の効果の特記事項】

教育目的・目標に基づき定められた三つの方針により、学生が生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていくために、本学がどのような教育を行い、どのような力を身に付けさせて卒業させるのかを学生に深く理解させるため、組織的に確認する取り組みとして、1年次生全員が履修する「フレッシュマンスキル」の授業において、『新入生ガイドブック』を新入生全員に配付し、説明している。さらに、授業の最終時にアンケート調査を実施し、学生の理解度を確認しており、その結果を教職員が共有している。

[テーマ I-C 内部質保証]

<根拠資料>

- I-C-1-1 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部 自己点検・評価規程
- I-C-1-2 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程
- I-C-1-3 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部の内部質保証システム
(公式ホームページ)
- I-C-1-4 自己点検・評価の実施に関する基本構想について
- I-C-1-5 自己点検・評価の実施要領
- I-C-1-6 教務関係個別評価年次報告書
- I-C-1-7 入試関係個別評価年次報告書
- I-C-1-8 学生関係個別評価年次報告書
- I-C-1-9 就職関係個別評価年次報告書
- I-C-1-10 国際交流関係個別評価年次報告書
- I-C-1-11 図書館関係個別評価年次報告書
- I-C-1-12 経営関係個別評価年次報告書
- I-C-1-13 全学自己点検・評価報告書 (公式ホームページ)
- I-C-1-14 2023 年度 自己点検・評価に係る【改善計画】進捗状況表
- I-C-1-15 「自己点検・評価に係る【改善計画】の進捗状況表」(公式ホームページ)
- I-C-1-16 高等学校・予備校訪問報告書
- I-C-1-17 高大連携協議会議事録
- I-C-2-1 「専門的能力・技能」に関する成長実感調査 (各学部)
- I-C-2-2 「教育システムの質」を保証する PDCA サイクル
- I-C-2-3 「教育システムの質」を保証する仕組み
- I-C-2-4 「卒業生アンケート」(2024 年 12 月実施)
- I-C-2-5 「企業向けアンケート」(2024 年 12 月実施)
- I-C-2-6 「2025 年度 教育課程の編成に係る全学的方針」
(2025.3.3 開催学部長会議資料)
- I-C-2-7 「全学的な学修成果の明文化について」(2024.2.5 開催学部長会議資料)
- I-C-2-8 授業のまとめ
- I-C-2-9 通信教育部運営委員会資料 (2025 年 11 月 17 日開催)
- I-C-2-10 通信教育部学務委員会資料 (2025 年 11 月 17 日開催)
- I-C-2-11 学生の自己評価による学修成果の測定用紙 (各研究科)

[区分 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

【区分Ⅰ-C-1の現状】

本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、目的および社会的使命を達成するため、「大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部自己点検・評価規程」(Ⅰ-C-1-1)、「大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部自己点検・評価委員会規程」(Ⅰ-C-1-2)を定め、「大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部の内部質保証システム」(Ⅰ-C-1-3)に基づき、定期的に自己点検・評価を行っている。

本学における自己点検・評価では、実行可能な実施組織の確立を第一に考え、また、全学組織である各種委員会が有する機能を十分に活用することが、点検・評価を進めるうえで効率的且つ効果的であると考え、学内に既に設置されている大学協議会、学部長会議および各種委員会等を基礎に、次のとおり点検・評価に係る各委員会を体系的に設置することにより、(自己点検・評価のための)体制を確立している。

(1) 自己点検・評価基本構想委員会（基本構想委員会）

基本構想委員会は、大学協議会の構成員である「学長・大学院部長・学部長・学科長・各学部から1名の教授」で構成しており、自己点検・評価の実施に関する基本構想を策定している。

(2) 全学自己点検・評価実行委員会（全学評価委員会）

全学評価委員会は、「学長・大学院部長・学部長・学科長・教務部長等」学部長会議の構成員及び個別評価委員会の各委員長と認証評価時のALOで構成しており、全学的に自己点検・評価を統括している。

(3) 個別機関自己点検・評価委員会（個別評価委員会）

個別評価委員会は、全学組織として設けている学内の各種委員会等が担当する9つの個別評価委員会を設置し、各個別機関において自己点検・評価を実施している。

この自己点検・評価のプロセスは、以下のとおりである。

- ① 基本構想委員会が策定する基本構想(Ⅰ-C-1-4)に基づき、全学評価委員会が、自己点検・評価の実施要領(Ⅰ-C-1-5)を作成するとともに、各個別評価委員会を通じ全学に点検・評価実施を指示する。
- ② 各個別評価委員会は、実施要領に基づき点検・評価を行うとともに、それぞれ個別評価報告書(Ⅰ-C-1-6・7・8・9・10・11・12)を全学評価委員会に提出する。
- ③ 全学評価委員会は、個別評価委員会が実施した点検・評価結果(個別評価報告書)を検証し、全学的な視点による総合的かつ体系的な点検・評価を加えた全学自己点検・評価報告書(Ⅰ-C-1-13)を作成し、基本構想委員会を通じ学長(総長)へ報告する。

そして、学長(総長)の諮問により、大学協議会は、自己点検・評価結果および改善計画の進捗状況を踏まえ、学部長会議を通じ、全学に改善の指示を行っている〔2 自己点検・

評価の組織と活動・組織図(内部質保証システム体系図)参照]。この指示内容は、部局レベルまたは個々の教職員レベルで日常的に展開されている PDCA サイクルに取り入れられ、速やかな改善が図られるとともに、その結果等については公表し、次年度の自己点検・評価に反映するようにしている。こうした自己点検・評価システムの機能を向上させる工夫が、確実な教育改善の推進の原動力になっている。

1993 年 4 月に自己点検・評価に係る規程を策定し、同年度より 4 年を周期として、点検・評価を行ってきたが、2009 年度からは、毎年、定期的に自己点検・評価を実施し、各個別評価委員会は自己点検・評価年次報告書及び「自己点検・評価に係る【改善計画】の進捗状況表」(I-C-1-14)を全学評価委員会に提出することで、教育研究水準の更なる向上を図るとともに、教育目的及び社会的使命の達成を図っている。

個別評価委員会は、全学評価委員会が策定した実施要領に基づき、点検・評価を行ったうえで、評価報告書を全学評価委員会に提出し、全学評価委員会は、個別評価委員会での点検・評価結果を検証し、全学的な視点による総合的且つ体系的な点検・評価を加えた報告書を作成するとともに、過去の自己点検・評価において「改善計画」として示された点に関する進捗状況について、基本構想委員会を通じ学長(総長)に報告している。

自己点検は、毎年行うものの、4 年に一度、全学自己点検・評価報告書として纏められ、公式ホームページで公表している(I-C-1-13)。

また、2013 年度からは、本学の自己点検・評価における記載項目の一つである「改善計画」について、前年度までに記述した内容が、その後どの程度進展したかを対比できる「自己点検・評価に係る【改善計画】の進捗状況表」を毎年度作成するとともに、公式ホームページ(I-C-1-15)に掲載している。

「個別評価委員会」は、各種委員会(教務部、学生部、キャリアセンター、図書、国際センター、入試実行、通信教育部学務、大学院)をベースに設置されており、教員は各学部から 1 名ずつ委員として選出され、担当部局に所属する全職員とともに自己点検・評価を行っている。また、毎年 12 月開催の FD 推進部会において教務関係自己点検・評価の報告書原案が提出され、各学部の教務部委員を通じて教務部委員会に意見等を集約している。作成された自己点検・評価報告書及び「自己点検・評価に係る【改善計画】の進捗状況表」は公式ホームページにも公表しており、全教職員が共有している。

以上のように、本学では定期的に自己点検・評価を行っており、定期的に自己点検・評価報告書等を公表し且つ自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

本学の諸活動についての点検・評価を行うにあたり、学外者による客観的な視点を取り入れるため、協定・指定校関係にある高等学校教員から毎年定期的に意見を伺う場を設け、幅広い視点から評価していただいている(I-C-1-16)。また、高校訪問の際には、高等学校の進路指導の教員を中心に、個別に本学の教育内容を説明するとともに、客観的な意見を拝聴し、その記録をまとめ学長(総長)等に報告し、改善点や評価いただいた点などを大学事務長から関係部署に適宜連絡し、更なる改善を図っている。

さらに、併設高校とは、年に数回、高大連携についての会合をもち、高等学校からの意見聴取を行い、様々な改善を図るとともに高大連携の強化に努めている(I-C-1-17)。

自己点検・評価の結果の改革・改善への活用については、毎年実施する自己点検・評価

を通じて確実な改善に結びつけていくよう、学長（総長）の諮問により、大学協議会は、点検・評価結果及び改善計画の進捗状況を踏まえ、学部長会議を通じ、全学に改善の指示を行っている。この指示内容は、部局レベルまたは個々の教職員レベルで日常的に展開されている PDCA サイクルに取り入れられ、次年度どのように具現化されたのか、その取り組み状況を明確にし、公表することで、内部質保証システムに基づく諸活動の PDCA サイクルを着実に機能させている。

【区分 I-C-2 教育の質を保証している。】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。(2) 査定の手法を定期的に点検している。(3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。(4) 学校教育法、大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。 |
|--|

【区分 I-C-2 の現状】

本学では、教育の質を点検・評価し、建学の精神および教育理念にふさわしい「教育システムの質」を保証する仕組みを作成し、実践している。

「教育の質保証」について、学修成果の測定は機関レベル、各学部・学科プログラムレベル、各科目レベルの 3 つのレベルで行っている。機関レベルの学修成果は「汎用的能力」について測定・評価している。また、学部・学科の学修成果については、卒業認定・学位授与の方針に示された能力について測定・評価している。さらに科目レベルの学修成果は各教員による点数評価はもとより、教育開発支援センターが企画・運営する「キャリアデザイン科目」等においてルーブリックを用いて測定している（I-C-2-1）。

学生が身につけた資質・能力（学修成果）を、在学中 1 年次と 3 年次の 2 回測定し、その結果、学生が身につけた学修成果を点検して、順調に教育の成果・効果が伸びているか調査している。汎用的能力について、本学の建学の精神に基づいた 5 つの観点基準をまとめた「視野の広い実践的な人材」ルーブリックにおいて、「広い視野」、「チームワーク」、「リーダーシップ」、「やる気・意欲」、「自己肯定感」の 5 観点について機関レベルの学修成果の測定を行っている。また、2008 年 12 月に中央教育審議会大学分科会からの答申として「学士課程教育の構築に向けて」が発表され、本学において学士課程の学士力にも通じる「汎用的な能力」について、どのくらい成長したか付加価値を 12 項目 5 点尺度で点検している。このようにして、本学での教育の成果・効果が順調に伸びているかを点検することで教育の質を保証している。

また、これまで本学は一貫して実学教育を実践している。学生が大学でどのくらい学部の専門知識・技能や汎用的な能力を身につけたかを点検・検証する「学修 PDCA」だけではなく、本学を巣立った卒業生の意見・感想に耳を傾けたり、企業の人事部や社会・時代がどのような人材を求めているかの「実学 PDCA」による広い視野からのサイクルによって、学位授与方針やカリキュラムといった「本学の教育システム」をダブルチェックできる点検・評価の仕組みおよび実学の精神に相応しい点検・評価の仕組みを構築した（I-C-2-2・

3)。さらに、キャリアセンターが実施する「卒業生アンケート」および「企業向けアンケート」に「汎用的能力」についての同一の12項目の尺度を組み込んだ。これにより、「実学PDCA」の測定精度をさらに高めることが可能となった（I-C-2-4）（I-C-2-5）。

「教育システムの質」を保証する仕組みである「学修PDCA」サイクルおよび「実学PDCA」サイクルのダブルチェックにより継続的に修正・調整を行っている。また、中長期計画書（令和3年度～令和7年度）において実施結果を定期的に点検している。

教育の質の向上・充実のためのPDCAサイクルの活用については、「教育の質保証」の仕組みを作成し、先述のとおり1「機関レベルの学修成果」、2「学部・学科レベルの学修成果」、3「科目レベルの学修成果」の3つのレベルで実践している。

機関レベルの改善活動としては、全学評価委員会（全学自己点検・評価実行委員会）において継続的に改善活動が行われているが、さらに詳しく見ると、全学的な汎用的能力の学修成果を踏まえて、3月開催の学部長会議の協議ならびに大学協議会の審議を経て、次年度に向けた「教育課程の編成に係る全学的方針」を教務部から発表している（I-C-2-6）。また、全学共通の汎用的な能力として大学全体の学修成果を明確にするため、学修成果の明文化および公表について検討し、2024年2月5日の学部長会議および大学協議会において、「視野の広い実践的な人材のルーブリック」の「基準5」の文章をもとに、「全学的な学修成果」として明文化し、公表している（I-C-2-7）。

「学部・学科レベルの学修成果」については、各学部の卒業認定・学位授与の方針から、学修成果を抽出し、教育開発支援センターでその学修成果の獲得状況について、入学時と比較してどのくらい獲得したかを5段階ルーブリック評価にて測定している。また、1日あたりの学修時間について、大学で履修している科目に関する時間とそれ以外に関する時間に分けて測定している。

また、各授業科目のシラバスには学部・学科における獲得をめざす学修成果を記載し、科目の学修を通じて、獲得できる学修成果を記し、学生が学部・学科の学修成果について、理解することができるよう促している。

2024年4月22日（月）開催の各学部・学科のFD推進部会において、教育開発支援センターより、各学部・学科長に対し、議題『2023年度「成長実感調査」の学部・学科別資料への意見交換』を依頼し、意見交換の内容を、議事録として、5月10日（金）までに提出願った。6月10日（月）開催の教育開発支援センター会議では、「FD推進部会議事録」の意見や感想をもとに議論を行い、2024年度以降の「成長実感調査」の改善について検討した。その結果、全学部・学科において、統一したアンケートの進行・実施のため、2023年度より開始した「成長実感調査」実施時におけるゼミナール教員用の読み上げ原稿の配付を継続することとなった。

「科目レベルの学修成果」は、各教員による点数評価はもとより、教育開発支援センターが企画・運営する「キャリアデザイン科目」5科目等において、クラス毎に定めている学修成果について、3観点5段階のルーブリック評価を用いて測定している。受講前と受講後の2回、自己評価させており、その基準の差で獲得状況を調べている。

2020年度「キャリアデザインⅠ」における改善として、コロナ禍であっても学習に取り組めるよう、予習・復習用教材を再編集し、学生用ポータルに「SPI対策自習サイト」を構

築した。このサイトは仕事算、代金の精算、ブラックボックスなど 10 のテーマからなり、解説動画・練習問題と解答を掲載している。また、教授会においてサイトの告知チラシを配付し、学生への周知を行った。教育開発支援センターではその他のキャリアデザイン科目におけるルーブリックの集計および分析結果に基づき、担当教員へフィードバックを行い、次年度の授業内容の改善を促している。

「OGU リベラルアーツプログラム科目」においては、2023 年度より 2 年次配当科目 12 科目が開講した。リベラルアーツプログラム科目の延べ受講者数が 2024 年度前期 74 名、後期 497 名で、受講者数は増加傾向にある。自己点検として①受講者数、②授業担当者の感想、③授業参観・評価票を収録した「授業のまとめ」冊子（I-C-2-8）を作成し、「OGU リベラルアーツプログラム FD 部会」や「OGU リベラルアーツプログラム担当者懇話会」において共有している。

また、これら 1「機関レベルの学修成果」、2「学部・学科レベルの学修成果」、3「科目レベルの学修成果」の測定・分析結果は学部長会議、教授会において報告している。

学校教育法、大学設置基準等の関係法令の変更及び改正等については事務局が窓口となり適宜確認し、対応に遺漏のないよう努めている。また、学内への情報提供を図り、各学部および関係部署は適切に対応し、遵守に努めている。

通信教育部では、教育課程及びその内容、方法について、学校教育法、大学設置基準等法令を遵守し、また各種根拠資料に基づき「通信教育部自己点検・評価委員会」でその適切性を検証したうえで、「全学評価委員会」に報告している。これに加え通信教育部運営委員会、通信教育部学務委員会（I-C-2-9・10）でも毎年度のカリキュラム編成時やカリキュラム改正時に教育課程及びその内容、方法の適切性についての確認、また必要に応じて見直しが行われていることから、点検・評価の結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行う体制が確立されている。

教育の向上・充実、教育の質保証のための取り組みは、特に面接授業（スクーリング科目）において、各授業科目担当者が大学で毎年策定される「教育課程の編成に係る全学的方針」（I-C-2-6）を基に授業運営を行っている。

大学院では、各科目の教員各自が創意工夫によって授業中課題、試験、発表などを用いて科目レベルでの学修成果を把握している。論文については、修士論文中間発表会や一次審査、公開発表会などを開催し、各研究科で研究成果の把握を行っている。

また、各研究科・課程ごとにおける「学修成果」を 2020 年度に成文化し明確化したことにより、学位授与方針に示された能力との関連性について、獲得状況を把握するために、修士・博士課程の基準「知識・理解」、「思考・判断」、「関心・意欲」、「技能・表現」の 4 項目について 5 段階ルーブリックで測定し、大学院委員会において測定結果報告を行っている。各研究科のルーブリックでは、学位授与の方針及び学修成果に示された身につけるべき能力を列挙し、観点・基準を定めたものを作成しており、学生の自己評価によるルーブリックの基準（レベル）、獲得した学修成果の達成度について測定を行っている（I-C-2-11）。

【テーマ I-C 内部質保証の課題】

3つのポリシーの達成状況を検証するための、大学全体レベル（機関）、学部・研究科レベル（教育課程）、科目レベルの3つの段階における、学修成果および汎用的能力を評価・判定する仕組みは整い、PDCAサイクルを回しているが、「アセスメントポリシー」（アセスメントプラン）の機関決定がまだであるため、早急に決定できるよう、具体的な策定を進める必要がある。

2020年1月に中央教育審議会大学分科会から「教学マネジメント指針」が発表され、大学が「学修者本位の教育」の観点からの教育を充実する上で、学修成果・教育成果の自発的・積極的な公表も必要とされている。そのため、学修成果の可視化をはじめとする教育情報の公表について引き続き検討しなければならない。

大学・短期大学基準協会の内部質保証ルーブリックの「学習成果」におけるLevelⅢの各項目について自己評価すると、「学習成果を定めている」（LevelⅠ）、「学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている」（LevelⅡ）、「学習成果の獲得を評価・判定する仕組みを定めている」（LevelⅢ）まで到達している。今後も引き続きLevelⅠ、LevelⅡ、LevelⅢの到達度を維持しつつ、LevelⅣの「学習成果の獲得について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。」をめざし、引き続き教育改善活動を進める必要がある。

また、「卒業生アンケート」（2024年12月実施）の回収率が10%台で低い状態が継続しているため、回収率が上がるよう実施方法を工夫し改善を図る。

なお、大学院の質保証の更なる改善を進めるため、「学生の自己評価による学修成果の測定」だけでなく「教員の成績評価による学修成果の測定」を行い、「学修成果の可視化」を推進する必要がある。

【テーマ I-C 内部質保証の特記事項】

自己点検・評価においては、毎年実施する本学独自の自己点検・評価を通じて確実な改善に結びつけていくよう、「自己点検・評価項目に係る【改善計画】の進捗状況表」を作成し、各自己点検・評価項目の前年度までの「改善計画」が、次年度どのように具現化されたのか、その取組み状況を明確にし、公表することで、内部質保証システムに基づく諸活動のPDCAサイクルを着実に機能させている。

また、全学的な学修成果の明文化・公表を踏まえ、「学修PDCA」に加えて「実学PDCA」のモデルを策定し、汎用的能力について在学生、卒業生及び企業を対象に同一尺度による測定を行っている。これにより、学修成果に加え、企業の人事部や社会・時代が求める人材像を多面的に把握し、教育改善につなげている。特に2022年度からは、企業に対しても同一尺度での測定を開始し、在学生・卒業生・企業の三者を通じた検証を行っている点は、教育の質向上に向けた取組として評価できる。

【基準Ⅰ ミッションと教育の効果の改善状況・改善計画】

『2024年度の改善計画の進捗状況』は次のとおりである。

地域貢献として、吹田市をはじめ、吹田商工会議所、近隣の企業、商店街振興組合等と

の連携協定に基づき、地域社会の産業、文化、まちづくり等の分野における課題に対して、学生がボランティアとして協力し、地域社会の発展と充実に貢献した。また、地域に根ざした連携活動として、なにわの伝統野菜「吹田くわい」の植え付け・収穫作業のほか、その保護・普及を目的とした「吹田くわい祭り」の運営に学生ボランティアが主体的に携わり、地域ブランドの価値向上に貢献した。

エクステンションセンターによる生涯学習の充実については、地域住民をはじめ社会人や卒業生、本学学生を対象に、趣味と教養を広げる講座を3ジャンル46講座を開設し、40講座を開講した。開講形態については対面授業を基本とし、講師の承諾を得た対面授業は収録し、動画配信するハイブリッド形式での開講を行ったことから、来学できない場合の受講申込みに繋がり、幅広い受講者を獲得できた。

教育効果については、ループリックによる学習成果の測定結果および『汎用的能力に関する全学的な「成長実感調査」』の結果に基づき、FD推進部会において長所・短所について多面的に評価、検証し、担当教員にフィードバックした。

自己点検・評価の実質化については、本年度も全学的な自己点検・評価を実施し、改善計画の進捗状況を「自己点検・評価項目に係る改善計画の進捗状況表」としてホームページに公表し可視化するとともに、各関連部署が連携し、直近の課題について機動的に改善を図り、本学のビジョン実現に向けた教育活動を展開した。

また、全学共通の汎用的な能力として大学全体の学修成果を明確にするため、学修成果の明文化及び公表について検討を進め、「全学的な学修成果」として明文化し、公表した。さらに、三つの方針に基づく教育改善を実質化するため、「学修PDCA」に加えて「実学PDCA」の精緻化を図り、在学生、卒業生及び企業を対象に、汎用的能力について同一尺度による測定を行う仕組みを整備している。これにより、学生の学修成果に加え、社会や企業が求める人材像を多面的に把握し、教育改善活動に反映させている。

国際交流に関しては、海外提携大学の拡大、留学生と地域社会との交流、海外大学との提携による教育機会の提供など、各種取組を継続して実施しており、国際交流を通じた教育機会の充実を図った。

大学院においては、研究の公正性を確保し研究不正を未然に防止するため、在学生及び新入生を対象に研究倫理教育として「研究倫理セミナー」を実施した。また、修士論文の質向上を図るため、全研究科において修士論文中間発表会を公開で実施するとともに、経済学研究科では修士論文一次審査を行った。さらに、授業評価アンケートや学生の自己評価による学修成果の測定結果を各研究科委員会において報告し、組織的な情報共有を図った。

『改善計画』は次のとおりである。

建学の精神に基づく教育目標や学習成果を含む各種方針について、引き続き、教務関係自己点検・評価委員会でその適切性について検証する。また、「DPループリック」や12の汎用的能力の確認を行う「汎用的能力アンケート」、「授業評価アンケート」等による評価結果を分析し、さらに「教育課程の編成に係る全学的な方針」を定め、教育の向上・充実に繋げ、恒常的に改善を図っていく。

アセスメントポリシーの整備と運用を図り、大学全体・学位プログラム・科目の各レベ

ルで「測定する学修成果」・「測定方法（指標・データ）」・「確認時期」・「改善に向けた取り組み」を整理し、取り組みを開始する。

総合学術研究所における研究活動をととして、総合大学としての強みを生かし、専門領域が異なる学内外の研究者による学際的および分野横断的な研究活動を推進し、最新の知見を広く社会に還元する。

生涯学習の充実について、本学学生のみならず、卒業生や社会人、地域住民の方々を対象に、趣味と教養を広げる講座を開講するとともに、遠方に在住の方や外出できない方でも受講できるようにし、受講形態の選択肢を増やす。

生涯学習吹田市民大学大阪学院大学講座を、吹田市教育委員会との共催により、人気の高い公開講座を引き続き開講し、人生をより豊かにするための教養を深める場として学びの機会を提供することにより、教育機関として社会貢献の大きな役割を果たしていく。

国際交流に関しては、海外提携大学との連携、留学生と地域社会との交流、海外大学との提携による教育機会の提供など、各種取組を引き続き実施し、国際交流を通じた教育活動の充実を図っていく。

大学院においては、各授業内容について、中間発表会などでの学生の研究に関する進捗状況や授業評価アンケートにより検証を継続する。また、学生の学修を活性化させ、効果的に教育を行い、さらなる修士論文の質を向上させるため、経済学研究科による修士論文一次審査を含め、修士論文中間発表会を継続して実施する。「研究倫理セミナー」の内容については、アンケート結果を検証し、より理解を深めるために内容の改善を図る。さらに、学生の自己評価による学修成果の測定を継続して行い、実施結果について検証を進め、実践的な教育に相応しい教育改善活動を進める。

自己点検・評価の実質化について、全学的な自己点検・評価の実施結果を踏まえ、各年度における改善計画の進捗状況を可視化するとともに、関連部署が連携して機動的な改善を図り、本学のビジョンの実現に向けた教育活動を展開する。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

〔テーマⅡ-A 教育課程〕

＜根拠資料＞

- Ⅱ-A-1-1 公式ホームページ「大学 卒業認定・学位授与の方針」
- Ⅱ-A-1-2 教育研究上の目的等（2025. 6. 16 開催教務部委員会資料・議事録）
- Ⅱ-A-1-3 教育研究上の目的等（2025. 6. 23 開催各学部教授会資料・議事録）
- Ⅱ-A-1-4 公式ホームページ「大学院 学位授与の方針」
- Ⅱ-A-2-1 公式ホームページ「大学 教育課程編成・実施の方針」
- Ⅱ-A-2-2 学則 第4章 授業科目履修方法
- Ⅱ-A-2-3 公式ホームページ「履修要項」
- Ⅱ-A-2-4 公式ホームページ「学修要項」
- Ⅱ-A-2-5 公式ホームページ「教務関連諸規程」
- Ⅱ-A-2-6 学則 第5章 卒業の要件等及び学位
- Ⅱ-A-2-7 2025年 シラバス作成要領（2025. 10. 6 開催教務部委員会資料・議事録）
- Ⅱ-A-2-8 シラバス一部抜粋（大学）
- Ⅱ-A-2-9 公式ホームページ「実務経験のある教員による授業科目一覧」
- Ⅱ-A-2-10 シラバス校正報告書
- Ⅱ-A-2-11 公式ホームページ「OGU PBL プロジェクト」
- Ⅱ-A-2-12 共通科目「実務基礎」のカリキュラム改正
（2020. 2. 21 開催教務部委員会資料・議事録）
- Ⅱ-A-2-13 「OGU 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」について
（2023. 2. 6 開催学部長会議資料・議事録）
- Ⅱ-A-2-14 「OGU 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（応用基礎レベル）」について
（2025. 11. 17 開催学部長会議資料・議事録）
- Ⅱ-A-2-15 共通科目「教養」のカリキュラム改正
（2023. 3. 7 開催学部長会議資料・議事録）
- Ⅱ-A-2-16 共通科目「教養」のカリキュラム改正について
（2023. 6. 5 開催学部長会議資料・議事録）
- Ⅱ-A-2-17 共通科目「教養」「実務基礎」のカリキュラム改正について
（2025. 11. 17 開催学部長会議資料・議事録）
- Ⅱ-A-2-18 外国語学部のカリキュラム改正について
（2023. 6. 19 開催外国語学部教授会資料・議事録）
- Ⅱ-A-2-19 外国語学部のカリキュラム改正について
（2023. 7. 3 開催学部長会議資料・議事録）
- Ⅱ-A-2-20 経営学部のカリキュラム改正について
（2025. 11. 17 開催経営学部教授会資料・議事録）
- Ⅱ-A-2-21 経営学部のカリキュラム改正について

- (2025. 12. 1 開催学部長会議資料・議事録)
- Ⅱ-A-2-22 2024 年度 学部・学科教育と汎用的能力の学修成果の測定結果について
(2025. 2. 20 開催教務部委員会資料・議事録)
- Ⅱ-A-2-23 2024 年度 学部・学科教育と汎用的能力の学修成果の測定結果について
(2025. 3. 3 開催学部長会議資料・議事録)
- Ⅱ-A-2-24 2025 年度 教育課程編成に係る全学的方針
(2025. 3. 3 開催学部長会議資料・議事録)
- Ⅱ-A-2-25 2025 年度 学部・学科教育と汎用的能力の学修成果の測定結果について
(2026. 2. 16 開催教務部委員会資料・議事録)
- Ⅱ-A-2-26 2025 年度 学部・学科教育と汎用的能力の学修成果の測定結果について
(2026. 3. 2 開催学部長会議資料・議事録)
- Ⅱ-A-2-27 2026 年度 教育課程編成に係る全学的方針
(2026. 3. 2 開催学部長会議資料・議事録)
- Ⅱ-A-2-28 公式ホームページ「開設科目一覧」
- Ⅱ-A-2-29 公式ホームページ「履修規程」
- Ⅱ-A-2-30 公式ホームページ「通信教育部」
- Ⅱ-A-2-31 シラバス一部抜粋（通信教育部）
- Ⅱ-A-2-32 2017 年 12 月開催 通信教育部学務委員会資料
- Ⅱ-A-2-33 大学院学則 第 2 章 学科目・単位数及び履修方法
- Ⅱ-A-2-34 公式ホームページ「大学院 教育課程編成・実施の方針」
- Ⅱ-A-2-35 大学院ホームページ「履修規程」
- Ⅱ-A-2-36 シラバス一部抜粋（大学院）
- Ⅱ-A-2-37 2025 年度 大学院履修要項
- Ⅱ-A-2-38 「学位論文等審査基準」
- Ⅱ-A-2-39 「博士課程延長生制度」
- Ⅱ-A-2-40 「修士論文・特定課題研究の作成について」
- Ⅱ-A-3-1 2025 年度 前期授業評価の実施結果
(2025. 8. 18 開催教務部委員会資料・議事録)
- Ⅱ-A-3-2 2025 年度 前期授業評価の実施結果
(2025. 10. 20 開催各学部教授会資料・議事録)
- Ⅱ-A-3-3 2024 年度 後期授業評価の実施結果
(2025. 2. 20 開催教務部委員会資料・議事録)
- Ⅱ-A-3-4 2024 年度 後期授業評価の実施結果
(2025. 2. 25 開催各学部教授会資料・議事録)
- Ⅱ-A-3-5 通信教育部運営委員会資料（2025 年 11 月 17 日開催）
- Ⅱ-A-3-6 2025 年度「研究倫理セミナー」（在学生用・新入生用）
- Ⅱ-A-4-1 入学者選抜要項
- Ⅱ-A-4-2 大学案内
- Ⅱ-A-4-3 入試ガイド

- Ⅱ-A-4-4 公式ホームページ「大学 入学者受入れの方針」
- Ⅱ-A-4-5 活動報告書
- Ⅱ-A-4-6 入学者選抜制度一覧
- Ⅱ-A-4-7 入試委員会議事録（2024 年度）
- Ⅱ-A-4-8 「本学の取り組みに関する意見交換会」発言（議事）録
- Ⅱ-A-4-9 「3 つのポリシーに関する意見交換会」実施報告書
- Ⅱ-A-4-10 高校訪問報告書
- Ⅱ-A-4-11 2026 年度 大学院入学試験要項（春季入学者選抜試験）及び
2025 年度 大学院入学試験要項（秋季入学者選抜試験）
- Ⅱ-A-4-12 公式ホームページ「大学院 入学者受入れの方針」
- Ⅱ-A-5-1 学生の自己評価による学修成果の測定用紙（各学部）
- Ⅱ-A-5-2 2024 年度 卒業判定結果（2025. 4. 14 開催学部長会議資料・議事録）
- Ⅱ-A-5-3 公式ホームページ「教育研究上の目的、教育目標、卒業認定・学位授与の方針、
教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針、学修成果」
- Ⅱ-A-5-4 授業評価記入用紙
- Ⅱ-A-5-5 学修成果の測定結果（各研究科）
- Ⅱ-A-6-1 2024 年度「卒業生アンケート」の結果について
（2025. 7. 7 開催学部長会議資料・議事録）
- Ⅱ-A-6-2 2024 年度 本学における GPA の分布状況について
（2025. 11. 10 開催学部長会議資料・議事録）
- Ⅱ-A-6-3 2024 年度 本学における GPA の分布状況について
（2025. 11. 17 開催各学部教授会資料・議事録）
- Ⅱ-A-6-4 卒業生向けアンケート回答依頼文
- Ⅱ-A-6-5 卒業生向けアンケート回答集計結果
- Ⅱ-A-6-6 学生派遣報告書
- Ⅱ-A-7-1 修了生進路決定カード
- Ⅱ-A-7-2 企業向けアンケート回答依頼文
- Ⅱ-A-7-3 企業向けアンケート回答集計結果

【区 分 Ⅱ-A-1 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。】

- (1) 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

【区分Ⅱ-A-1 の現状】

「学位授与の方針」を「卒業認定・学位授与の方針」へと変更したことに連関し、「教育

課程編成・実施の方針」を2017年度より変更した。この「教育課程編成・実施の方針」は授与する学位ごとに定めており、各学部・学科の体系的な教育課程の編成に対応している。また、「学位授与の方針」には養成する能力が示されており、学修成果との関係は明らかである。

『教育課程』については、「建学の精神」、「建学の精神」に基づく教育理念、「大学の使命」、「人材の養成・教育研究上の目的」、「教育目標」、に基づき策定された「卒業認定・学位授与の方針」に直結した「教育課程編成・実施の方針」の下、大学設置基準に則り編成しており、社会的・国際的に通用する内容となっている（公式ホームページ）。

また、「学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）は、毎年教務部委員会、教務関係自己点検・評価委員会で適切性を検証し、各学部教授会に提示し、確認を行っている（Ⅱ-A-1-1）（Ⅱ-A-1-2）（Ⅱ-A-1-3）。

なお、各学部・学科の「学位授与の方針」は次の通りである。

〔商学部〕

所定の期間在学し、以下の能力を身につけるべく編成・実施された教育課程の学修を通じ、履修規程に定める所定の単位を修得した者に卒業を認定し、学士（商学）の学位を授与する。

養成する能力

- ・幅広い教養と商業に関連する、基本的かつ専門的な知識を身につけている。
- ・実践的な情報リテラシーとコミュニケーション能力を備えている。
- ・経済社会における諸問題の解決能力を備えている。
- ・ビジネス活動の社会的貢献と責任を理解することができる。
- ・獲得した知識・技能等を総合的に活用して課題を解決する能力を備えている。
- ・課題解決能力を支える視野の広い実践的な人格や態度を有している。

〔経営学部・経営学科〕

所定の期間在学し、以下の能力を身につけるべく編成・実施された教育課程の学修を通じ、履修規程に定める所定の単位を修得した者に卒業を認定し、学士（経営学）の学位を授与する。

養成する能力

- ・幅広い教養と豊かな人間性を身につけている。
- ・経営・管理に必要な基礎知識と技能を習得している。
- ・基礎知識・技能に基づく問題解決能力を身につけている。
- ・チームの一員として協働するコミュニケーション能力を身につけている。
- ・社会性を意識しつつ、挑戦する力を備えている。
- ・世界を見据えた経営・管理能力を身につけている。

〔経営学部・ホスピタリティ経営学科〕

所定の期間在学し、以下の能力を身につけるべく編成・実施された教育課程の学修を通

じ、履修規程に定める所定の単位を修得した者に卒業を認定し、学士（ホスピタリティ経営学）の学位を授与する。

養成する能力

- ・幅広い教養と豊かな人間性を身につけている。
- ・ホスピタリティ業界におけるリーダーとして運営・経営・管理の知識を習得している。
- ・理論を実践に応用し、行動につなげる力を備えている。
- ・ホスピタリティ精神（柔軟性・チームワーク）を活かしたビジネスコミュニケーションスキルを身につけている。
- ・ホスピタリティ業界の職業倫理を理解し、現場力を備えている。
- ・ホスピタリティ業界のグローバル化に対応する語学力と国際感覚を備えている。

〔経済学部〕

所定の期間在学し、以下の能力を身に付けるべく編成・実施された教育課程の学修を通じ、履修規程に定める所定の単位を修得した者に、学長の承認を経て卒業を認定し、学士（経済学）の学位を授与する。

養成する能力

- ・物事を合理的・論理的に判断するための思考力を身に付けている。
- ・情報の収集・分析・発信に必要な基礎的・専門的技能を習得している。
- ・現代社会が抱える様々な課題に対する理解・問題意識を高めている。
- ・社会の変化を多面的に把握するための幅広い知識・視点を身に付けている。

〔法学部〕

所定の期間在学し、以下の能力を身に付けるべく編成・実施された教育課程の学修を通じ、本学の学則に定める所定の単位を修得した者に卒業を認定し、学士（法学）の学位を授与する。

養成する能力

- ・幅広い教養と社会に対する深い関心をもち、問題の本質を見極める能力。
- ・主要な実定法のルールおよび基礎概念について説明できる能力。
- ・正義・公平などの法原則に照らして妥当な結論を論理的に導き出し、問題を解決する能力。
- ・積極的・主体的なコミュニケーションを通じて、他者と信頼関係を築き、社会に貢献する能力。

〔外国語学部〕

所定の期間在学し、以下の能力を身に付けるべく編成・実施された教育課程の学修を通じ、履修規程に定める所定の単位を修得した者に卒業を認定し、学士（英語学）の学位を授与する。

養成する能力

- ・専攻科目や共通科目（言語）で学修した外国語の基本語彙や基本文法をもとに、幅広

い領域の知識と教養を身に着け、より高い外国語の運用能力を実践することができる。

- ・専攻科目や演習科目を通じて、協調性を大切にし、自らの考えをまとめ、相手が理解できるよう、意見を発表し、討論・対話をおこなうことができる。
- ・専攻科目の学修を通じて、加速するグローバル化に対応する高度な英語力と独創性さらに実践力を身につけ、物事を広い視野で見ることができる。

〔国際学部〕

所定の期間在学し、以下の能力を身につけるべく編成・実施された教育課程の学修を通じ、履修規程に定める所定の単位を修得した者に対し卒業を認定し、学士（国際学）の学位を授与する。

養成する能力

- ・アジア環太平洋地域と国際協力に関する幅広い知識を身につけている。
- ・国際的なコミュニケーション・スキルや論理的思考力を身につけ、応用できる。
- ・自分で課題を設定し、情報を収集分析し、その課題を主体的に解決することができる。
- ・世界および日本の文化の多様性を尊重し、視野の広い実践的人材として社会で積極的に行動できる。

〔情報学部〕

所定の期間在学し、以下の能力を身につけるべく編成・実施された教育課程の学修を通じ、履修規程に定める所定の単位を修得した者に卒業を認定し、学士（情報）の学位を授与する。

養成する能力

- ・幅広い教養を身につけ、物事を多面的に考察する力。
- ・コンピュータサイエンスの基礎と人間の情報処理の基本的理解。
- ・情報コンテンツを始めとする情報通信技術の応用分野についての概括的な知識。
- ・数理的・論理的に思考する能力。
- ・他者とも有効な議論を行うことによって問題を解決する力。
- ・現代社会における情報システムの役割を理解し、倫理的な問題についても正しい判断を導く能力。
- ・獲得した知識や技能を総合し、広い視野を持って、新しい技術にも対応できる実践的な課題解決能力。

〔通信教育部〕

所定の期間在学し、以下の能力を身につけるべく編成・実施された教育課程の学修を通じ、履修規程に定める所定の単位を修得した者に卒業を認定し、学士（商学）の学位を授与する。

養成する能力

- ・幅広い教養と商業に関連する、基本的かつ専門的な知識を身につけている。
- ・実践的な情報リテラシーとコミュニケーション能力を備えている。

- ・経済社会における諸問題の解決能力を備えている。
- ・ビジネス活動の社会的貢献と責任を理解することができる。
- ・獲得した知識・技能等を総合的に活用して課題を解決する能力を備えている。
- ・課題解決能力を支える視野の広い実践的な人格や態度を有している。

大学院においては、「学位授与の方針」を、授与する学位分野ごとに「教育課程編成・実施の方針」を定め、「学位授与の方針」で定める「養成する能力」を獲得できるように示されており、本学Webサイト等を通じて学内外に広く表明している。

各研究科の課程修了については、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学修成果を明示した「学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）を毎年大学院自己点検・評価委員会で適切性に検証し、本学Webサイト等を通じて学内外に広く表明している。（Ⅱ-A-1-4）

【区分Ⅱ-A-2 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。】

- (1) 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、体系的に教育課程を編成している。
 - ① 大学設置基準等にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 専門職学科においては、当該学科の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発及び編成を行っている。
 - ④ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。
 - ⑤ 成績評価は学習成果の獲得を大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑥ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑦ 通信による教育を行う学部・研究科等の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

【区分Ⅱ-A-2の現状】

「学位授与の方針」で示した「養成する能力」を獲得できるよう「教育課程編成・実施の方針」において各学部・学科、次の通り示している（Ⅱ-A-2-1）。

〔商学部〕

- ・マーケティング、グローバルビジネス、財務情報に関する各種科目を設け、さらにその周辺科目も多数配することで、商学の体系的な学修による経済社会についての情報収集・分析・発信能力の涵養を促す。
- ・順次性をもって学修できるように、専門科目の年次配列に配慮し、効果的な学修を促進

している。

- ・視野の広い実践的な人格・社会人としての正しい見識や倫理感を培い、獲得した知識・技能等を総合的に活用して課題を解決する能力を涵養するために、1年次から4年次のすべてにゼミナールを設け、継続的指導をおこなっている。特にゼミナールⅠでは、少人数教育のもとにきめ細かい指導をおこなうことで、初年次教育を徹底する。
- ・簿記や販売士など多数の資格関連科目を設け、積極的に資格取得を促すことで、実学を重視したキャリア関連教育にも留意している。
- ・マーケティング戦略、グローバルビジネス、財務情報の3コースを設け、それぞれに必修および選択必修科目をその内容にかんがみて年次別に配することで、体系的な学修を促す。

履修科目の単位認定にあたっては、科目の性質に応じて筆記試験、レポート試験、日常点などを適切に組み合わせて評価し、その方法と配点は開講前にシラバスに明示する。

〔経営学部・経営学科〕

- ・経営者・管理者として必要な幅広い教養と豊かな人間性を涵養するため、共通科目を設ける。
- ・順次性をもって学修できるよう1年次に「基礎科目」を設け、経営学を学ぶ上での基礎的な知識を養う。2年次以降に「経営基幹科目」「経営応用科目」「経営関連科目」「経営グローバル科目」を設け、幅広い専門知識を学修することで知識・技能に基づく問題解決能力を養う。
- ・コース制を設け、各コースに必修科目を設けることにより各コースの基軸となる知識を修得させる。また、興味や関心に応じてコースごとに専門知識を学ぶことで体系的な学修を促す。
- ・コミュニケーション能力やチームの一員として協働する社会性を養い、さらに専門分野の学修を通して経営・管理能力を深め、新たな課題に挑戦する力を涵養するために「演習科目」を設け、少人数教育を実施する。
- ・語学力や国際的視野を養い、世界を見据えた視点を身につけさせるために「経営グローバル科目」を設ける。

履修科目の単位認定にあたっては、科目の性質に応じて筆記試験、レポート試験、日常点などを適切に組み合わせて評価し、その方法と配点は開講前にシラバスに明示する。

〔経営学部・ホスピタリティ経営学科〕

- ・ホスピタリティ業界のリーダーとして必要な幅広い教養と豊かな人間性を涵養するため、共通科目を設ける。
- ・順次性をもって学習できるよう1年次にホスピタリティ産業の入門科目、「基礎科目群」「経営学基礎科目群」を設け、社会人基礎力やホスピタリティ・マネジメントを学ぶ上での基礎的な知識を養う。2年次以降にホスピタリティ産業の概論科目やケーススタディ科目を設け、専門知識を深く学ぶことで理論を実践に応用できる能力を養う。
- ・ホスピタリティ業界の基盤となる知識を修得させるために「コア科目」、ホスピタリティ

業界の実践的な知識と技能を涵養するために「業界科目」、運営・経営・管理の手法を多角的かつ実践的に修得させるために「専門科目」を設けることで体系的な学修を促す。

- ・ホスピタリティ業界の現場に必要なコミュニケーション能力・問題発見能力・企業の概観を知る能力を涵養するために「企業実習」を設ける。
- ・ホスピタリティ・マネジメントの専門知識の深化を図り、職業倫理を備えた行動力を涵養するために「演習科目」を設け、少人数教育を実施する。
- ・ホスピタリティ業界に特化した語学科目や国際的視野を養う科目を設け、語学力と国際感覚を身につけさせる。

履修科目の単位認定にあたっては、科目の性質に応じて筆記試験、レポート試験、日常点などを適切に組み合わせて評価し、その方法と配点は開講前にシラバスに明示する。

〔経済学部〕

専攻科目および演習科目と養成する能力の関係についてはカリキュラムマップに、専攻科目および演習科目の体系性・順次性についてはカリキュラムツリーにそれぞれ明示し、評価基準・方法を授業の開講前にシラバスで明示する。

- ・共通科目と専攻科目を設置し、専門教育を含む幅広い教養を身に付けることで学士として求められる幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い豊かな人間性を涵養することをめざす。※1
- ・コース制を設置し、興味や関心に応じてコースごとに基礎と専門知識を体系的に学べるようにする。※2
- ・1年次に「基礎科目」を設置し、経済学を学ぶ上で前提となる制度・歴史・理論の基礎的な知識を修得する。※3
- ・「コース科目」を設置し、それぞれのコースに必要な幅広い専門知識を体系的かつ順次的に学修する。※4
- ・1年次から4年次まで「演習科目」を設置し、4年間一貫した少人数教育の学修機会を提供する。※5
- ・「関連科目」を設置して、「基礎科目」「コース科目」「演習科目」では十分に提供できない卒業認定・学位授与の方針で定めた「養成する能力」の教育内容を補完する。※6

各項目の実施については次のように定める。

※1・共通科目に「初年次教育」「教養」「言語」「実務基礎」の科目区分を設ける。

・専攻科目に「基礎科目」「コース科目」「コース外科目」「関連科目」を設ける。

※2〔産業経済コース〕情報化・グローバル化した現代の産業部門が社会や経済に果たす役割と与える影響を理解するために必要な科目を設ける。

〔公共経済コース〕公共部門が社会や経済に果たす役割と与える影響を理解するために必要な科目を設ける。

〔スポーツ経済コース〕現在の経済社会におけるスポーツの多様な価値の理解と可能性を探究するために必要な科目を設ける。

〔グローバル・エコノミーコース〕経済学的思考力と国際感覚をともなう判断能力を身に付けるために必要な科目を設ける。

- ※3 ・経済の諸制度を学ぶ「経済入門」を設定して、高校での知識の確認と大学での専門教育へと円滑につなぐ。
- ・理論系科目と歴史系科目を設定して、それぞれのコースの専門分野に進むに必要な共通の基礎知識を養う。
- ※4 ・コースごとに「理論」「分析・ツール」「政策・制度」「歴史」の科目区分を設け、年次が進むに従って各部門の専門性や特殊性を深化させる。
- ・「理論」と「分析・ツール」の科目に先修性を設ける。
 - ・各コースに必修科目を設け、各コースの基軸となる知識を修得する。
 - ・各コースに共通の選択必修科目を設け、経済学の基礎知識から専門知識への修得につなげる。
 - ・各コースに独自の選択必修科目を設け、コースごとにそれぞれの特性に応じた体系的な専門知識を修得する。
- ※5 [フレッシュマンゼミナール] 1年次生対象のゼミナールを前期と後期に設け、大学環境への適応ならびに大学で必要とされる学びの手段の初歩的領域を身に付けることをめざす。
- [基礎ゼミナール] 2年次生対象のゼミナールを前期と後期に設け、将来の方向付けならびに大学で必要とされる学びの手段の基礎的領域を身に付けることをめざす。
- [専門ゼミナール] 3年次生および4年次生対象のゼミナールをそれぞれ前期と後期に設け、経済学および周辺領域から選択した専攻分野の学修ならびに社会人としての自立をめざす。
- [実践課題研究] 2年次から4年次配当のゼミナールに並行して特定の研究テーマについて発展的に学修する科目を設ける。
- ※6 「関連科目」に「スポーツサイエンス」「特別講義」「ワークショップ」「研修・留学」の科目区分を設ける。
- [特別講義] 経済や社会への興味や関心を高めることを目的とし、現代社会の変化に対応したテーマや必要とされる幅広い知識を提供するために「経済学特別講義」を設ける。
- [スポーツサイエンス] スポーツ科学に関する基礎的および幅広い知識を身に付ける科目を設ける。
- [ワークショップ] 特定の技能習得を目的とした、演習科目を補完する比較的少人数の科目を設ける。
- [研修・留学] グローバル化に対応できる能力の養成をめざして、海外研修や海外留学の科目（グローバル・エコノミーコースに限定）を設ける。

[法学部]

- ・幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、基本的な能力を身につけさせるために、全学共通のカリキュラムとして共通科目を設ける。
- ・法学の専門知識とリーガルマインドを身につけさせるため、専攻科目を設け、段階的学修の便宜に配慮して、先修科目群、基幹科目群、展開科目群に分ける。

- ・初年次教育を徹底するために、初学者向けの先修科目とゼミナールを設け、登録を義務付ける。
- ・卒業後の進路の多様性に配慮し、コース制を設け、将来を見据えた学修を促す。
- ・他の学部の特攻科目の履修を広く認め、卒業必要単位数に算入できるものとする。
- ・知識の活用能力、論理的思考力、問題解決能力、表現力、コミュニケーション能力など、社会生活に必要な能力を育成するため、全学年に本学専任教員の担当による演習科目（ゼミナール）を設け、学生参加型の少人数教育を実施する。

履修科目の単位認定にあたっては、科目の性質に応じて筆記試験、レポート試験、日常点などを適切に組み合わせて評価し、その方法と配点は開講前にシラバスに明示する。

〔外国語学部〕

- ・共通科目では、社会人として必要な幅広い教養を培い、外国語の運用能力を高める科目を設置する。
- ・専攻科目では、グローバル化に対応する高度な英語力、独創性、実践力が育成できる多様な科目を設置する。
- ・専攻科目では、より高い外国語の運用能力を高めることを目標に、語学関係の資格取得を支援する科目や、国際文化及び国際社会を横断的、俯瞰的に学べる科目を設置する。
- ・英語学専攻の専攻科目では、コミュニケーション能力の土台を構築し、英語の応用力を身につけ、異文化を理解し国際業務を担う資質・スキル等の実践力強化が図れるよう3つの科目群を設置する。
- ・Global Studies 専攻の専攻科目では、系統的・段階的に英語力を高め、英語の応用能力を引き上げ、グローバル社会で活躍できるよう3つの科目群を設置する。
- ・演習科目では、グループ・ワークやディスカッションなどを通じて他者とのコミュニケーション能力や協調性、課題発見能力、問題解決能力の育成を図る4年間一貫教育を実施する。1年次ゼミナールにおいては、日本語を「読む」「書く」「論理的に話す」といった基本的リテラシーの修得を図る初年次教育を徹底する。

履修科目の単位認定にあたっては、科目の性質に応じて筆記試験、レポート試験、日常点などを適切に組み合わせて評価し、その方法と配点は開講前にシラバスに明示する。

〔国際学部〕

- ・国際化の進む現代における国際的教養や発展するアジア環太平洋地域の理解に関する科目、およびそれらを応用した国際協力を含む多彩な科目を配置する。
- ・少人数でおこなわれる参加型の語学科目および基礎学力を培う科目を配置する。
- ・提携大学への留学によって、異文化の中での生活を体験することを趣旨とする科目を配置する。
- ・以上の諸科目を順次性をもって学習できるように、コースを設けて、専門科目の年次別に配慮し、効果的な学修を促している。また、各自の専攻するコースを超えて幅広く関心ある共通科目や専攻科目を履修して学際的視野を養うことも推奨している。
- ・各年次に演習科目を必修科目として配置し、研究や討論を実践的に積み重ねる少人数の

参加型授業を実施することで、課題解決型の学習方法を身につける。

- ・1 年次の演習科目では、少人数教育のもと、きめのこまかい指導をおこなうことで、初年次教育を徹底する。

履修科目の単位認定にあたっては、科目の性質に応じて筆記試験、レポート試験、日常点などを適切に組み合わせて評価し、その方法と配点は開講前にシラバスに明示する。

〔情報学部〕

- ・共通科目により、幅広い教養と豊かな人間性を身につける。
- ・1 年次から基幹クラスタとして情報学の基礎科目を置く。ここには、コンピュータサイエンスやコンテンツテクノロジーを学ぶための基礎となるプログラミング等の科目と、人間の情報処理の基本を学ぶための科目を配置する。
- ・2 年次から応用的な展開クラスタを置く。ここには、コンピュータの仕組みやソフトウェアの理論と技術を学ぶ「コンピュータのハードウェアとソフトウェア」、情報システムやネットワークの基礎理論と基盤技術を学ぶ「情報システムとネットワーク」、マルチメディア情報とコンテンツ制作の理論と技術を学ぶ「マルチメディアとコンテンツ技術」、コンテンツビジネスの仕組みやコミュニケーションに必要な人間の心理や言語の特徴を学ぶ「情報ビジネスと社会」、情報分析の理論と方法を実践的に学ぶ「データ情報の活用」の5つのクラスタを設置する。
- ・数理的・論理的に思考する能力を養い、コミュニケーション能力を向上させるために、少人数の実践的な演習科目としてゼミナールⅠ、Ⅱを設置する。また、プログラミング科目を必修とし、論理的思考能力の向上を図る。
- ・情報社会と倫理に関する科目を用意し、情報系の学部として社会との関わりや倫理を教育するカリキュラムを充実させる。
- ・専攻科目で学んだ知識を総合し、広い視野を持って、自ら新しい課題に取り組むための実践的な演習科目としてゼミナールⅢ、卒業研究をそれぞれ3、4年次に配置する。

履修科目の単位認定にあたっては、科目の性質に応じて筆記試験、レポート試験、日常点などを適切に組み合わせて評価し、その方法と配点は開講前にシラバスに明示する。

〔通信教育部〕

- ・マーケティング、グローバルビジネス、財務情報に関する各種科目を設け、さらにその周辺科目も多数配することで、商学の体系的な学修による経済社会についての情報収集・分析・発信能力の涵養を促す。
- ・順次性をもって学修できるように、専門科目の年次配列に配慮し、効果的な学修を促進している。
- ・視野の広い実践的な人格・社会人としての正しい見識や倫理感を培い、獲得した知識・技能等を総合的に活用して課題を解決する能力の涵養を促す。
- ・簿記や販売士など多数の資格関連科目を設け、積極的に資格取得を促すことで、実学を重視したキャリア関連教育にも留意している。

履修科目の単位認定にあたっては、科目の性質に応じて筆記試験、レポート試験、平常

点などを適切に組み合わせて評価し、その方法と配点は開講前にシラバスに明示する。

各学部・学科で定める「卒業認定・学位授与の方針」で示す「教育目標」及び「人材の養成・教育研究上の目的」に沿った「学習成果」を定め、学習成果の獲得に対応した教育課程編成・実施の方針を定めている。この方針に基づき教育課程を編成している。

「共通科目」は本学の「建学の精神」に基づき重点をおいた・世界的な視野と実践力を備えた国際的教養人の育成、・産業社会に貢献し得る学識と識見を備えた穏健明朗な人材の育成、・学産協同の理念の徹底、の3項目を実現できるよう、社会人として必要な素養と豊かな人間性、異なる国や地域の文化を理解し、互いに尊重し合う資質や態度を身につけることができる授業科目を配置している。「専攻科目」は卒業認定・学位授与の方針に掲げる能力を養成するため、各学部・学科の教育課程編成・実施の方針に基づき授業科目が配置されている。「演習科目」は各学部・学科1年次生から各年次担当しており、1、2年次担当のゼミナールでは「人間関係」「協力遂行」「時間管理力」等の汎用的能力を高めるよう少人数ゼミナールで実施、また3、4年次担当のゼミナールでは社会で活躍できる人材を育成する授業内容・方法となっている。

このように、授業科目は「共通科目」、「専攻科目」、「演習科目」の3区分に分類され、学部・学科ごとに卒業に必要な授業科目及び単位数が定められている（Ⅱ-A-2-2）（Ⅱ-A-2-3）。

また各授業科目の単位は、講義及び演習については、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位と定めている。（Ⅱ-A-2-2）。

本学では学生が、各学期の学修が無理なく行えるよう各学期に履修登録制限単位数24単位を設定している。ただし、卒業必要単位数に含まない各種課程科目等の単位は、履修登録制限単位数に含まず、制限単位数の上限を超えて登録することができる（Ⅱ-A-2-4）。

通信教育部においては、社会人として必要な素養と豊かな人間性、異なる国や地域の文化を理解し、互いに尊重し合う資質や態度を身につけることができる「共通科目」、専門分野において幅広い知識・問題解決能力、コミュニケーション能力等を修得する「専攻科目」、教員養成課程を履修する学生に開講の「教職課程科目」の3区分に分類され、さらに授業科目ごとに、通信授業、スクーリング（面接）授業のいずれかの学習方法を設定し、卒業に必要な単位数が定められている（Ⅱ-A-2-28・29）。

学生が「科目ナンバリング」「カリキュラムツリー」「カリキュラムマップ」を積極的に活用し、計画性をもって体系的に学習を進めることができるよう公式ホームページにおいて周知を図っている。

また各授業科目の単位は、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの授業をもって1単位としている（Ⅱ-A-2-31）。各年次に履修登録できる登録制限単位数を編入年次ごとに定め、履修規程で周知している（Ⅱ-A-2-30）。

成績評価、単位認定については「学則」、「教務関連諸規程」に試験の種類、評価基準を規

定し、「履修要項」にも明示しており、授業担当者が、シラバスにおいて「定期試験」「レポート」「日常点」「その他」の項目ごとに評価の割合(%)を記載し、学生に予め公表することで、評価基準・評価方法の明確化を図っている(Ⅱ-A-2-4)(Ⅱ-A-2-5)。既修得単位の認定についても「学則」、「教務関連諸規程」で規定し、適切に運用している(Ⅱ-A-2-6)。

通信教育部における成績評価は、公式ホームページに通信教育の学び方(学習の概要)を示し、単位認定方法や学業成績評価基準を明示し(Ⅱ-A-2-30)掲載している。

学生の履修登録時の一助となるシラバスには、その授業科目の内容、具体的には「講義テーマ」「講義概要」「卒業認定・学位授与の方針との関連」「到達目標」「講義スケジュール」「評価基準・方法」「授業外学習の指示」「履修上の注意」「オフィスアワー」「教科書」「参考文献」「関連 URL」「担当者からの一言」の項目を設けている。

また、学生の各授業時等における ChatGPT などの生成 AI の利用について、学生用ホームページへの掲載に加え、2024 年度のシラバスから「履修上の注意」の項目に記載し周知を図っている。

特に、教育内容・方法の質的改善を図りアクティブ・ラーニングを推進するため、シラバスの「講義スケジュール(授業計画)」の項目に、教員と学生あるいは学生同士のコミュニケーションを取り入れた授業方法となるように、また「授業外学習の指示」の項目には、予習や復習の内容や時間を具体的に明記すること等を求めた(Ⅱ-A-2-7)。さらに、実務経験のある教員が担当する授業科目がわかるようシラバスに明示するとともに、公式ホームページにも明示している(Ⅱ-A-2-8)(Ⅱ-A-2-9)。授業科目担当者のシラバス原稿入稿後、第三者による校正・確認を行い(Ⅱ-A-2-10)、学生の自主的・主体的な学びや、授業内外の学習の活性化を促進させた。

効果的な教育を進めるうえで、ICT やアクティブ・ラーニング、OGU-Caddie を積極的に活用し、学生の主体的な学びの促進を図った。さらに、学生が自ら問題を発見し解決していく能力を身につけさせる「課題解決型学習 PBL、Project-Based Learning」を吹田市と官学連携 PBL や産学連携 PBL を共通科目「キャリアデザイン科目」で実施、また、商学部の「ゼミナール」や経営学部の「広告デザイン」でも実施した(Ⅱ-A-2-11)。

教育課程見直しについては、法令の改正に伴う変更のほか、学部・学科の枠を超えて測定している汎用的能力の評価結果や急速に変化する現代社会に対応すべく見直しを行っている。

2020 年度には「共通科目」区分の実務基礎科目群において、今後の進展が予測されるデジタル社会において、必須リテラシーとなる「AI」の正確な理解を深め、諸問題を解決できる能力を育むことを目的に、カリキュラムを一部改正した(Ⅱ-A-2-12)。さらに 2023 年度入学生から適用の「OGU 数理・データサイエンス・AI プログラム」を策定し、文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度(リテラシーレベル)」に申請し、2024 年 8 月に認定された(Ⅱ-A-2-13)。このリテラシーレベルで培った基礎を発展させ、AI を活用して課題解決へとつなげる応用基礎力を育成することを目的に、「OGU 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」の応用基礎レベル科目として、2026 年度に共通科目「実務基礎」区分に「AI 活用基礎」、「データサイエンス基礎」の 2 科目を設置するカリキュラム改正を実施する(Ⅱ-A-2-14)。

2022 年度には、汎用的能力の評価結果等から、全学部生を対象に、視野を拡げ、世界を俯瞰する能力を身につけるとともに、これからの社会を力強く生きるために必要な「自分の考えを伝える力」、「俯瞰する力」、「豊かに生きる力」を養成し、新たな知見を創造できる人材の育成を図ることが必要であることから、多様な領域の知見を系統的に学修できる「OGU リベラルアーツプログラム」を開設するため、共通科目「教養」区分のカリキュラム改正を実施した（Ⅱ-A-2-15）。

2023 年度には、共通科目「教養」区分において、授業での使用言語を英語とし、文化、歴史、経済、ビジネスおよび地球環境問題等多岐にわたるテーマで授業を展開し、より一層のグローバル化の進展を図れるよう 2025 年度入学生から適用するカリキュラム改正を実施、2026 年度からより一層学生に学修機会を与えるため、配当年次を 1 年次に変更する改正を実施する（Ⅱ-A-2-16）（Ⅱ-A-2-17）。

外国語学部において、「人材の養成、教育研究上の目的」である、外国語によるコミュニケーション能力、幅の広い教養を修得し、語学のエキスパートでありながら、豊かな人間性と教養を兼ね備えた人材の育成を一層強化する観点から、学部の 3 つの方針に基づき、より多様な進路に適した実践的英語運用能力を育むため、2025 年度入学生から適用するカリキュラム改正を実施した（Ⅱ-A-2-18）（Ⅱ-A-2-19）。

内容は「英語学専攻」と「Global Studies 専攻」に区分し、学びの明確化ならびに学習成果の可視化を図り、両専攻ともに、その特色を活かし加速するグローバル化に対応する高度な英語力と独創性さらに実践力の育成を特色として打ち出す改正内容となっている。経営学部において、2026 年度から適用のカリキュラム改正を実施する。改正内容は、経営学科では、経営学の知識を幅広く学ぶためのカリキュラムを提供しており、近年急速に進展する経営のグローバル化や経営環境の変化に対応すべく、新たに 3 科目を設置、ホスピタリティ経営学科においては、地域文化などの魅力を発信する地域ブランドという考えが重要であることから、既存の授業科目の名称変更を行う内容となっている（Ⅱ-A-2-20）（Ⅱ-A-2-21）。

教育課程及びその内容、方法については、各種根拠資料に基づき「教務関係自己点検・評価委員会」でその適切性を検証したうえで、「全学評価委員会」に報告している。また「教育課程編成・実施の方針」と「卒業認定・学位授与の方針」との適切な連関性を図るため、教育開発支援センターが分析した「学生の自己評価による学修成果の測定アンケートの実施結果」を活用・検証し（Ⅱ-A-2-22）（Ⅱ-A-2-23）（Ⅱ-A-2-25）（Ⅱ-A-2-26）、毎年次年度に向けた「教育課程の編成に係る全学的方針」を策定し、各学部の教授会で共有し、各授業科目はその方向性を踏まえた授業形態・内容を展開している（Ⅱ-A-2-24）（Ⅱ-A-2-27）。

〔2025 年度 教育課程の編成に係る全学的方針〕

①学修者本位の教育に向けた学修成果の可視化推進

学部教育における学修成果の測定結果に基づき、各学部・学科における長所・短所について検証、分析を行い、「学修者本位の教育」の実現に向け、さらなる教育方法の改善を進め学修成果の可視化を推進する。

②汎用的能力・資質の向上

『汎用的能力に関する全学的な「成長実感調査」』の実施結果に基づき、引き続き汎用的能力・資質の全体的向上を図り、特に「リーダーシップの能力（統率力）」がさらに向上するよう工夫する。また、演習科目においてグループ学習やアクティブ・ラーニング等を積極的に取り入れ、「文章表現の能力」、「日本社会や世界が直面する問題の理解力」、「自らを律する能力（自己管理能力）」が向上するよう工夫する。

③授業外学修時間の確保

『汎用的能力に関する全学的な「成長実感調査」』の実施結果に基づき、学生の自主的な学修を促す取り組みを推進し、微増傾向にある授業外学修時間を確保するよう学部・学科での検討を進め更なる充実を図る。

④高等教育のグランドデザインに向けた教育の更なる推進

中央教育審議会「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」に基づき、教育のグローバル化を推進するとともに、引き続き文理を横断した「OGU リベラルアーツプログラム」を提供する。また、文部科学省から認定された「OGU 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」を提供し、AI 情報リテラシー力および情報活用力の強化を図る。さらに、本学の特色を最大限に活かした講義内容で展開している初年次教育を一層充実させ、自校教育の推進を図る。

〔2026 年度 教育課程の編成に係る全学的方針〕

①学修者本位の教育に向けた学修成果の可視化推進

学部教育における学修成果の測定結果および『汎用的能力に関する全学的な「成長実感調査」』の結果に基づき、各学部・学科における長所・短所について検証、分析を行い、ルーブリックの活用等を通じて学修成果の可視化を一層推進する。

②汎用的能力・資質の向上

『汎用的能力に関する全学的な「成長実感調査」』の実施結果に基づき、引き続き汎用的能力・資質の全体的な向上を図り「リーダーシップの能力（統率力）」が更に向上するよう工夫する。演習科目を中心に、グループワーク、アクティブ・ラーニング、PBL 学修等を取り入れ、「文章表現の能力」の向上を図る。

③授業外学修時間の確保

『汎用的能力に関する全学的な「成長実感調査」』の実施結果に基づき、学修習慣を定着させ、学生の自主的な学修を促す取り組みを推進し、授業外学修時間を確保するよう学部・学科での検討を進め、更なる充実を図る。

④高等教育のグランドデザインに向けた教育の更なる推進

中央教育審議会「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」に基づき、教

育のグローバル化を推進するとともに、引き続き文理を横断した「OGU リベラルアーツプログラム」を提供する。また、文部科学省からリテラシーレベルに認定された「OGU 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」を一層充実させ、AI 情報リテラシー力および情報活用力の強化を推進する。

⑤自校教育の推進

本学の特色を活かした講義内容で展開している初年次教育について、自校教育推進室と連携し更なる充実を図る。また、学生が得た学修成果を地域社会へ還元するとともに、自治体・企業・地域団体等との連携を通じた実践的な学びの推進を図る。

通信教育部においては、学生が教育目標に基づく学習成果を達成するため、シラバス（講義要項）にはその授業科目の内容、具体的には面接授業（スクーリング）科目は「講義テーマ」「講義概要」「卒業認定・学位授与の方針との関連」「到達目標」「使用テキスト」「参考文献」「講義スケジュール（授業計画）」「授業に向けた準備の指示」「学生への要望・留意点」「成績評価の基準」「オフィスアワー」の項目を、レポート科目は「学修テーマ」「学修概要」「卒業認定・学位授与の方針との関連」「到達目標」「テーマ・課題」「使用テキスト」「参考文献」「レポート課題」「レポート作成にあたっての注意」「レポートの評価基準」「単位修得試験について」「オフィスアワー」の項目を設けている。

面接授業（スクーリング）科目において、学生の計画的な学習がさらに進められるよう、シラバス（講義要項）の「授業に向けた準備の指示」の内容を、事前にレポート課題を課し、スクーリング初日に提出させるようにしている。

さらに、実務経験のある教員が担当する授業科目がわかるようシラバスに明示するとともに、公式ホームページでも周知した（Ⅱ-A-2-9）。これらシラバスの記載内容を第三者が確認するシステムを構築し、教育内容・方法の質的改善を図った。

昨今急激に利用者が増加している ChatGPT などの生成 AI の利用について、学生用ホームページへの掲載に加え、2024 年度から、通信教育部の公式ホームページ、シラバス（講義要項）のトップページに諸注意を記載し周知を図っている。

通信教育部では全学に示された「今後の教育改善の方向性に基づく教育課程の見直し」に基づき、通信教育課程における独自の開講科目を一部維持しつつ、通学課程のカリキュラム改正に対応し、開学以来の伝統である時代を先取りした「実学教育」のさらなる具現化を目指し、2017 年度から「教育課程の編成・実施の方針」に基づき新たに編成したカリキュラムや、面接授業（スクーリング）の一回あたりの授業時間を 90 分から 105 分に改正した。また教職課程についても、2019 年 4 月 1 日付で教育職員免許法及び同法施行規則が改正されることに伴い、改正内容に応じたカリキュラム改正を行った（Ⅱ-A-2-32）。

大学院においては、各研究科及び課程ごとに定められた「教育課程の編成・実施方針」に基づき「大阪学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という）」（Ⅱ-A-2-33）において、履修方法や修了要件として修士課程及び博士課程それぞれに、各教育課程を構成する授業科目区分・授業形態等が定められている。その内容は、学生や教職員をはじめとした大学

内の関係者に公表・周知されるとともに、教育研究上の目的等による情報の公開により、授与する学位ごとの「教育課程の編成・実施方針」（カリキュラム・ポリシー）は、本学Webサイト等を通じて学内外に広く表明している（Ⅱ-A-2-34）。

「教育課程の編成・実施方針」において設定された体系及び科目区分のもと、個々の講義科目が設定されるとともに、研究指導（演習）も含めて単位制度の趣旨に沿った単位設定がなされている。

これらの学科目の内容・方法及び順次性・体系性については、「履修規程」に明示（Ⅱ-A-2-35）しており、教育課程の編成にあたっての順次性・体系性への配慮に関しては、修士課程においては、各区分に「講義科目」、「研究指導（演習）」を配置し、博士課程においては、「特殊研究（講義）」、「特殊研究指導（演習）」の配置によって、カリキュラムの順次性・体系性の確保が図られている。

次に、学科目の内容・方法及び位置付け（必修・選択等）については、修了要件の定めによって科目区分ごとに最低必要単位数を設定することで、各科目の位置付けを明確にしている。

学科目の授業内容・授業方法については、各研究科におけるシラバスにおいて、学生・教職員とも、履修登録時や科目履修期間を含め、いつでも閲覧できるようになっており、本学Webサイト等を通じてシラバスを公開している。（Ⅱ-A-2-36）

大学院シラバスの特徴としては、修士課程の「研究指導」ならびに博士課程の「特殊研究指導」についても、指導資格を有する教員がそれぞれシラバスを用意しており、学生が自らの問題意識に沿った研究指導を受けるための情報として参照できるようになっている。研究指導計画については、「大学院履修要項」（Ⅱ-A-2-37）、及び公式ホームページの「履修規程」、「学位論文等審査基準」（Ⅱ-A-2-38）、「学修要項」（Ⅱ-A-2-35）により、標準的な基準やスケジュールを明示し周知することで、学生及び担当教員が計画的に研究、研究指導を進める体制としている。

各授業内容は授業評価アンケートにより検証を継続して行っている。また、学生の学修を活性化し効果的に教育を行うため、経済学研究科による修士論文一次審査を含め、修士論文中間発表会の実施を継続している。

大学院の授業は、講義、演習ともに少人数であり、ゼミナール形式もしくは個人研究指導を中心に行っているため、日常授業での発表・報告、質疑応答や研究姿勢を確認している。また、修了予定者は修士論文中間発表会で研究成果を発表し、在学生と教員からの質問や意見交換、出席教員からの的確なアドバイスを受け、見直し改善を図っている。なお、最終的な教育・研究指導の効果は、提出される学位論文の評価によって検証している。

修士・博士両学位の審査とも、それぞれの学術研究基準に照らし、厳密かつ適正に実施しており、修了判定・学位授与についても規程類が整備され、それに則り修了判定・学位授与が適切に行われている。

学修成果は、講義科目や演習科目の履修によって修得される専門的学修成果と、研究の成果を口頭や文章化して発表・発信する能力の獲得を意味する汎用的学修成果とに区分される。専門的学修成果は、専攻する研究指導教員の指示のもと、選択履修した講義科目の

単位修得状況によって行われる。各研究科の履修規程に基づき、修士論文の提出による修了については、修得単位数が合計 30 単位以上あれば専門的学修成果は獲得されたことになる。特定課題研究の提出による修了については、修得単位数が合計 36 単位以上あれば専門的学修成果は獲得されたことになる。また、その評価は「優」・「良」・「可」の段階付けが行われ、「不可」は不合格である。

学修成果は、専門的指導の中で並行して行われる個別的な学位論文指導を経て得られている。学生は研究指導教員及び複数の教員、在学生に対して、「修士論文中間発表会」（博士論文は公開発表会）を実施し、研究の進捗状況や論文の内容を口頭発表し、出席教員及び在学生から発表内容について質問されるとともに意見交換がなされる。発表者は教員及び学生の指摘を受けて内容を修正し、改善を加えることになる。こうして完成された修士論文及び博士論文は、口述試問で最終審査に付され、審査委員による合否判定がなされる。合格判定は、専門的学修成果である論文の内容のみならず、当該論文執筆学生の口頭発表能力・文章表現力等の汎用的学修成果も獲得されているかどうかを各研究科委員会によって最終判断を行っている。

本大学院は、修士課程及び博士課程において予め志望する研究テーマにより専修・専攻科目及び研究指導者を確定し受験することになっている。入学後は、「履修規程」に沿った志望科目（コースワーク）と研究指導（リサーチワーク）と各学生の研究内容に必要な科目を自由に選択できるようにしている。また、修士課程においては研究内容により他研究科科目の履修について 8 単位まで認め、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせたカリキュラム設定となるよう配慮している。博士課程においては、博士論文の研究や作成に時間を要する場合に「博士課程延長生制度」（Ⅱ-A-2-39）を活用することで、リサーチワークを中心としつつコースワークにも配慮したカリキュラムに設定できている。修士論文及び特定課題研究あるいは博士論文の作成指導も含め、2 年間及び 3 年間の教育課程となる。修士課程においては、単位の実質化を目的とした登録単位の上限を 1 年間で 28 単位としている。

また、修士論文については「学位論文等審査基準」及び「修士論文・特定課題研究の作成について」（Ⅱ-A-2-40）において修士論文・特定課題研究の作成方法・内容を明示し、標準的な学修・研究計画を明示・指導することにより、適切な学修計画の策定を促している。さらに、修士課程修了予定者は修士論文中間発表会において、研究の進捗状況や論文内容を口頭発表しその内容について出席教員及び学生から指摘や意見交換により修正や改善がなされ各自の論文作成に繋げている。

授業及び授業時間外に必要な学生の学修を活性化し効果的な教育を行うための工夫としては、研究指導をはじめとしたリサーチワークによる自主的な調査研究の実施はもちろん、専修・専攻科目（コースワーク）においても、予習・復習を中心とした自主学修の促進のために必要な事項のシラバスへの明記を標準化するなど、大学院全体としての取り組みを進めている。さらに研究上の指導は、授業時間外でも学生の要望や研究指導の必要性により随時行っている。

教育課程及びその内容、方法の適切性の点検・評価については、大学院自己点検・評価委員会を中心とした体制のもと、必要な点検・評価、それに基づく改善を推進している。

また、大学院自己点検・評価委員会で協議されたもののうち、研究科ごとでの協議や審議が必要な事項については、各研究科委員会において報告あるいは審議を行っている。大学院自己点検・評価委員会で協議された事項について、さらなる点検・評価等を行うとともに、その結果をもとに、改善・向上に向けた取り組みを進めている。

以上のようなプロセス及び体制に基づく点検・評価、その結果に基づく改善・向上として定期的実施している取り組みとして、毎年 11 月に開催される研究科委員会で次年度の開講科目の編成に際し、教育課程の編成・実施方針の再確認を行っている。

さらに、特段の点検評価あるいは改善・向上の必要性が認められる事項については、必要に応じて、各研究科委員会の FD 推進部会及び検討部会などの専門的な協議機関を立ち上げ、集中的な協議を実施することで課題の解決にあたっている。

【区分Ⅱ-A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。(2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。 |
|--|

【区分Ⅱ-A-3 の現状】

教育課程は大学設置基準および「教育課程編成・実施の方針」に基づき、全ての学部・学科において、「共通科目」・「専攻科目」・「演習科目」の 3 区分から開設されている。主に 1、2 年次生担当の「共通科目」は初年次教育科目区分、教養科目区分、言語科目区分、実務基礎科目区分の 4 科目区分から構成され、初年次教育科目区分や実務基礎科目区分に「フレッシュマンスキル」や「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ」等、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目が配置されている。「専攻科目」は各学部・学科の卒業認定・学位授与の方針に基づき掲げる能力を養成するため学位課程にふさわしい科目群を構成し、必修科目・選択科目を設け開設している。「演習科目」は各学部・学科 1 年次生から各年次担当しており、1、2 年次担当の「ゼミナール」では「人間関係」「協力遂行」「時間管理能力」等の汎用的能力を高めるよう、また 3、4 年次担当の「ゼミナール」では社会で活躍できる人材を育成する授業内容・方法となっており、教育課程の編成にあたって順次性及び体系性には十分配慮している(Ⅱ-A-2-2・3)。

この大学設置基準および「教育課程編成・実施の方針」に基づき編成された教育課程の学修を通じ、履修規程に定める所定の単位を修得した者に卒業を認定し、学位を授与している。

共通科目のカリキュラム改正で新設科目を設置したことで、それらに関連する「OGU リベラルアーツプログラム」(2022 年度設置)や「OGU 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」(2023 年度設置)の体系的に編成されたプログラムを履修することで、より幅広い教養知識の習得を図っている。

政府の「AI 戦略 2019」をふまえ、文部科学省で「数理・データサイエンス・AI 教育プ

プログラム認定制度」が始まり、本学の「全学 AI 教育推進会議（専門部会）」では、この制度に合わせて、2024 年度に「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」（リテラシーレベル）の認可を受けるべく、2023 年度入学生より「共通科目」の「実務基礎」区分の「AI 活用入門 A」、「AI 活用入門 B」、「AI 入門演習」の 3 科目を「OGU 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」と設定し、プログラム化検討を進め、文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」に申請し、2024 年 8 月に認定された。このリテラシーレベルで培った基礎を発展させ、AI を活用して課題解決へとつなげる応用基礎力を育成することを目的に、2026 年度から適用の「OGU 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」の応用基礎レベル科目として、共通科目「実務基礎」区分に「AI 活用基礎」、「データサイエンス基礎」の 2 科目を設置するカリキュラム改正を実施する（Ⅱ-A-2-14）。

また、教養教育効果の測定・評価、改善については、前期と後期の年 2 回授業評価アンケートを実施し、その集計結果を教務部委員会、教授会で報告し共有を図っている（Ⅱ-A-3-1・2・3・4）。さらに「学部教育の学習成果」について 5 段階ルーブリックを作成し自己評価により、学部教育と汎用的能力に分けて測定し、その結果を分析し（Ⅱ-A-2-23）、毎年策定している「教育課程の編成に係る全学的方針」の策定の際の参考としている。

通信教育部においては、教育課程は「教育課程編成・実施の方針」に基づき、「共通科目」・「専攻科目」・「教職課程科目」の 3 区分から開設されている。専攻科目は第 1 類と 2 類に分類し、1～3 年次に配当することで、順次的・体系的な履修に配慮しつつ、通学課程のカリキュラム改正にも対応している。授業科目ごとに学習方法が通信授業、スクーリング（面接）授業かを定めており、編入年次ごとに登録制限単位数、卒業に必要な総単位数および面接授業により修得する単位数が定められ、教育課程の編成にあたって順次性及び体系性には十分配慮されている（Ⅱ-A-2-28・29）。

また、学生が「科目ナンバリング」「カリキュラムツリー」「カリキュラムマップ」を積極的に活用し、計画性をもって体系的に学習を進めることができるよう公式ホームページに（Ⅱ-A-2-29）記載するとともに、各授業科目のシラバスにも「卒業認定・学位授与の方針との関連」の項目を設け、周知を図っている。

2020 年度からの募集停止に伴い、学生数が 1 名となり、その学生の履修状況を把握し、スクーリング（面接授業）の時期や回数、開講科目等の見直しを行い運営している。なお、この学生は 2026 年 3 月末で在籍期間満了となるため、2026 年度の教育課程の編成は行わない計画である（Ⅱ-A-3-5）。

大学院教育は、学士課程で得られた幅広い教養及び社会人入学者にあつては社会経験を基礎に、これに十分裏打ちされた専門的素養の上に立ち、専門性の一層の向上を図るための、深い知的学識を涵養する教育を行うことを基本とし、実践的なカリキュラムを編成している。また、2022 年度より、研究を進めるにあたり知っておかなければならない行動規範や研究倫理の基礎知識について、オリエンテーション期間中に「研究倫理セミナー」として研究倫理教育を実施している。（Ⅱ-A-3-6）

さらに、専門分野での学修が効果的に受講できるよう、商学・国際学・コンピュータサ

イエンス研究科では、1 年次生から研究活動に必要な知識と方法を学ぶため、オムニバス形式による「研究方法論」や「情報技術特論」などを開設している。経済学研究科では、基礎的科目として、「ミクロ経済理論研究A」・「ミクロ経済理論研究B」と「マクロ経済理論研究A」・「マクロ経済理論研究B」を優先して履修するよう履修指導を行っている。法学研究科では税理士を目指す学生が多数在籍しているため、税法を専門とする税務専門職科目群を設け指導するとともに、民商法、行政法などの分野でも税理士志望者に法的思考ができるように支援し、また新入生に対する論文作成指導として合同研究指導を行っている。

【区分Ⅱ-A-4 授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。
- (7) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (8) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (9) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (10) 入学者受入れの方針を高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

【区分Ⅱ-A-4 の現状】

学科の「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」については、「人材の養成、教育研究上の目的」に基づいて定め、入学者選抜要項・大学案内・入試ガイド・ホームページ等に明記するとともに、オープンキャンパスや入試相談会、高校訪問等を通じて幅広く周知を図っている（Ⅱ-A-4-1・2・3・4）。

なお、「入学者受入れの方針」は入学前の学習成果に対応しており、出願時の調査書を活用することで受験者の入学前の学習成果を把握し、学力試験等の結果と併せて多面的かつ総合的に評価している。（Ⅱ-A-4-1・3・4）。

入学者選抜については、高大接続の観点から「入学者受入れの方針」に基づいた多様な入学者選抜制度（Ⅱ-A-4-6）を設けており、それぞれの制度ごとに選考基準を入試委員会において設定し、公正かつ適正に実施している。

また、入学者選抜の内容については、毎年、入試委員会および入試実行委員会において検証・見直しを行っており、運営体制については、入試広報課が中心となり、随時必要に応じて、改善を図っている（Ⅱ-A-4-7）。

授業料、その他入学に必要な経費等、入学に関する情報については、最大限に刊行物やホームページ等に明示している（Ⅱ-A-4-1・3・4）。万一、明示していない事項等について、

受験者やその保護者、教員等から問い合わせがあった場合は入試広報課において協議を行い、適切かつ迅速に対応している。

「入学者受入れの方針」の適切性を点検・評価するにあたり、協定・指定校関係にある高等学校の教員から適時意見を伺っている（Ⅱ-A-4-8・9・10）。

授与する学位分野ごとに学習成果に対応した、また 2025 年度入学生から対応の新学習指導要領を踏まえた入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）を次の通り明確に示している。

〔商学部〕

「建学の精神」ならびに商学部の「人材の養成・教育研究上の目的」に賛同し、「教育目標」および「卒業認定・学位授与の方針」、「学修成果」に掲げる学修に必要とされる基礎的知識や能力、意欲を有する学生を求める。

この方針に基づき、商学部では、商学、特にマーケティング、グローバルビジネス、財務情報の分野に強い関心を持つ、次のような学生を受け入れる。

【求める学生像】

1. 日本経済の中核を担っている様々な産業での活躍を志しているチャレンジ精神旺盛な人
2. 消費者の立場に立って、調和のとれた豊かな経済社会の実現を志している人
3. 消費者が求める商品やサービスの企画・生産・販売について考えることができる創造性豊かな人
4. 授業で学んだ知識や体験したことを基礎に、国際的な視野を持ち、実際の社会で生かす意欲を持っている人

【高等学校で履修するのが望ましい教科・科目】

国語、外国語、地理歴史、公民、数学、理科、情報、商業簿記等、高等学校卒業相当の知識を有していること。

【高等学校で取得するのが望ましい資格等】

1. 高等学校での学習を通じて得られた外国語、商業簿記、情報処理等の資格。
2. 高等学校での様々な課外活動やボランティア活動に取り組むことによって得られた成果および実績。

上記のような学生を受け入れるために、「一般選抜」「学校推薦型選抜」「総合型選抜」および「その他の選抜」により、入学後に必要となる「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を備えている者を多面的・総合的に評価し、判定する。

〔経営学部・経営学科〕

「建学の精神」ならびに経営学部経営学科の「人材の養成・教育研究上の目的」に賛同し、「教育目標」および「卒業認定・学位授与の方針」、「学修成果」に掲げる学修に必要とされる基礎的知識や能力、意欲を有する学生を求める。

この方針に基づき、経営学部経営学科では、広い視野で経営・管理能力を発揮できる経

営学の知識と語学力の習得に強い関心を持つ、次のような学生を受け入れる。

【求める学生像】

1. 企業の経営の仕組みに関心があり、また、経営の問題解決能力を実践的に身につけた人
2. 事業の後継者であり、中小企業の仕組みを学びたい人
3. 起業に関心があり、企業経営者として活躍したい人
4. ビジネス英語に関心があり、グローバル企業の経営者・管理者として活躍したい人

【高等学校で履修するのが望ましい教科・科目】

国語、外国語、地理歴史、公民、数学、理科等、高等学校卒業に相当する知識を有していること。

【高等学校で取得するのが望ましい資格等】

高等学校での学習や活動を通じての外国語、商業簿記、情報処理等の各種検定資格。

上記のような学生を受け入れるために、「一般選抜」「学校推薦型選抜」「総合型選抜」および「その他の選抜」により、入学後に必要となる「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を備えている者を多面的・総合的に評価し、判定する。

〔経営学部・ホスピタリティ経営学科〕

「建学の精神」ならびに経営学部ホスピタリティ経営学科の「人材の養成・教育研究上の目的」に賛同し、「教育目標」および「卒業認定・学位授与の方針」、「学修成果」に掲げる学修に必要とされる基礎的知識や能力、意欲を有する学生を求める。

この方針に基づき、経営学部ホスピタリティ経営学科では、ホスピタリティ業界のリーダーに必要な運営・経営・管理の知識の習得に強い関心を持つ、次のような学生を受け入れる。

【求める学生像】

1. ホスピタリティ産業（ホテル、旅館、料飲店、ブライダル、ツーリズム、エアライン、テーマパーク）に関心があり、その運営者・経営者・管理者として活躍したい人
2. ホスピタリティ企業の運営・経営・管理の仕組みに関心があり、また、問題解決能力を実践的に身につけたい人
3. ホスピタリティ業界での実践的な体験に興味があり、現場で必要な能力を身につけたい人
4. ホスピタリティ英語に関心があり、グローバルなホスピタリティ企業の運営者・経営者・管理者として活躍したい人

【高等学校で履修するのが望ましい教科・科目】

国語、外国語、地理歴史、公民、数学、理科等、高等学校卒業に相当する知識を有していること。

【高等学校で取得するのが望ましい資格等】

高等学校での学習や活動を通じての外国語、商業簿記、情報処理等の各種検定資格。

上記のような学生を受け入れるために、「一般選抜」「学校推薦型選抜」「総合型選抜」お

よび「その他の選抜」により、入学後に必要となる「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を備えている者を多面的・総合的に評価し、判定する。

〔経済学部〕

「建学の精神」ならびに経済学部の「人材の養成・教育研究上の目的」に賛同し、「教育目標」および「卒業認定・学位授与の方針」、「学修成果」に掲げる学修に必要とされる基礎的知識や能力、意欲を有する学生を求める。

この方針に基づき、経済学部経済学科では、誰もがよりよく暮らせる社会—平和で発展した社会—の形成のために、経済と社会について主体的に学び研究する意志があり、われわれが生きる現代社会の課題と可能性について強い探求心を持つ、次のような学生を受け入れる。

【求める学生像】

1. 経済社会において、国内外の視点から企業・産業がどのような活動を行っているか、また、どのような役割と課題を持っているかについて学びたい人
2. 国や地方自治体の政策の在り方や環境問題から“まちづくり”・地域振興などの身近なテーマにチャレンジしたい人
3. スポーツと経済のかかわりに興味を持ち、経済学の視点からスポーツの可能性を探求したい人
4. 海外研修や留学等を通じて、国際的な視野と感覚を身につけ、グローバルな視点から経済を学びたい人

【高等学校で履修するのが望ましい教科・科目】

国語、数学、外国語、地理歴史、公民、理科、情報等、高等学校卒業相当の知識を有していること。

【高等学校で取得するのが望ましい資格等】

1. 高等学校での学習や活動を通じての数学、外国語、商業簿記、情報処理の各種検定資格等。
2. スポーツや文化活動およびボランティア活動に取り組んであげた実績。

上記のような学生を受け入れるために、「一般選抜」「学校推薦型選抜」「総合型選抜」および「その他の選抜」により、入学後に必要となる「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を備えている者を多面的・総合的に評価し、判定する。

〔法学部〕

「建学の精神」ならびに法学部の「人材の養成・教育研究上の目的」に賛同し、「教育目標」および「卒業認定・学位授与の方針」、「学修成果」に掲げる学修に必要とされる基礎的知識や能力、意欲を有する学生を求める。

この方針に基づき、法学部では、幅広い教養および法律学の専門知識ならびにリーガルマインドの修得を通じて、法を“ツール”に現代社会を“正しく”生き抜く人材の育成を目的として、次のような学生を受け入れる。

【求める学生像】

1. 社会的な問題に関心が強い人
2. 法や裁判に興味がある人
3. 論理的思考力を高め、問題解決能力を身につけたい人
4. 正義感が強く、社会に貢献したい人
5. 好奇心が豊かで、チャレンジ精神が旺盛な人

【高等学校で履修するのが望ましい教科・科目】

国語、公民（公共、政治・経済等）等、高等学校卒業相当の知識を有していること。

【高等学校で取得するのが望ましい資格等】

漢字能力検定試験等の上級資格（準２級以上）があれば望ましい。

上記のような学生を受け入れるために、「一般選抜」「学校推薦型選抜」「総合型選抜」および「その他の選抜」により、入学後に必要となる「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を備えている者を多面的・総合的に評価し、判定する。

〔外国語学部〕

「建学の精神」ならびに外国語学部の「人材の養成・教育研究上の目的」に賛同し、「教育目標」および「卒業認定・学位授与の方針」、「学修成果」に掲げる学修に必要とされる基礎的知識や能力、意欲を有する学生を求める。

この方針に基づき、外国語学部では、本学部での勉学に強い関心を持つ、次のような学生を受け入れる。

【求める学生像】

1. 外国語の高度な運用能力を身につけたい人
2. 国内・海外にかかわらず国際的な場で活躍したい人
3. 多様な文化に触れることに興味がある人
4. 公教育のみならず広く英語教育に関心がある人
5. 英語圏の言語、文化、芸術、歴史、生活等について深い知識を持ちたいと思う人

【高等学校で履修するのが望ましい教科・科目】

外国語において優秀な成績を修めているだけでなく、特に国語、地理歴史等の分野・科目でも十分な成績・知識を有していることが望ましい。

【高等学校で取得するのが望ましい資格等】

高等学校での学習、スポーツ、その他活動等を通じて得られた実績や成果（例：検定試験、スピーチコンテストの成績等）。

上記のような学生を受け入れるために、「一般選抜」「学校推薦型選抜」「総合型選抜」および「その他の選抜」により、入学後に必要となる「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を備えている者を多面的・総合的に評価し、判定する。

〔国際学部〕

「建学の精神」ならびに国際学部の「人材の養成・教育研究上の目的」に賛同し、「教育目標」および「卒業認定・学位授与の方針」、「学修成果」に掲げる学修に必要とされる基礎的知識や能力、意欲を有する学生を求める。

この方針に基づき、国際学部では、国際学の分野に強い関心を持つ、次のような学生を受け入れる。

【求める学生像】

1. 地球環境・国際紛争・飢餓や貧困・海外援助や国際協力等、国際社会が直面する様々な課題に関心があり、将来はそれらに関連する分野で日本と世界に貢献したいと考えている人
2. 異なる文化や習慣を持つ人々との交流や共生に関心を持ち、将来は海外の人々と直結する産業や国際交流等の分野で自分の力を発揮したいと考えている人
3. 海外諸国の中でも、現在の国際社会で存在感を強め、日本とも関係が深いアジア環太平洋地域の国々の文化・政治・経済等に関心があり、将来は日本とアジア環太平洋地域にまたがる産業や国際交流の分野で活躍することをめざしている人

【高等学校で履修するのが望ましい教科・科目】

地理歴史・公民・外国語など、国際理解や異文化理解に関連する教科・科目の十分な知識を有していること。

【高等学校で取得するのが望ましい資格等】

1. 英検・TOEIC®・TOEFL®等英語に関係する資格および漢字・情報処理等の検定資格。
2. 資格ではないがボランティア活動や海外への留学や研修、海外での生活、ホストファミリー等、異なる文化との交流の経験を持っているのも望ましい。

上記のような学生を受け入れるために、「一般選抜」「学校推薦型選抜」「総合型選抜」および「その他の選抜」により、入学後に必要となる「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を備えている者を多面的・総合的に評価し、判定する。

〔情報学部〕

「建学の精神」ならびに情報学部の「人材の養成・教育研究上の目的」に賛同し、「教育目標」および「卒業認定・学位授与の方針」、「学修成果」に掲げる学修に必要とされる基礎的知識や能力、意欲を有する学生を求める。

この方針に基づき、情報学部では、情報と人間についての深い理解と情報通信技術の専門知識の修得を通じ、高度情報化社会で活躍できる人材の育成をめざし、次のような学生を受け入れる。

【求める学生像】

1. 知的好奇心と探究心が旺盛な人
2. 「コンピュータサイエンス」と「人間の情報処理」について深く学びたいという熱意のある人
3. 自ら目標を設定し、その達成に向けて計画を立て、粘り強く実行できる強い自律心と行動力のある人
4. ものごとを整理し、系統立てて考えられる数理的・論理的思考力のある人
5. 他者と有効な議論を行ってコミュニケーションをとることで問題解決する力のある人
6. 新しい技術にも対応できる柔軟な発想のできる人

【高等学校で履修するのが望ましい教科・科目】

数学（数学Ⅰ・A・Ⅱ・B）、情報（情報Ⅰ）において高等学校卒業相当の知識を有していること。

【高等学校で取得するのが望ましい資格等】

高等学校での学習や活動を通じての、外国語や情報処理の各種検定資格等。

上記のような学生を受け入れるために、「一般選抜」「学校推薦型選抜」「総合型選抜」および「その他の選抜」により、入学後に必要となる「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を備えている者を多面的・総合的に評価し、判定する。

通信教育部では学習成果に対応した入学者受入の方針（アドミSSION・ポリシー）を次の通り明確に示している。

商学部（通信教育部）では、商学、特にマーケティング、グローバルビジネス、財務情報の分野に強い関心を持つ、次のような学生を受け入れる。

- ・日本経済の中核を担っている様々な産業での活躍を志しているチャレンジ精神旺盛な人
- ・消費者の立場に立って、調和のとれた豊かな経済社会の実現を志している人
- ・消費者が求める商品やサービスの企画・生産・販売について考えることができる創造性豊かな人
- ・授業で学んだ知識や体験したことを基礎に、国際的な視野を持ち、実際の社会で生かす意欲を持っている人

商学部での学修を通じて上記のような知識や能力を身に付けるために必要な基礎的知識や能力を備えている者を受け入れる。

大学院における修士課程、博士課程の「入学者受入れの方針」（アドミSSION・ポリシー）については、「大学院入学試験要項（春季入学者選抜・秋季入学者選抜）」（Ⅱ-A-4-11）において明記し、本学の受験を考えている者及び関係者に周知を図っており、本学Webサイト等を通じて学内外に広く表明している（Ⅱ-A-4-12）。

「入学者受入れの方針」は、大学院進学説明会においても、本学が求める人材像を説明し、理解を求めるよう努めている。入学者選抜方法については、一般選抜は「英語」試験（商学研究科のみ専修志望科目の論文試験がある。）及び「修士論文及び要旨」と「志望理由書」に基づく面接・口述試験により総合的に判定される。社会人特別選抜は「修士論文及び要旨」と「研究計画書」に基づく口述試験により判定される。外国人留学生選抜は「小論文」試験及び「修士論文及び要旨」と「研究計画書」に基づく面接・口述試験により判定される。

いずれも自身の研究テーマにより、予め志望研究科及び専修・専攻志望科目を決定し、出願することとしている。

また、各研究科における「入学者受入れの方針」に基づき、学修成果を達成する能力があるかについて、面接・口述試験により判定を行っている。

【区 分 II-A-5 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。】

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

【区分 II-A-5 の現状】

本学では各学部における学位授与方針及び学習成果に示された能力について、獲得状況を把握するために、「学部教育の学習成果」について5段階ルーブリックを作成し測定している。各学部のルーブリックは、学位授与の方針及び学習成果に示された身につけるべき能力を列挙し、観点・基準を定めたルーブリックを作成して入学当時及び3年次に学生の自己評価によるルーブリックの基準（レベル）、獲得した学習成果の達成度を測定している（II-A-5-1）（II-A-2-23）。

2024年度の卒業率は大学平均82.1%、2023年度は84.8%、2022年度は84.0%と過去3か年80%以上の卒業率であった（II-A-5-2）。

通信教育部では、教育目標は、教育理念、人材の養成・教育研究上の目的を踏まえ定められている。この教育目標に基づき「卒業認定・学位授与の方針」を定め、課程修了にあたって修得しておくべき学修成果を示し、さらに、方針からその部分を抽出し「学修成果」として明確に定義している（II-A-5-3）。

学習成果の把握及び評価については、レポート科目はシラバス（講義要項）で学習成果を「到達目標」で示し、面接授業（スクーリング）科目ではレポート科目同様、シラバス（講義要項）において「到達目標」で示すとともに、授業評価アンケート（II-A-5-4）を実施し、学習成果を測定している。

大学院では各研究科・課程における学修成果は、学位授与方針に示された能力との関連性について、獲得状況を把握するために、修士・博士課程の基準「知識・理解」、「思考・判断」、「関心・意欲」、「技能・表現」の4項目について5段階ルーブリックで測定した。各研究科のルーブリックは、学位授与の方針及び学修成果に示された身につけるべき能力を列挙し、観点・基準を定めたものを作成しており、学生の自己評価によるルーブリックの基準（レベル）、獲得した学修成果の達成度について測定を行い、大学院委員会において学修成果測定結果報告を行った。（II-A-5-5）

【区 分 II-A-6 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、在籍率、卒業率、就職率、進学率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

【区分Ⅱ-A-6の現状】

学位授与方針及び学習成果に示された能力の獲得状況を把握するために、「学部教育の学習成果」について5段階ルーブリックを作成し測定している。

ルーブリックの基準・観点は、各学部における専門的知識・技能だけでなく、卒業後に社会で活躍するための「汎用的能力」について、「建学の精神」に関わる観点について5段階ルーブリックにより全学的に調査している(Ⅱ-A-5-1)(Ⅱ-A-2-23)。

このように学習成果の測定に関しては、観点・基準を定めたルーブリック評価を用い、1年次と3年次に身につけるべき能力について、学部教育と汎用的能力の2つに分けて測定している。

これらが測定する学習成果は、在学中の学習成果に対する学生の到達度・達成度であり、学習成果自体が適切であったかの検証は、卒業後の社会の中で、どれくらい役に立ったかを調査しなければならない。そこで、開学以来、一貫して実学教育を実践していることから、大学で身につけた学修成果が社会でどの程度役に立ったかを問うアンケートを卒業生に対して実施し、その調査結果を検証し、可能な限り教育現場にフィードバックしている。2022年度からは、企業に対しても12の汎用的能力を用いたアンケートを開始し、在学生・卒業生・企業に同一基準による調査を行い、さらに明確な分析が可能となった。(Ⅱ-A-6-3・4・5)。

また、教育開発支援センターでは、2025年2月末の在籍者における、各学部・学科ごとの4学年のGPAの分布状況についてまとめ、2025年11月10日(月)開催の学部長会議・大学協議会、同11月17日(月)開催の教授会において報告した(Ⅱ-A-6-2・3)。

大学全体の集計におけるGPA分布の形は、概ね山形をしており、ある程度、学生の成績はバランス良く付けられていることが分かった。大学全体のGPA分布を確認したところ、GPA1.50以上とそれ未満の学生において異なる傾向が見られたため、21年度生の卒業状況をGPAごとにまとめた。GPAが1.00未満の学生は全員が卒業できておらず、1.50以上の学生は概ね卒業できたことが分かった。また、1.00以上1.49の学生では約50%の卒業率となっており、GPA1.50を境に卒業の可能性が分かれることが分かった。2024年度教育開発支援センターでは、学年ごとの詳しい資料の作成を進め、同12月16日(月)開催の各学部・学科のFD部会において、教育改善活動の一環として意見交換を依頼した。その結果は2025年1月開催の教育開発支援センター会議において検討され、次年度以降の調査や報告内容の改善に役立てられることとなった。今年度も継続した調査を行う。

キャリアセンターでは、学習成果の獲得状況を把握し評価するため、卒業から3年経過した卒業生に対し、アンケート調査を実施している(Ⅱ-A-6-4)。回答結果については、キャリアセンター委員会で報告、検討をするとともに、本学公式ホームページにて公表をしている(Ⅱ-A-6-5)。

留学支援については、国際センターが実施する交換留学や海外研修等の留学プログラムについては、参加学生や留学先、留学期間などの情報に加え、留学に関するレポートを学生の所属学部および教務部等の関係部局と共有する体制を整えている(Ⅱ-A-6-6)。

通信教育部の各授業科目の学習成果はシラバス（講義要項）において「到達目標」で示し、また受講生に対して授業評価アンケートを実施し、学習成果を測定するシステムは構築しているものの、学生が1名のため学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定するには及んでいない。

大学院においては、少人数教育の特徴を生かし、研究指導教員が責任をもって学生とのきめ細やかなコミュニケーションを図り、学修状況などを把握している。

各研究科においても授業評価アンケートならびループリック測定を実施している。これらは、学生の講義科目や研究指導に対する理解度や、論文作成時の指導ポイントなどを知るうえで、重要な手掛かりとなり、学修の達成状況を点検・評価するうえで、大いに役立っている。また、ループリック測定は汎用的学修成果の主観的獲得状況を把握することが可能となっている。

【区 分 II-A-7 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。(2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。 |
|---|

【区分II-A-7の現状】

卒業後評価の取り組みは、学習成果自体が適切であったかを検証し、卒業後の社会の中で、どれくらい役に立ったかを調査しなければならない。そこで、開学以来、一貫して実学教育を実践していることから、大学で身につけた学修成果が社会でどの程度役に立ったかを問うアンケートを卒業生に対して実施し、その調査結果を検証し、可能な限り教育現場にフィードバックしている（II-A-6-4・5）。

学生の卒業時にキャリアセンターと教育開発支援センターが連携し、卒業生に対し実施している「卒業生アンケート」を検証した結果、大学生生活の充実度について、90%が肯定的な回答を寄せた。また、大学時代の学修について、「非常に役立っている」、「ある程度役立っている」と回答した卒業生はあわせて66%であった。本学で良かった点として、「図書館」、「キャリアサポート」、「教員のサポート」を挙げる卒業生が多く、丁寧なゼミナール教育が高い満足度につながったものと考えられる。キャリアセンターにおけるサポートも、適切に行われていることを示唆している。今回、「教育内容」を良くなかった点として挙げる卒業生がいたことは、コロナ禍で最終学年を過ごしたことも影響していると思われる。また、卒業時に就職した120名のうち40名が3年以内に離職・転職していた。

身に付いたと思う能力について、大学では「他の人と協力して物事を遂行する能力」、「視野の広い見方をする能力」、「自らを律する能力」が挙げられた。身に付けられなかったと思う能力では、「コンピュータの操作能力」および「プレゼンテーションの能力」が挙げられた。次に、企業に対するアンケート結果として、本学卒業生が身に付けている能力について聞いたところ、「人間関係を構築する能力」、「他の人と協力して物事を遂行する能力」、「自らを律する能力（自己管理能力）」が良く身に付いていると回答された。一方、「日本社会や世

界が直面する問題の理解力」、「所属する学部に関する専門分野の知識」の回答平均値は低い結果となった。また、企業において、採用の際には、「人間関係を構築する能力」、「他の人と協力して物事を遂行する能力」、「自らを律する能力（自己管理能力）」を重視するとの回答であった。大学の卒業生の身に付いたと思う能力と企業が本学卒業生に対して身に付けていると回答した能力は概ね合致した。また、同様に、身に付ければ良かったと思う能力は、企業における本学卒業生に対する評価において下位という結果であった（Ⅱ-A-7-1・2・3）。

キャリアセンターでは、学習成果の獲得状況を把握し評価するため、卒業から3年経過した卒業生の就職先に対し、アンケート調査を実施している（Ⅱ-A-7-2）。回答結果については、キャリアセンター委員会で報告、検討をするとともに、本学公式ホームページにて公表をしている（Ⅱ-A-7-3）。

通信教育部における卒業後評価の取り組みは、学習成果自体が適切であったかを検証し、卒業後の社会の中で、どれくらい役に立ったかを調査しなければならないが、取り組みには至っていない。

大学院においては、修了者に対して、修了後の進路を把握するため「進路決定カード」によるアンケート調査を実施して、教育内容・指導方法の改善に役立てている。修士課程においては、税理士資格の取得を目的として会計学、財政学、税法学を専攻する社会人が多い。修了者の進路先からの評価の聴取は実施していないが、修了後、国税審議会で修士論文の審査を受け、税理士試験の科目免除を得た後に、税理士登録を行った際や、独立して税理士事務所を開設した際には、メールや電話など何らかの形で連絡を入れてもらうようにしており、税理士試験の可否については聴取し、その結果を会計学、財政学、税法学の担当教員間で共有しデータベースを作成し管理している。さらに、税理士情報検索サイトにより税理士登録状況の確認を行っている。

博士課程についても、「進路決定カード」によるアンケートを実施しており、既に就職している社会人が主な入学者であるから、修了者に対する進路を把握するためのものとなっている（Ⅱ-A-7-1）。

【テーマ Ⅱ-A 教育課程の課題】

全学的な質保証システムの更なる改善を進めるため、「学生の自己評価による学修成果の測定」だけでなく「教員の成績評価による学修成果の測定」を行い、「学修成果の可視化」を推進する必要がある。

2017年度から全学部において共通科目・初年次教育として、履修を義務づけ開講した「OGU教育」ならびに「フレッシュマンスキル」については、開設の目的である「建学の精神」を具現化し、実践的人材の育成に繋げる学修成果が得られたかを「フレッシュマンスキル」で検証を行っており、今後も学生の学習を活性化し、より一層効果的な教育や「学修者本位の教育」の実現に向け、アクティブ・ラーニング等の教育方法について、継続してFD推進部会において検討を進める必要がある。

学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みについて、本学におい

て、GPA は大学院の学内推薦や、各種奨学金の選考等においてすでに活用されているが、今後、学修指導において GPA をより効果的に導入することが求められており、「成績不振者に対する個別学修指導の実施」や「授業科目履修者に求められる成績水準の設定」、「授業科目間の成績評価基準の平準化の取り組み」などの組織的な活用方法について引き続き検討したい。

また、卒業生アンケートにおいて、「問題解決能力」、「文章表現力」そして「人間関係構築力」を在学中に高めておくニーズが高いことが分かった。本学におけるゼミナール教育は、人間関係構築力を養う良い機会となっており、先生方のサポートを「大学の良かった点」として挙げる卒業生は多く、引き続き、丁寧な個別指導を行うことは、大変重要であると言える。このように本学の教育をより時代と社会のニーズに合致したものにしていかなければならない。在学生の汎用的な資質・能力の測定・評価に加え、卒業生や、卒業生の就職先企業の回答を分析することによって、社会や時代の中で求められる能力や資質のニーズを把握し、教育課程の編成の見直しや適切性について検討できるよう、引き続きデータを蓄積して調べたい。そして、「実学教育型の内部質保証システム」のさらなる充実に取り組む。そのためには、アンケートの回答数を増やす工夫が必要である。

また、「入学者受入れの方針（アドミSSION・ポリシー）」について、随時内容の確認を行う必要がある。

通信教育部においては、質保証システムの更なる改善を進めるため、「卒業認定・学位授与の方針」に掲げる能力を養成することができたかを多面的に測定するとともに、「学生の自己評価による学修成果の測定アンケート」を実施し、通信教育部学務委員会でその客観的なデータを活用・検証し「学習成果の可視化」を推進しなければならないが、2020 年度から学生募集を停止していることもあり、学生数が 1 名のためデータの検証までに至っていない。

大学院においては、全学的な質保証システムの更なる改善を進めるため、「学生の自己評価による学修成果の測定」だけでなく「教員の成績評価による学修成果の測定」を行い、「学修成果の可視化」を推進する必要がある。

【テーマ II-A 教育課程の特記事項】

建学の精神を具現化するため掲げられた教育理念のもと、各学部・学科の人材の養成・教育研究上の目的を踏まえて教育目標を定め、この教育目標に基づいて、授与する学位ごとに卒業認定・学位授与の方針を定め、その能力を養成するため各年度「教育課程の編成に係る全学的方針」を設定し、全学的な方向性を示している。この「教育課程の編成に係る全学的方針」は、学位授与方針に示した学修成果を把握する必要があるため、学生の自己評価による「汎用的能力の学修成果」、「学部教育の学修成果」の測定、及び卒業生に対する「卒業生アンケート」の調査結果を検証し策定している。

「教育研究上の目的」、「教育目標」、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入の方針」、「学修成果」は教務部委員会において点検し、各学部

において次年度の教育課程の編成前に確認し活用している。

また、2020 年度に共通科目の「実務基礎」区分に「AI」に関連する授業科目を体系的に配置し、今後の進展が予測されるデジタル社会への対応を図り、2022 年度には共通科目の「教養」区分に「OGU リベラルアーツプログラム」を開設、2023 年度入学生より、「共通科目」の「実務基礎」区分の「AI 活用入門 A」、「AI 活用入門 B」、「AI 入門演習」の 3 科目を「OGU 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」と設定し、プログラム化し、2024 年 8 月には、文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」（リテラシーレベル）の認可を受けることができた。2026 年度にはこのリテラシーレベルで培った基礎を発展させ、AI を活用して課題解決へとつなげる応用基礎力を育成することを目的に、「OGU 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」の応用基礎レベル科目として 2 科目を設置し、さらなる充実を図る。

2023 年度には共通科目の「教養」区分に交換留学生在が受講する国際交流プログラムの「Japanese Studies Course」を学部生にも提供できるよう新設科目を設置するカリキュラム改正を実施し、授業での使用言語を英語に限定した科目を設置することで、より一層のグローバル化を見据える等、時代に即した教育課程を編成している。2026 年度にはより多くの学生に学修機会を与えることができるよう配当年次を 1 年次に変更する改正を実施する。

さらに効果的な教育を進めるため、積極的に ICT やアクティブ・ラーニングを取り入れるとともに、「課題解決型学習 PBL（Project-Based Learning）」を「キャリアデザイン科目」をはじめ、商学部の演習科目、経営学部等の専攻科目や演習科目でも実施している。

通信教育部における教育理念、人材の養成・教育研究上の目的を踏まえて教育目標を定め、卒業認定・学位授与の方針を定め、その能力を養成するため教育課程編成・実施の方針を設定し、ホームページにより公表している。

学位授与は明確に定められた評価基準・評価方法に基づき単位認定され、卒業要件を満たした学生に対し学士の学位を授与している。

教育課程は、教育課程の編成・実施方針に基づき、専攻科目を第 1 類と 2 類 に分類し、1～3 年次に配当することで、順次的・体系的な履修に配慮しつつ、通学課程のカリキュラム改正にも対応している。

また、「科目ナンバリング」「カリキュラムツリー」「カリキュラムマップ」を積極的に活用し、計画性をもって、体系的に学習を進めることができるよう公式ホームページにおいて周知を図るとともに、シラバスでも「卒業認定・学位授与の方針との関連」や「到達目標」等の項目を設けている。

さらに、学生が教育目標に基づく学習成果を達成するため、シラバス（講義要項）の記載内容の見直しや第三者が確認するシステムが構築されている。

しかしながら学生数が 1 名となり、当該学生が 2026 年度末で在籍期間満了となり 2026 年度の教育課程は編成せず、閉校の運びとなる。

入学者の受け入れについては、学校推薦型選抜〔併設高等学校〕において活動報告書を導入しており、受験者の能力を学力試験の結果のみで判断せず、学習成績の状況や諸活動、取得資格等を点数化することで、多面的かつ総合的に評価している（Ⅱ-A-4-5）。

また、公募推薦や一般の英語においては、英語外部試験のスコアを活用した「みなし得点制度」を採用している。

大学院においては、各研究科において、建学の精神を具現化するため掲げられた教育理念に基づき、「教育研究上の目的」、「教育目標」、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」、「学修成果」を点検し、次年度の教育課程の編成前に確認し活用している。

2021 年度より、AI の発展、学生の多様なニーズ、本大学院志願者の増加につながる適切な教育内容、体系的な科目編成などの見地から、新しいカリキュラムで運用し時代に対応した教育課程を編成している。

2022 年度より、研究を進めるにあたり知っておかなければならない行動規範や研究倫理の基礎知識について、オリエンテーション期間中に「研究倫理セミナー」として研究倫理教育を実施している（Ⅱ-A-3-6）。

1967 年開設以来、数多くの実務家を輩出し、特に税務・会計分野(税理士及び公認会計士)については、データベースを作成して管理しており、今後このデータの活用方法を検討する。

[テーマ II-B 学生支援]

<根拠資料>

- II-B-1-1 シラバス一部抜粋
- II-B-1-2 2025 年度 授業評価実施概要 (2025. 3. 15 開催教務部委員会資料・議事録)
- II-B-1-3 2025 年度 授業評価結果 (2025. 8. 15 開催教務部委員会資料・議事録)
- II-B-1-4 渺望 Vol. 15
- II-B-1-5 渺望 Vol. 16
- II-B-1-6 渺望 Vol. 18
- II-B-1-7 言語担当者懇談会資料 (Academic Handbook)
- II-B-1-8 言語担当者懇談会議事録
- II-B-1-9 経済学部 FD 推進部会資料 (2025. 4. 21 開催)
- II-B-1-10 経済学部 FD 推進部会資料 (2025. 7. 28 開催)
- II-B-1-11 経済学部 FD 推進部会資料 (2025. 10. 20 開催)
- II-B-1-12 学生用ホームページ「オリエンテーション」
- II-B-1-13 相互利用の利用状況
- II-B-1-14 公式ホームページ「大阪学院大学図書館：学術機関リポジトリ (ogurepo)」
- II-B-1-15 大阪学院大学機関リポジトリ (ogurepo) 利用状況
- II-B-1-16 ノートパソコン利用状況
- II-B-1-17 図書館職員総数 (2025 年 5 月 1 日現在)
- II-B-1-18 図書館職員の構成 (2025 年 5 月 1 日現在)
- II-B-1-19 企画展示
- II-B-1-20 ミニ展示
- II-B-1-21 特別展示
- II-B-1-22 2025 年度 シラバス原稿作成要領
- II-B-1-23 授業評価アンケート
- II-B-1-24 2025 年度 大学院履修要項
- II-B-1-25 学年暦〔大学院〕
- II-B-1-26 教務関係文書の管理・取扱いに関する内規
- II-B-1-27 大学院ホームページ「税理士をめざされる方へ」
- II-B-1-28 チューター紹介
- II-B-1-29 「入学前教育について」(2024. 11. 11 開催大学院委員会資料・議事録)
- II-B-1-30 大学の事務組織 (公式ホームページ)
- II-B-1-31 OGUNET ヘルプデスク (公式ホームページ)
- II-B-2-1 入学前教育について
- II-B-2-2 学修要項の冊子
- II-B-2-3 各学部「本学の建学の精神および教育方針」の冊子
- II-B-2-4 障がい学生支援室の設置について (2023. 3. 6 開催学部長会議資料・議事録)
- II-B-2-5 2024 年度 学籍異動に関する調査について

(2025. 6. 9 開催学部長会議資料・議事録)

- Ⅱ-B-2-6 渺望 Vol. 14
- Ⅱ-B-2-7 シラバス一部抜粋（通信教育部）
- Ⅱ-B-2-8 学生用ホームページ修学支援「オフィスアワー」
- Ⅱ-B-2-9 経済学部 FD 推進部会資料・報告書（2025. 10. 20 開催）
- Ⅱ-B-2-10 教育懇談会、オリエンテーション参加を促す特別文書
- Ⅱ-B-2-11 特別教育懇談会参加を促す特別文書
- Ⅱ-B-2-12 2024 年度 特別教育懇談会（実施結果）
- Ⅱ-B-2-13 単位修得に奮起するよう励ましの文書（「学習支援室」のご案内）
- Ⅱ-B-2-14 「フレッシュマンスキル」における改善活動について
(2024. 11. 11・2025. 11. 10 開催学部長会議資料・議事録)
- Ⅱ-B-2-15 学習支援室パンフレット
- Ⅱ-B-2-16 公式ホームページ「充実した修学支援」
- Ⅱ-B-2-17 各学部オリエンテーション（編入学生用）資料
- Ⅱ-B-2-18 大学教育における生成 AI の利活用について
ChatGPT などの生成 AI の利用について（在学生の皆さんへ）
(2023. 10. 2 開催学部長会議資料・議事録)
- Ⅱ-B-2-19 大学教育における生成 AI の利活用について
ChatGPT などの生成 AI の利用について（在学生の皆さんへ）
(2023. 10. 16 開催各学部教授会資料・議事録)
- Ⅱ-B-2-20 公式ホームページ「通信教育部」専用ページ
- Ⅱ-B-2-21 外国留学規程
- Ⅱ-B-2-22 外国人留学生規程
- Ⅱ-B-2-23 国際交流プログラム募集案内
- Ⅱ-B-2-24 短期日本語研修実施案内
- Ⅱ-B-2-25 セント・トーマス大学特別研修スケジュール
- Ⅱ-B-2-26 交換留学募集要項
- Ⅱ-B-2-27 英語＋ボランティア留学募集案内
- Ⅱ-B-2-28 夏期・春期海外研修募集案内
- Ⅱ-B-2-29 テーマ別研修募集案内
- Ⅱ-B-2-30 First-Step Study Abroad Program 募集案内
- Ⅱ-B-2-31 留学生受入・派遣状況
- Ⅱ-B-2-32 「学生に対する修学支援に関する方針」（公式ホームページ）
- Ⅱ-B-2-33 入学前教育の課題〔大学〕
- Ⅱ-B-2-34 入学予定者の集い開催資料
- Ⅱ-B-2-35 PHOENIX PLAZA
- Ⅱ-B-2-36 日本語・教養特別講義・OGU 教育シラバス
- Ⅱ-B-2-37 外国人留学生対象入学前オリエンテーション実施案内

- Ⅱ-B-3-1 公式ホームページ「学生に対する生活支援に関する方針」
- Ⅱ-B-3-2 所属団体部員数
- Ⅱ-B-3-3 ユニバーシティクラブ所属団体別部員数・指導者数
- Ⅱ-B-3-4 フェニックス大賞（個人）・賞（団体）の受賞一覧
- Ⅱ-B-3-5 学生部長表彰一覧
- Ⅱ-B-3-6 第64回岸辺祭パンフレット
- Ⅱ-B-3-7 公式ホームページ「今後の課外活動の方針について（BCPを含む）」
- Ⅱ-B-3-8 入寮者数
- Ⅱ-B-3-9 物件登録件数・紹介件数
- Ⅱ-B-3-10 一人暮らし相談会 開催報告
- Ⅱ-B-3-11 安全運転講習会参加者数
- Ⅱ-B-3-12 公式ホームページ「奨学金制度等」
- Ⅱ-B-3-13 白井奨学生（学業分野）採用者数
- Ⅱ-B-3-14 白井奨学生（スポーツ分野）採用者数
- Ⅱ-B-3-15 白井奨学生（社会・文化活動分野）採用者数
- Ⅱ-B-3-16 入試制度による減免者数
- Ⅱ-B-3-17 入試制度による資格講座受講料免除の学生数
- Ⅱ-B-3-18 総合型奨学金チャレンジ
- Ⅱ-B-3-19 企業後援会奨学金（寄付金総額）
- Ⅱ-B-3-20 企業後援会奨学金（自由公募枠）
- Ⅱ-B-3-21 企業後援会奨学金（スポーツ分野枠）
- Ⅱ-B-3-22 学生奨励金「夢を実現させよう」
- Ⅱ-B-3-23 本学の学費減免および給付奨学金受給者の割合
- Ⅱ-B-3-24 日本学生支援機構奨学金（貸与）
- Ⅱ-B-3-25 日本学生支援機構奨学金（給付）
- Ⅱ-B-3-26 その他の奨学金（給付）
- Ⅱ-B-3-27 その他の奨学金（貸与）
- Ⅱ-B-3-28 学費サポートプラン利用件数
- Ⅱ-B-3-29 公式ホームページ「保健センター」
- Ⅱ-B-3-30 保健センター利用状況内訳
- Ⅱ-B-3-31 健康診断受診者数と受診率
- Ⅱ-B-3-32 スポーツ検診受診者数と受診率
- Ⅱ-B-3-33 定期健康診断受診者の喫煙率
- Ⅱ-B-3-34 スポーツ検診受診者の喫煙率
- Ⅱ-B-3-35 学生相談センター利用者数（延べ人数）
- Ⅱ-B-3-36 公式ホームページ「学生相談センター」
- Ⅱ-B-3-37 学生相談センター利用案内リーフレット
- Ⅱ-B-3-38 キャンパス Manners UP!
- Ⅱ-B-3-39 青春チャレンジコンテスト

- Ⅱ-B-3-40 外国人留学生数
- Ⅱ-B-3-41 「障がいのある学生への支援／障がい学生支援に関する基本方針」公式ホームページ
- Ⅱ-B-3-42 公式ホームページ「障がい学生支援室」
- Ⅱ-B-3-43 障がい学生支援室利用者数
- Ⅱ-B-3-44 身体障がいを有する学生数
- Ⅱ-B-3-45 発達障がいを有すると思われる学生数
- Ⅱ-B-3-46 障がいのある学生への合理的配慮提供に関して（教職員向け）
- Ⅱ-B-3-47 学位授与式表彰一覧
- Ⅱ-B-3-48 障がい学生支援サポーター研修会報告書
- Ⅱ-B-3-49 学生食堂（公式ホームページ）
- Ⅱ-B-3-50 学位授与式（次第）
- Ⅱ-B-4-1 支援行事予定表
- Ⅱ-B-4-2 支援行事開催案内
- Ⅱ-B-4-3 保護者向けイベント案内

【区 分 Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。】

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させてい

る。

- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

【区分Ⅱ-B-1の現状】

授業科目担当者は、シラバスに記載した内容に沿って授業を実施し、成績評価についてもシラバスに記載している基準により厳格に評価している（Ⅱ-B-1-1）。この成績評価も含め、シラバスに記載している内容の整合性を確認するため、各学期に受講生による「授業評価アンケート」を全科目実施し、集計結果を授業科目担当者にフィードバックし、授業改善等に役立てている（Ⅱ-B-1-2）（Ⅱ-B-1-3）。

学習成果の獲得状況の把握については初年次教育において充実を図っている。学生が入学後円滑な学修が進められるよう、1年次配当の「OGU教育」及び「フレッシュマンスキル」において、キャリアの視点からの初年次教育として大学の学修に必要な心構えとアカデミックスキルの養成を図っている。なかでも「フレッシュマンスキル」では、入学後のオリエンテーション時に実施している「基礎学力チェック」の得点に基づきクラス編成を行い、1クラスあたりのクラス定員を基礎学力だけではなく、授業に向き合う学修態度に配慮した学生数で編成し、各クラスのレベルに応じた内容の授業を行った。

「フレッシュマンスキル」における学修成果は、毎年、授業への出席率、合格率を調査し、検証を行っている。2024年度は、次のように報告された。「フレッシュマンスキル」の出席状況や成績にはここ数年、緩やかな低下が見られる。また、1年次前期の単位修得状況は、コロナ禍において改善されていたものの、2023年度以降、下降傾向が続いていると言える。第1タームの2ヶ月において、「フレッシュマンスキル」の7回の授業には出席できたが、その後は授業への出席率が落ちてしまったり、あるいは出席しているが授業についていけない学生が少なからずいると考えられる。なお、2025年度の報告では、「フレッシュマンスキル」の不合格者数は2024年度より45名減少し、ほとんどの学生が単位を修得した。また、1年次前期の単位修得状況は昨年度と同じ水準であった。2024年度「フレッシュマンスキル」における改善活動として、これまでの教育開発支援センターにおける調査より、「基礎学力チェック」と「フレッシュマンスキル」の素点の積は、卒業時のGPAと相関があることが分かっており、第1ターム終了後、「基礎学力チェック」75点満点と「フレッシュマンスキル」100点の積を「学修力指標」として算出した。2025年度も昨年度と同様に2400点以下であった学生358名（昨年度389名）に対し、激励文の送付を行った。引き続き、1年次前期の単位修得状況の改善と、初期型退学者の減少をめざし、「フレッシュマンスキル」の改善に努める。（Ⅱ-B-1-4）（Ⅱ-B-1-5）（Ⅱ-B-1-6）。

授業内容について授業科目担当者間での意思の疎通、協力・調整については、語学科目において積極的に行っている。具体的には、言語教育運営部会の構成員である専任教員と

語学を担当している非常勤講師を対象とした「言語担当者懇談会」を年度末に実施し（2024年度は専任9名、非常勤講師19名が参加）、本学の語学教育について確認の後、語学別に分かれて、各語学のコーディネーター（専任教員）と非常勤講師で1年間の振り返りや次年度に向けた授業運営等について懇談を行っている（Ⅱ-B-1-7）（Ⅱ-B-1-8）。また、経済学部では専攻科目、演習科目、コースごとに教員を配置し、FD推進部会において、意思の疎通、協力・調整を図っている（Ⅱ-B-1-9）（Ⅱ-B-1-10）（Ⅱ-B-1-11）。

また、「フレッシュマンスキル」においては全クラス統一の教案を使用し、全てのクラスが同じペースで進行するよう配慮している。また、そのことを担当者へ周知するため、毎年3月中旬に「次年度に向けたフレッシュマンスキル担当者会議」をオンラインで開催している。

学生に対する履修指導は、各学期開始前のオリエンテーション時に「成績表配付・履修指導」の時間を設け、各学部の教務部委員（一部学部では、ゼミナール担当者をはじめ学部長、同代理）、事務職員から個々の履修状況、学習成果、教育目的・目標の達成状況に応じた指導を行っている。また、卒業年次生に対しては履修登録終了後、各学部・学科事務職員が卒業見込み判定作業を行い、履修訂正等が必要な学生を早期に見つけ、履修指導を行っている（Ⅱ-B-1-12）。

大学事務局の事務職員はそれぞれの職務を通じて学生の学修成果の獲得に向けた責任を果たしている（Ⅱ-B-1-30）。例えば、学生向けの『新入生ガイドブック』を職員へも配付することで、周知を図っている。また、各部署が関わる各種委員会において、各学部の委員と議論することで、学修成果を認識し、その獲得に貢献している。

特に教学関係については、教務事務室教務課職員が学生の履修登録から履修状況や単位取得状況の確認、資格取得、卒業等に至るまで、全学生が学修成果を獲得できるよう対応するとともに、教員及び他部署とも連携しながら、学修成果の獲得に向けて必要な支援と指導に努めている。また、FD推進部会では教務事務室教務課職員も参加しており、教員と同様に情報が共有され、所属部署の職務を通して適切に学生の学修成果の獲得状況について把握を行っている。

学生課職員においては、奨学金の採用などにおいてGPAの状況の確認、障がいなどにおける学修支援のサポート体制などを整えており、学生生活全般における学修成果の獲得のための間接的な支援の他、クラブ、学園祭など、授業では学び得ない側面からの学修成果の獲得にも副次的に寄与している。

キャリアセンター職員は、獲得した学修成果が活かせる就職等のための支援を行っている。また、学修成果の獲得状況を把握し評価するため、卒業から3年経過した卒業生の就職先に対し、アンケート調査を実施し、回答結果をキャリアセンター委員会に報告・検討している。

エクステンションセンター職員は、資格取得・検定試験合格を通して、また、国際センターは、留学などを通して、個々の学生に合わせた学修成果獲得のための支援を行っている。

図書館事務室職員については、図書委員を通して学部と連携し、図書館の体系的利用指導を行っており、文献検索や論文指導なども行っている。

教育開発支援センター職員は、広く教員と連携し、情報の整理・活用・分析を行っている他、離学者対策等の学生への個別指導も行っている。

庶務課職員においては、社会連携活動などを通して産学などの連携した学修サポートなどを行っている。これらの活動は、学生の学修成果の獲得に貢献している活動であるといえる。

事務職員における学修成果の獲得に向けた取り組み状況については、毎年実施する自己点検・評価及びFD・SD活動等により学部教育の状況と学修成果の測定結果が報告され、学生の学修成果の獲得状況に関する理解を図っており、全学的に教育目的に到達しているかを確認するための教育目標の達成状況としての学生の学修成果等を把握することができている。また、支援の質を高めるための取り組みも行っている。

学生の成績記録については、「教務関係文書の管理・取扱いに関する内規」に基づき適切に保管している（Ⅱ-B-1-26）。

コンピュータ関連の教室設備としては、授業内容に応じてPC教室やCALL教室、アクティブ・ラーニング・スペース等を使用している。その他、学内の教育支援システムであるOGU-Caddieは、教材を提供したり、課題を提出できるほか、アクティブ・ラーニング型の授業実施の支援や、学生の予習復習の場として活用されている。また、同システムは、いつでもどこでも講義に参加できるクラス・オン・デマンド（COD）をコンセプトに構築したシステムで、自宅等学外や学内設置のコンピュータから利用できることはもちろん、個々のスマートフォンとの連携も容易である。

さらに、携帯電話で学生生活をサポートする本学独自のシステムであるモバイルキャンパスサポート（OGUS）を用いて、事務局から個人別の授業時間割、休講情報、緊急連絡情報等、日々の学修から学生生活まで役立つ情報を提供し、幅広く支援している。また、コンピュータの利用については、DSS（Digital Support Service）で教員の授業でのPC利用などに対応し、OGUNETヘルプデスクでは学生からの利用方法の問い合わせなどに対応している（Ⅱ-B-1-31）。

ITセンターでは、学生及び教員の学内のコンピュータ利用の促進を行うことで、学生の学修成果の獲得を支援している。従前よりOGU-Caddieが稼働しており、レポート提出やアンケート集計などの授業のサポートを行ってきた。コロナ禍においては、対面授業の実施ができなくなり、OGU-Caddieをベースに、Zoom等を併用し授業が実施されたことで、その必要性が高まり、稼働割合も高まった。それに伴い、Zoom活用の研修会などを開催することで、学生及び教員の利便性を高めた。その他にも、授業の出席システムの導入、採点システムのオンライン入力などを行い、授業運営だけでなく学生支援の効率化のためのシステム化に取り組んでいる。また、イントラネットとは別に学内Wi-Fiの導入も段階的に進め、2025年度には、すべての教室で利用できるようになった。

図書館については、本学図書館は、国立情報学研究所(NII)が提供するNACSIS-CAT/ILLに参加することにより、総合目録データベースの作成・利用を行い、大学間相互協力体制を確立している。また、私立大学図書館協会に加盟し、研修等で参加館と情報共有や意見

交換を行うとともに、図書館間相互利用(ILL)で阪神地区をはじめとする各図書館との互助ネットワークにも参加している(Ⅱ-B-1-13)。その他、大学図書館コンソーシアム連合(JUSTICE)やオープンアクセスリポジトリ推進協会(JPCOAR)等のコミュニティに参加している。

学術情報へのアクセスに関する対応としては、図書館 HP から学術情報の発信に努めるとともに、学術機関リポジトリを構築して本学紀要論文をはじめとする研究成果物を公開している(Ⅱ-B-1-14・15)。

開館日数は毎年 290 日前後であり、最終講義終了後も利用できるよう授業期間中は 9 時から 20 時まで開館している。また、館内貸出ノートパソコンを 20 台用意しており、学生のレポート作成等に大いに活用されている(Ⅱ-B-1-16)。

図書館業務については、2005 年 10 月より閲覧業務を、2006 年 4 月より整理業務も外部に委託している。図書館職員(専任職員と業務委託スタッフ)19 名のうち司書資格を有する者は 15 名であり、割合は 78.9%である(Ⅱ-B-1-17・18)。

専任職員が大学図書館近畿イニシアティブの初任者研修に参加するとともに、業務委託スタッフも文献検索やデータベースの講習会を受講して、図書館職員全体としての質向上に努めている。

通信教育部においては、授業科目担当者は、シラバスに記載した内容に沿って授業を実施し、成績評価についてもシラバスに記載している基準により厳格に評価している。

成績評価については、公式ホームページで単位認定方法や学業成績評価基準を掲載している。各科目担当者がシラバスの「成績評価の基準」で、「定期試験」「レポート」「日常点」「その他」の項目ごとに評価の割合(%)を記載し、学生に対し予め公表することで、評価基準・評価方法の明確化を図っている。各授業科目担当者は、公表した評価基準・方法により、学修成果を 100 点満点として、60 点以上の得点をもって合格とし、90 点～100 点は「秀」、80 点～89 点は「優」、70 点～79 点は「良」、60 点～69 点は「可」の評語で表し、大学以外の教育施設等の学修および入学前の既修得単位の認定は「認」で表している(Ⅱ-B-1-7・20)。受講生による「授業評価アンケート」を実施し、結果を各担当者にフィードバックし、授業改善等に役立てている。また、履修指導や学生からの問い合わせ等については、オフィスアワーを設定し対応している。

大学院においては、教員はシラバス作成の際、「シラバス原稿作成要領」にのっとり「評価基準・方法」を記載し(Ⅱ-B-1-22)、その内容に基づいて学修成果の獲得状況を適切に評価している。

教員は発表やレポート等の実施により、定期的に学修成果の獲得状況の把握に努めている。

学生による「授業評価」については、前・後期の年 2 回、一定数の履修者が存在する授業において学期の中間に学生による授業に関するアンケート(Ⅱ-B-1-23)を実施している。教員はその結果をもとに授業改善に取り組んでいる。

大学院担当教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っており、研究科長を中心に複数教員及び大学院教務事務職員と協力し、シラバスをチェッ

クしている。法学研究科の租税法研究分野では担当する専任教員が相互に連携し、授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図る体制を整えている。また、担当者間において開講時間割を調整して情報共有している。

教員は授業科目のシラバス作成にあたり到達目標を記載するだけでなく、その科目の「学位授与の方針との関連」を記載することでカリキュラム上の位置づけについても確認している。成績評価にあたっては、シラバスに記載した「評価基準・方法」に基づき、各研究科の教育目標及び学位授与の方針に掲げる学修成果の獲得の観点から、各学科目で達成すべき到達目標と学修成果を位置づけ評価を行っている。

学生に対しては、「大学院履修要項」（Ⅱ-B-1-24）で履修に関する方法を周知している。

新入生オリエンテーションにおいては「大学院履修要項」に基づき履修に関する説明を行い、その後は年度開始時の在学生オリエンテーションを通じて学修成果の獲得に向けた説明を行うなど、各学生の履修状況に応じて研究指導教員と大学院教務事務室職員が履修指導を行っている。

以上のように教員は、学生の学修成果の獲得に向けて責任を果たしている。

大学院教務事務室職員は成績管理業務において、成績データの管理や単位修得成績表等の配付業務などを通じて学修成果を認識している。大学院教務事務室職員は学修成果ルーブリック実施や奨学金の受付業務、修士論文中間発表会及び口述試問等を通じて学生の学修成果を認識している。

さらに、学修成果の測定・検証のための「成績」「学籍」「学位論文」「特定課題研究」「学位」「入試」「修了生進路決定カード」「奨学金」「コンメンタール」の各種データ等を管理している。このような形で大学院教務事務室職員は上記に掲げた種々の業務を通じて、教員と連携をとりながら各研究科の学修成果の獲得に貢献している。

大学院教務事務室は各研究科の教育目的・目標に関わる業務を担当し、さらに各研究科委員会を通じて大学院教務事務室職員は教員と連携を取り合って教育目的・目標の達成に努めている。従って大学院教務事務室職員は職務を通じて各研究科の教育目的・目標の達成状況を把握している。

「大学院履修要項」及びHPに大学院の学年暦が示されており（Ⅱ-B-1-25）、大学院教務事務室職員は学年暦に基づいて計画的に学生に対して履修及び修了に至る支援を行っている。新入生には入学式後新入生オリエンテーションを実施しており、大学院教務事務室職員は教員と連携して教育課程の説明、履修計画の作成、履修方法、研究倫理セミナー、Westlaw Japan 利用方法、学生生活に関するガイダンスに関わっている。

また、学生の成績記録は、「教務関係文書の管理・取扱いに関する内規」に基づき適切に保管している（Ⅱ-B-1-26）。

なお、成績記録は、電子データとして学内事務システム業務に携わる担当者が、データベースに保管している。また、このデータベースを利用した場合は、システム上にアクセスログを取得するようになっている。

図書館は、平日及び土曜日は原則として9:00 から20:00 まで開館し、資料閲覧・貸出のほか、文献検索やレファレンス、相互利用（文献複写や閲覧依頼、貸借）などのサービスを提供している。図書館ウェブサイト「利用状況の確認」では、蔵書検索や貸出・貸出

履歴、予約及び取消しができる。また、蔵書検索アプリ「Ufinity」により蔵書検索や利用状況の確認、貸出資料の予約などもできる。図書館の利用方法については、印刷物で案内しているほか、新入生オリエンテーションで図書館見学・利用方法説明会などを実施している。

大学院においては、修士論文等の論文作成において、どのように充実した支援ができるかが重要である。コンピュータの活用については、大学院生専用の研究室を準備し、遠隔授業の受講で活用、論文作成やレポート作成、自習など自由に研究活動が行えるように教育研究支援をしている。大学院生研究室はコンピュータサイエンス研究科用として2号館4階と14号館3階の2室ある。その他の研究科については、5号館2階と14号館2階の2室あり、パソコンは合計14台を設置し、プリンターなどの機器や学内ネットワークを設置している。開放時間も、5号館は8:30～19:30（祝祭日を除く）、14号館は8:30～22:00まで行っており社会人学生も使用しやすくしている。

また、授業時間割についても社会人学生が履修しやすいように、通常の勤務時間外である夜間に講義を実施している（5講時17:30～19:15）。

一般教室には全て有線LANが設置され、図書館や学生食堂、大学院研究室等では無線LANも設置されている。これらの機器・設備は定期的に点検・整備を行い、2025年度には大学内全てに無線LANを利用できるように準備中である。

教職員は教育課程及び学生支援を充実させるために、学内サイトOGU-CaddieにZoomやgoogle Classroomなどのコンピュータ使用のためのガイドや、ITセンターが実施する「Zoom講習会」への参加などを通して、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

具体的には、社会人学生が多く在籍している法学研究科において、工作上・生活上の制約を軽減する取り組みとして、令和5（2023）年度から、平日（月～金）はオンライン（Zoom等）授業、土曜日のみ対面授業を実施している。（Ⅱ-B-1-27）

さらに、本大学院修士課程税理士によるチューター制度を設けている。チューターへの相談は、学修や進路・就職など他研究科生の相談にまで広範囲に及ぶこともあり、都度各教員との意思の疎通、協力・調整を図り、支援体制を行っている。（Ⅱ-B-1-28）

以上のような形で大学院では、教員及び大学院教務事務室職員が学修成果の獲得に向けて責任を果たし、施設設備及び技術的資源その他大学の教育資源を学修成果の獲得に向けて有効に活用している。

【区 分 Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。(2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。(3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。(4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。(5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。 |
|--|

- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。
- (11) 編・転入学生に対して適切な指導助言を行う体制を整備している。

【区分Ⅱ-B-2の現状】

組織的な学修支援については、明文化された「学生に対する修学支援に関する方針」の下（Ⅱ-B-2-32）、学生の支援体制を整備している。

入学手続き者については、学生生活を円滑にスタートさせるために、次の通り入学前教育、入学予定者の集い、及び公式ホームページに入学手続き者を対象とした特設サイトを開設している。

入学手続き者に対して入学前に実施する主な取り組みは次のとおりである。

① 入学前教育

入学までの学習意欲の継続と大学教育への円滑な導入を目的とし、学部学科別に入学予定者に課題を与え、入学試験種別に提出期日を設定し、提出させている。課題については、入学までの学習意欲を高め、大学教育への導入に有効な内容とし、提出された課題は入学後のゼミナールにおいて指導・活用している（Ⅱ-B-2-33）。入学前教育の課題等の郵送時には入学後の履修登録がスムーズに行えるよう「入学するみなさんへ」（Ⅱ-B-2-1）に各学部の「人材養成・教育研究上の目的」や「大学の学修について」、「大学の用語集」、「学年暦」を同封している。

② 入学予定者の集い

入学予定者を対象に友人づくりと入学前の不安払拭を目的として「入学予定者の集い」を実施している。在学生が主導し、レクリエーションを通じて、これからの学生生活をイメージできるように努めている（Ⅱ-B-2-34）。

③ 特設サイト「PHOENIX PLAZA」の開設

入学予定者の入学前の不安や疑問を解消するための特設サイト「PHOENIX PLAZA」（Ⅱ-B-2-35）を公式ホームページ上に開設している。本サイトでは、入学後に利用できる各種プログラムの紹介や、入学予定者のよくある質問への回答等を掲載し、新入生が入学後に関わる全てを網羅した内容としている。

入学後には新入生に対し、各部署が必要事項を連絡する機会としたオリエンテーションを実施し、教務部からは学修要項の冊子（Ⅱ-B-2-2）に基づき、履修登録に必要な情報伝達を行っている。教務部では各学部別に教務部委員の教員と事務局が「本学の建学の精神

および教育方針」の冊子（Ⅱ-B-2-3）に基づき、「建学の精神」「教育目的・目標」「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「学修成果」の説明、基礎学力を確認する基礎学力チェック、履修規程説明等、これからの学生生活で必要となる情報を提供している。

オリエンテーション期間中に、全学生を対象とした各種課程やプログラムの説明会を実施、また必要に応じ、各学部のコース選択説明等を実施し、学生の科目選択や各種課程の動機付けを促している。

障がい等により特別な配慮を要する学生の修学支援については、2023年4月に「障がい学生支援室」が設置された。この「障がい学生支援室」は「修学支援に関する方針」ならびに「生活支援に関する方針」に沿い「障がい学生支援に関する基本的方針」を定め、この基本方針に基づき、各関係者連携のもと個々の障がいの内容や程度などに応じて、合意形成を行いながら、学生の必要とする支援を行っている（Ⅱ-B-2-4）。入学を希望する受験生については、出願前に入学後の教育環境・施設面に至るまで、本人、保護者及び高等学校教員と十分協議し、さらには入学手続き後にも学部長や担当教員、関係部署とも調整したうえで、出来得る限り修学に支障を来さないように対応している。

また「単位修得状況」及び「学籍異動に関する調査」を分析した結果（Ⅱ-B-2-5）、1・2年次に退学する割合が高く、1年次前期の修得単位数が低い学生は「進路変更」と「就学意欲の喪失」及び「単位不足」を理由に退学をする傾向があることから、教育開発支援センターを中心に分析を行い、補習教育の充実と退学防止の必要性を連関させ、新入生全員を対象に実施している基礎学力チェックを利用し、基礎学力不足による補習が不可欠な学生を選定し、組織的に状況を把握するとともに、学習支援室での早期の修学サポートを実行している。この学習支援室は、中等教育レベルの指導において豊富な経験を有する教員や本学大学院の学生による「学習サポーター」が学生をサポートしており、学生の学修全般の相談に応じるだけでなく、学生個人別の状況に応じ、不足している基礎学力を中心に、担当教員と連携を図りながら指導を行っている（Ⅱ-B-2-13・14・15）。

補習教育としてオフィスアワーを設定し、学生にはホームページと各授業科目のシラバスで周知し、授業科目ごとに指導を行っている（Ⅱ-B-1-1）（Ⅱ-B-2-8）。また、学部独自の補習教育として経済学部、法学部、国際学部で対面でのヘルプデスクを実施している。なお、経済学部では対面方式とZoomによるヘルプデスクを設け、2025年度前期には5名が参加している（Ⅱ-B-2-9）。

本学における重要課題である離学率の抑制を図る方策の1つとして、「ゼミナール」担当教員に、ゼミ生の成績（単位修得状況・GPA等）や履修登録に関する資料を必要に応じ配付し、その資料に基づき個別に面談を行い、退学予備軍の早期発見に努めるとともに、年次生別に設定した単位数を取得できていない成績不振者に対しては、オリエンテーション時に行う特別指導への参加を、さらに保護者対象の教育懇談会においては学生と同伴の出席を促した（Ⅱ-B-2-10）。

また、一部学部（経営学部・経済学部・法学部・情報学部）は3月に修得状況が芳しくない学生を対象にした特別教育懇談会を実施し、ゼミナール担当教員から今後の履修計画等について相談・指導の場を設けている。この特別教育懇談会に2025年3月は4学部で

113名の参加があった(Ⅱ-B-2-11)(Ⅱ-B-2-12)。

さらに、教育開発支援センターおよび学習支援室では、1年次前期の修得単位数が14単位未満の学生に対して、「Restart Week 懇談会」を開催し、懇談・面談の呼びかけを行うとともに、単位修得状況を追跡調査をしている(Ⅱ-B-2-13・14・15)。

しかし2019年度から2022年度はコロナ禍のため、「Restart Week 懇談会」の中止を余儀なくされ、2023年度は個別相談への移行段階として「後期 Restart イベント」を実施し、17名が参加した。具体的には、前期の修得単位数が10～14単位であった学生に時間を決めて(2日間・4回)学習支援室に集まってもらい、後期から協力しながら単位修得を進めるための仲間づくりを中心とした内容とした。2024年度は「Restart Week 面談・懇談」を再開し、24年度生のうち、1年次前期修得単位数が14単位以下であった391名、2025年度は344名に対し、次のとおり、文書を送付した。

- ①10～14単位の学生236名(C:38、BA:62、HA:21、E:71、J:13、FE:14、K:5、S:13)には「Restart Week 面談」の案内を同封し、面談への出席を促した。
- ②10単位未満の学生155名には学習支援室のパンフレットを送付し(C:17、BA:28、HA:5、E:63、J:15、FE:9、K:6、S:12)懇談を希望する者については保護者同伴の懇談を実施した。

①と②の合計391名の対象者のうち、9%にあたる36名と面談・懇談を行い、内訳は、10-14単位の学生30名、0-9単位の学生6名であった。事前に準備した「面談シート」、「成績表」および「出席状況表」をもとに学習支援室担当教員が面談を行い、後期の時間割について成績評価方法や教室、教科書の有無等のチェックを行いながら「時間割記入シート」を作成させた。

なお、2024年度より面談対応数を増やす方策として、2024年度後期授業開始前日の9月30日(月)に実施したところ、事前申込を行った9名全員は休むことなく全員が来室した。

また2024年6月に「1年次前期の結果が出る前の早期に退学予備軍を見つけて支援を行う」ことをテーマに、基礎学力チェックとフレッシュマンスキルの積から算出した点数を「学修力」と定義し、その平均点(2400点)以下の学生358名(昨年度389名)に対し励ましの文書を送付した(Ⅱ-B-2-13・14・15)。

この退学予備軍である学生の修学支援・指導の必要な学生の中には、外国人留学生もいることから、共通科目言語分野の「日本語」クラスの増加や「OGU教育」、「教養特別講義」の留学生用クラスを設置することで対応している。

なお、留年・退学者の状況把握については、上述した学業成績や単位修得状況が関連しているため、年度ごとに除籍・退学者と成績(修得単位数)の関連性を調査し、状況把握に努めている。とりわけ、休学または退学を希望する学生に対しては、教務事務室教務課の担当者(必要がある場合はゼミナール担当者)が面談を行い、状況を把握し保護者に確認したうえで手続きを進めている。その状況については、毎年「学籍異動に関する調査」として、成績(修得単位数)や異動理由等との関係を調査し、その結果を教務部委員会や教授

会等に報告し、対応策を検討するとともに教育開発支援センターでも、入学した学生の学修状況は卒業後の進路を含めた中長期にわたって追跡調査やクロス集計を行い分析を行っている（Ⅱ-B-2-5・16）。

なお、編入学生に対する指導については、新入生とは別に編入学生用の時間を設定し、学部・学科別に履修規程等説明を行うとともに、編入学生一人ひとり個別に入学後の必要単位数等についてきめ細やかな指導を行っている（Ⅱ-B-2-17）。

急速な進化を遂げる生成 AI について、本学では 2023 年度、次のとおり対応した。2023 年 7 月 13 日付の文部科学省からの連絡「大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて」を受け、教育開発支援センターでは、生成 AI に対する基本的な考えとして教職員向けに「大学教育における生成 AI の活用について」を、また、在学生向けとして「ChatGPT などの生成 AI の利用について」を作成した。このことは学部長会議、教授会にて報告され共有された（Ⅱ-B-2-18・19）。また、周知を徹底するため、教員に対してはメーリングリストを使用し、学生に対しては学内専用サイト「WEB PATHOS」および公式ホームページへの掲示を使って周知が図られた。同時に、教育開発支援センターでは、「学生に対して、利用場面や利用方法をより明確に指示・説明することが必要である」旨検討し、教務部に対し、「2024 年度のシラバスに、AI の利用について記載すること」への検討について打診がなされ、2024 年度のシラバスに記載することとなった。

留学生の受け入れ及び派遣については、国際センターを窓口として、留学生の派遣や海外研修を実施する一方、留学生や短期研修生の受け入れを行っている（Ⅱ-B-2-21・22）。

受け入れプログラムとしては、提携大学からの交換留学生のほか、提携していない大学の学生も参加可能な長期の国際交流プログラムや短期の日本語研修プログラム、提携大学を対象とした短期の特別研修を実施している。

国際交流プログラムは、日本語能力、異文化理解力、問題解決能力およびコミュニケーション能力を高めるとともに、日本の文化や社会に対する理解を深めることを目的とした、1 学期間（約 4 か月）または 2 学期間（約 9 か月）のプログラムである。平日の午前中には日本語初心者から上級者までを対象とした日本語教育科目を開講し、午後には日本語レベルやニーズに応じた日本語・ビジネス・日本文化に関する選択科目を日本語または英語で開講している。また、学部で開講する科目の履修を認めている（Ⅱ-B-2-23・31）。

短期の日本語研修プログラムは、年 2 回、夏期（Summer School）および冬期（Winter School）に 3～4 週間の日程で実施しており、日本語学習を中心に日本の文化等を学びながら、学外研修を通じて日本文化を体験する機会を提供している。2021 年度および 2022 年度の一部プログラムは、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン形式で実施したが、これを契機として、夏期のプログラムでは対面形式とオンライン形式の双方を継続して実施している（Ⅱ-B-2-24・31）。

また、2025 年度には、提携校であるアメリカ・セント・トーマス大学の大学院生を対象に短期の特別研修を実施した。「教育」や「ガバナンス」などの分野において、地域のリーダーが直面する課題や機会を明らかにすることを目的に、吹田市長や近隣の小学校、関東圏の大学・中学校などと連携し、実際のリーダーと交流する実践的な学習機会を提供した（Ⅱ-B-2-25・31）。

派遣プログラムとしては、長期プログラムの交換留学、英語＋ボランティア留学、短期プログラムの海外研修、テーマ別研修、First-Step Study Abroad Program（以下 FSSAP という）を実施している。

交換留学は、提携大学へ 1 学期または 2 学期間留学する長期プログラムであり、希望する学生が個々の資質や能力に応じた留学を実現できるよう、留学相談や事前指導等の支援体制を整えている（Ⅱ-B-2-26・31）。

英語＋ボランティア留学は、2025 年度から新設した長期プログラムであり、英語研修 12 週間、ボランティア活動 6 週間（準備期間 1 週間を含む）の計 18 週間で構成されている。語学力に加え、グローバルスキル、自ら考え行動する力、周囲と協働するリーダーシップ力の養成を目的としている（Ⅱ-B-2-27・31）。

海外研修は、実践的な異文化コミュニケーション能力や異文化適応力の向上、国際理解の深化を目的とした短期プログラムであり、毎年度複数のコースを実施し、学生に海外学習の機会を提供している。2025 年度は、夏期研修において計 12 コース、春期研修において計 24 コースの語学プログラムを実施した。（Ⅱ-B-2-28・31）。

テーマ別研修は、教員引率のもと特定のテーマに沿って海外で集中的に学ぶことを目的とした短期プログラムであり、近年は休止していたが、2025 年度より再開し、フィンランドでのホスピタリティ研修を実施した（Ⅱ-B-2-29・31）。

FSSAP は、将来的な長期留学への第一歩として位置づけられた 1 年次生対象の初級者向けプログラムであり、夏期休暇中に「英語＋社会課題コース」および「英語＋SDGs コース」の 2 コースを実施している（Ⅱ-B-2-30・31）。

これらの派遣プログラムは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 2021 年度および 2022 年度においても、一部を除きオンライン形式で実施することで国際交流の機会を確保した（Ⅱ-B-2-34）。

通信教育部においては、学生の修学支援に関する方針を明確に定め、修学状況を的確に把握するとともに、本学公式ホームページ上の通信教育部専用ページ（Ⅱ-B-2-20）を通じて、オフィスアワーの情報等を提供している。

大学において明確に定められた「学生の修学支援に関する方針」（Ⅱ-B-2-32）に基づき、学生の修学状況を把握するとともに、必要な施策を適切に講じている。2020 年度から学生募集の停止（同一法人は除く）が決定され、学生が 1 名となったことから、その学生の修学状況等をより一層把握し、適切な修学支援が行えるよう努めている。

2025 年は当該学生の履修登録希望に応じた対応を行ったものの、履修希望が薄く、履修登録を行っていない状況である。

またこの学生は 2026 年 3 月で在籍期間満了となるため、2026 年度の教育課程は編成せず閉校となる。

大学院においては、専門的学修成果の獲得に向けては、入学後の学修効率を高めるために、2022 年度より入学者及び在学生に対して、研究倫理セミナーとして新入生には「論文作成における倫理」、在学生には「論文作成の意義」を開催し指導を行っており、今後

この指導の一層の定着を図っていく。そして、入学式後に大学院オリエンテーションを実施し、その際に「大学院履修要項」や図書館の利用方法などの印刷物を配付し周知している。

さらに、法学研究科では、入学予定者の多様化に合わせて 2025 年度入学手続き完了者より、入学前教育として「専門教育の先取り」と「大学院で学ぶための準備」など入学後の特質を簡潔に伝え、学力・知識の補填を含め、「研究する」ことそのものに対する動機づけを目的とし、「修士論文中間発表会の傍聴」、「勉強会」及び「相談会」を実施し学修支援を行っている（Ⅱ-B-1-29）。

研究指導については、修士課程・博士課程とも、論文作成指導に重点を置いている。商学研究科は「商学研究方法論」、国際学研究科は「国際学研究方法論」、コンピュータサイエンス研究科は「情報技術特論 A」及び「情報技術特論 B」をオムニバス形式で実施し、各教員がそれぞれの専門分野から論文作成指導を行っている。経済学研究科と法学研究科は、合同研究指導により論文作成指導を行っている。

これは研究内容の多様化、高度化に対応したものであり、論文の質向上に成果をあげている。さらに論文の質を高めるために、専門的学修成果だけでなく、論文作成における倫理、論文の文章表現力という点での汎用的学修成果獲得に向けた支援も行っている。

汎用的学修成果の獲得に向けて、毎年 10 月に修士論文中間発表会を実施している。

本中間発表会では、研究科ごとに開催され学生が専門分野を超えて、学生及び出席教員に向けて発表し、意見を得る貴重な機会となっている。その際に、質疑応答等で発表に対するフィードバックを得る時間を設けている。

【区 分 Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

【区分Ⅱ-B-3の現状】

学生の生活支援のための教職員の組織については、学生部委員（教員）、学生指導・厚生指導の担当部署（事務組織）、ゼミナール担当教員等が協力して学生の生活支援について組織的に取り組んでいる。

本学では、経済的支援、学生の健康管理、安全・衛生管理、障がい学生対応・メンタルヘルス相談、ハラスメントの防止、課外活動等について、学生部委員会において検討・評価を行っている。

このことについては、公式ホームページに掲載するとともにオリエンテーション等で説明をしている（Ⅱ-B-3-1）。

自己管理のできる学生の育成をめざし、関係部署がゼミナール担当教員等と協力しながら学生指導や支援に努めている。留学生に関しては、国際センターが窓口となり学生課など関係部署と協力しながら学生生活を支援している。社会人学生の学修等については、教務事務室教務課やエクステンションセンターが支援業務を行っている。

学生が主体的に参画する活動の支援体制については、学生の自主性や協調性を養い、豊かな人間性を培う場でもあるクラブ・サークル活動等の課外活動においては文武両道を旨とし、技能や知識はもちろん協調性・責任感等、将来社会人として求められる能力等が身につく、人間的な成長を促す場でもあることから、大学としても学生の課外活動への参加を大いに奨励し、課外活動を通じて学生生活が充実するように支援している。

本学がその活動を公認しているクラブ・サークルは、「独立クラブ」、「体育会クラブ」、「文化会クラブ」、「サークル」に区分される（Ⅱ-B-3-2）。

すべてのクラブ・サークルには専任教職員を顧問としておき、学生の指導や相談等を行い学生とのより良い関係を保っている。

特に指導者の充実がクラブ活動への参加やクラブの活性化につながると考え、大学が強化指定している「ユニバーシティクラブ」9 団体は、加入者数減少の傾向があるが、専属の監督・コーチやチームドクターの補強などの充実が図られ、クラブの活性化をはじめクラブ生の確保や戦績の向上にも大きく貢献している（Ⅱ-B-3-3）。

全国大会で優勝した選手に贈られる総長表彰のフェニックス大賞（個人）受賞者は、5 年間で8名であった。また、全国大会で優勝した団体に贈られるフェニックス賞を、2022年度・2023年度・2025年度にゴルフ部が受賞した（Ⅱ-B-3-4）。

学生部、学友会とクラブ・サークルとの連絡調整のため、毎月1回クラブ・サークル代表者連絡会を開催し、各種連絡事項を周知徹底させている。その中で、特に優秀な成績を収め活躍をしたクラブ・サークル、個人に対し学生部長表彰を行っており、クラブ構成員のクラブ活動に対するモチベーション向上に繋がっていると考え（Ⅱ-B-3-5）。

本学では、新型コロナウイルス感染症の影響により、式典をはじめ多くのイベントを中止してきたが、学生の孤独感を払拭するため、岸辺祭を対面で実施できるよう学生主体で校友会・後援会と協力し、取り組んだ。2021年度は、本学学生のみを対象として開催し、2022年度以降は2019年度以前のとおり、近隣住民等も参加可能な形式で開催した（Ⅱ-B-3-6）。

クラブ・サークル活動については、2020年6月15日以降、学生部で協議の上「課外活動

再開に向けた方針」を定め、条件を満たす団体より段階的に活動を再開し、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置など政府及び大阪府等の要請に従い、「課外活動に関する行動方針（BCP）」を策定し、2022年11月29日まで活動内容への適切な制限を行った（Ⅱ-B-3-7）。

また、自校が出場するクラブの試合観戦をしながら仲間の活躍を学生や教職員が一緒になって応援できるよう「スポーツ応援会」を実施してきた。これは試合に活気を与えるとともに、クラブに対する理解、価値観や感動の共有による仲間意識、愛校心や大学への帰属意識の向上に繋がっていると考ええる。

学生のキャンパス・アメニティ施設については、庶務課がその整備や充実に努め、学生が学内施設を快適に利用できるよう配慮している。学生食堂は、人気ラーメン店を経営する本学卒業生の会社に営業を委託している「人類みな飯類」を含む2店舗、近隣の山崎製パン直営のベーカリーショップとコンビニエンスストア、カフェを各1店舗設置している。トイレの改修や学生がくつろげるスペースの増設等、学内環境の充実に努めている。

本学の学生寮は大学の指定する委託寮の形態で運営される男子寮と大学が運営する女子寮があり、いずれも、常時、大学と連絡を取り合うとともに、寮生が安心して生活できるようにこれまでも学生や保護者から意見を聞くとともに、それぞれの寮と連絡を密にしながら、生活や安全・衛生面等の向上に努めている（Ⅱ-B-3-8）。

安全で快適な下宿紹介ができるよう、希望者に斡旋物件の紹介業務についての案内とともに、物件確保にあたっての注意事項や一人暮らしで安全に生活するための心構え等の情報を提供している。学生課より紹介する家主・業者等は事前に手数料を取らないよう確認した物件のみを学生に紹介している（Ⅱ-B-3-9）。

一人暮らしの問題点や学生の意見の把握に努め、相談希望者には学生課が対応するとともに、同じく一人暮らしの上級生との懇談の機会を設けている（Ⅱ-B-3-10）。

また、女子学生に対しては防犯講習会を実施し、一人暮らしの防犯意識向上に努めている。

通学のための便宜については、本学は鉄道駅が近く、通学に至便のため、車による通学は禁止とし、やむを得ない範囲においてバイクや自転車による通学を認めており、必ず指定の駐輪場に駐輪し、大学周辺の道路やマンション敷地内等に放置することのないよう指導している。なお、安全に通学できるようバイク通学の新規登録者を対象に、大阪府吹田警察署の協力のもと安全運転講習会を毎年2回（春・秋）実施している。なお、2020年度からは新型コロナウイルス感染症の影響により、安全運転講習会をオンラインで実施し、2023年度からは2019年度以前と同じく対面で実施した（Ⅱ-B-3-11）。

奨学金等の経済的支援措置に関しては、「学生に対する生活支援に関する方針」（Ⅱ-B-3-1）に基づき、経済的支援を必要とする学生が、継続的に安定して修学できるよう、本学独自の奨学制度と、高等教育の修学支援新制度をはじめとする学外の多様な団体による奨学金について周知を図るとともに、学生課を窓口として、個々の生活状況に応じた助言・指導を行っている（Ⅱ-B-3-12）。

学費減免の白井奨学生制度は、本学の模範生として活躍が期待される学生を選考委員会において学業分野、スポーツ分野、社会・文化活動分野の3分野で採用している（Ⅱ-B-3-

13、Ⅱ-B-3-14、Ⅱ-B-3-15)。

入試制度に付随した学費減免制度は、学生部が入試広報課と連携しつつ運営と検証に当たっている。入試成績優秀者への初年次減免措置に加え、入試制度により、前年度の学業成績に応じて2年次以降の減免も行っている(Ⅱ-B-3-16)。近年は、減免に代えて課外の資格対策講座受講料を免除するといった、経済支援と修学奨励を組み合わせた施策も取り入れている(Ⅱ-B-3-17)。

経済的支援を必要とする優秀な学生に対しては、年間学費相当額(入学金を含む)を給付する総合型選抜奨学金チャレンジ(2023年度まで総合型選抜特待生奨学金)により学生の支援を行っている(Ⅱ-B-3-18)。

企業後援会奨学金制度は、本学を後援する企業からの寄付金を私立学校振興・共済事業団に預けており、複数年での消化が可能となっているもので、自由公募とスポーツ分野に分けており、選考委員会において適切に対象学生を採用している(Ⅱ-B-3-19、Ⅱ-B-3-20、Ⅱ-B-3-21)。

学生奨励金「夢を実現させよう」は、学生生活の活性化やチャレンジ精神を喚起するために設けた奨励金制度であり、夢の実現に向けてチャレンジする学生への活動費の一部を援助している(Ⅱ-B-3-22)。

本学独自の学費減免及び給付型奨学金の2025年度受給者数は955名であり、在籍者比率が16.7%となっている(Ⅱ-B-3-23)。

本学以外の奨学金については、日本学生支援機構奨学金(貸与)を中心に、地方公共団体や公益財団法人等によるその他の奨学金(給付・貸与)が受給されている。また、2020年度から日本学生支援機構による給付奨学金が新たに開始されている(Ⅱ-B-3-24、Ⅱ-B-3-25、Ⅱ-B-3-26、Ⅱ-B-3-27)。

教育ローンとして信販会社(オリエントコーポレーション)との提携により、学業成績に関係なく保護者の一時的な経済負担を軽減できる「学費サポートプラン」のパンフレットを送付しており、また、窓口等においても配付し周知している(Ⅱ-B-3-28)。

学生及び教職員の健康管理については、保健センターを設置している(Ⅱ-B-3-29)。同センターでは、医療機関や学生相談センターの紹介・血圧、体重などの測定を行っている(Ⅱ-B-3-30)。

学校保健安全法に基づいて毎年1回全学生を対象とした定期健康診断とスポーツ系のクラブ・サークルに所属する学生を対象としたスポーツ検診を実施している(Ⅱ-B-3-31、Ⅱ-B-3-32)。また、喫煙対策の把握資料として定期健康診断時等で受診者の喫煙状況の調査を実施している(Ⅱ-B-3-33、Ⅱ-B-3-34)。

充実した学生生活を送るため、メンタルヘルスケアや、相談ごとの総合窓口として学生相談センターを開設している。現在、同センターは、週6日学生の総合的な相談に応じ、学業や将来の進路、対人関係や心身の健康など、日常における様々な相談や質問を受付けている。センタースタッフとして配置している専門のカウンセラーとともに考え、話し合うことにより学生が主体となって解決の糸口を発見できるようサポートを行うとともに家族からの相談にも対応している(Ⅱ-B-3-35)。上記の課題を抱える学生と接する教員からの相談も行っている。また、公式ホームページの「学生相談センター」ページの設置やリーフレット

を作成し、学生相談センターの利用の周知に努めている（Ⅱ-B-3-36、Ⅱ-B-3-37）。

障がい等の支援を必要とする学生の早期発見に繋がりたいと考え、週 1 回学生相談センターとは別に保健センター（午前）・学習支援室（午後）に、カウンセラーを 1 名配置し、学生からの相談や話を聴き・見守りを行うことで、学生生活の支援をしている。

相談内容は「心理相談」が大半を占めており、その多くが、学生生活への不適應で、その内訳は人間関係・進路変更・発達障がい・知的障がい・精神障がい等である。このうち、発達障がい・知的障がいについては、本人とともに家族にもカウンセリングを行うことが増加している。特に保護者からの相談では、学内において居場所を築くことができず不登校になる場合や、家庭内の問題がその一因となる深刻なケースもあり、保護者のカウンセリングも必要とされている。精神障がいについては、本学に協力願っているクリニックに対応を依頼するケースや本人が通院しながら当センターのカウンセリングを利用するケース等があり、外部医療機関との連携を図りながら支援している。

カウンセラー間での情報共有のために「ケース報告会」を半期に 1 回開催し、学生支援の内容や対策等について改善をめざして話し合いを行っている。また、カウンセラーと事務職員との連絡を密にしており、ケースにより必要に応じ随時開催することで対応している。

学生生活や授業等に関する意見や要望については、教員はオフィスアワーの時間帯やゼミナール・授業等において対応し、事務担当者においては個別に学生の声を聴くことで、教員・事務担当者や関係部署等と常に協議しながら対応するように努めている。

学生のキャンパスマナー向上をめざした「キャンパス Manners UP!」及び、自己の可能性への挑戦やチャレンジ精神を支援するために、「青春チャレンジコンテスト」を実施している（Ⅱ-B-3-38、Ⅱ-B-3-39）。

また、「キャンパス Manners UP!」により学生からのマナーに関する意見や大学への要望や意見を知ることができている。

他にも、毎年 1 月に「新春夢トーク」実施を通して、夢に向かって学生生活の中で努力している学生や大学で夢を実現した学生が語る体験談から学生たちの大学への期待も知ることができ、また参加者も感動や多くの刺激を受けており、新春恒例の行事となっている。

外国人留学生数は、2025年度11ヵ国から171名が在籍している（Ⅱ-B-3-40）。留学生については、正規課程に在籍する私費外国人留学生への修学支援として、日本語能力の向上を目的とした「日本語Ⅰ」および「日本語Ⅱ」を開講している。また、日本での学生生活に必要なスキルを身に付けることを目的として、「教養特別講義」および「OGU教育」に留学生専用のクラスを設置しており、1年次生は原則としてこれらの科目・クラスを履修することとしている（Ⅱ-B-3-1）。入学時には、全入学生を対象としたオリエンテーションに先立ち、留学生（編入学生を含む）のみを対象とした予備オリエンテーションを実施している。日本での生活に不慣れな留学生が円滑に本学での学生生活を開始できるよう、事前説明および日本語能力テストを行っている。このオリエンテーションは、国際センターが中心となり、学生課・教務課・キャリアセンターと連携して実施する全学的な取り組みである（Ⅱ-B-3-2）。

社会人の学習を支援する体制については、科目等履修生制度及び聴講生制度を設けており、担当窓口である教務事務室教務課が手続等を行っている。

障がい者の受入れ、支援体制については、本学では、建学の精神に基づき、学生に対する「修学支援に関する方針」及び「生活支援に関する方針」に沿い「障がい学生支援に関する基本方針」を定め、この基本方針に基づき、各関係者連携のもと個々の障がいの内容や程度等に応じて、合意形成を行いながら、学生の必要とする支援を行っている（Ⅱ-B-3-41）。2023年4月に障がいのある学生への学生生活及び修学支援に関わる窓口として「障がい学生支援室」を設置した（Ⅱ-B-3-42、Ⅱ-B-3-43）。また視覚障がい学生の学内での移動支援や教材作成支援のための学生サポーターを配置している。入試前に障がいを有する志願者から問い合わせがあった場合には、入学後の修学サポートについて十分説明し、必要に応じて学内施設設備の見学・体験を願う等、本人は勿論、家族あるいは高等学校教員等の理解を得るよう努めている。入学後は、詳細な状況と必要な修学サポートを本人から聴取し、合理的配慮を提供している（Ⅱ-B-3-44、Ⅱ-B-3-45）。

個人情報保護に留意しつつ、他部局や教職員と連携し、体調等の推移を継続的に見守るよう努めるとともに、学生部の所管を超えるサポートについては、学生部が当該部局と緊密に連絡を取り、学生の不利益にならないよう万全の措置を講じている。また、健康管理を担う保健センターと、メンタルケアを担う学生相談センターが、いずれも学生部の管轄であることが、円滑な支援に役立っている。加えて、事務局各部署の学生窓口担当者から成る連絡会を発足させ、障がいを有する学生に係る情報の継続的な共有を図っている。

教職員専用ホームページ（WEB LOGOS）に、障がいのある学生へ合理的配慮を提供するための各種障がいに関する基礎的な情報や支援内容をまとめた冊子「障がいのある学生への合理的配慮提供に関して[教職員向け]」を掲載している（Ⅱ-B-3-46）。

また、保健センターには、災害時に障害等により移動困難となる学生を想定した避難用具を設置しており、その使用方法を職員が共有し障がい学生の安全確保に取り組んでいる。

長期履修生の受け入れについては、特段、希望者や問い合わせ等がないことから、現在制度としては設けておらず、今後、学生のニーズや動向を注視していく。

学生が地域活動、地域貢献、ボランティア活動等を含む課外活動において、本学の名誉を高めるような活躍を行った場合や、顕著な功績をあげた者を学位授与式においてオナーコードを贈呈し表彰している（Ⅱ-B-3-47）。

大学院においては、社会人の学修を支援する体制については、5 講時（17 時 30 分～19 時 15 分）まで開講し、受講できるよう無理のない履修が可能となっている。さらに、法学研究科では平日（月～金）5 講時に遠隔授業時間帯（18 時 30 分～20 時 15 分）を設け、土曜日のみ対面授業とし授業を受けやすい支援体制を整えた。その他、科目等履修生制度及び聴講生制度を設けており、担当窓口である大学院教務事務室が手続等を行っている。

また、14 号館の大学院生研究室は休日も利用できるようにして、社会人のための便宜を図っている。

【区 分 Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している(2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。 |
|---|

- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に関する支援を行っている。

【区分Ⅱ-B-4の現状】

本学では、進路支援に関する方針に基づき、学生が自己の職業適性や将来設計について考え、主体的な職業選択や高い職業意識の育成が図られるよう、キャリアセンター委員会およびキャリアセンターを設置して、キャリア支援の体制を整えている。

キャリアセンター委員会では、所長1名、副所長1名、各学部から選出された委員8名（いずれも教員）が定期的に会議を開催し、その活動を教授会にて報告するとともに、ゼミナール担当者を中心に、教員へキャリア支援の協力依頼、情報の周知依頼等を行っている。キャリア支援の運営を担う機関として設置されているキャリアセンターでは、各種支援行事の開催など、全体に向けた支援に加え、個別面談など個人毎の支援の充実を図っている。さらに、企業訪問担当者が、卒業生の就職実績がある企業、求人票の受付企業をはじめ、新たな求人情報を求め京阪神の企業を中心に訪問することで、学内での企業説明会等への参加依頼に加えて、求人数の拡大を図っている。

また、学部・学科毎に担当者を決めることで、進路状況の確認等を効率的に行っている。学生毎の状況把握や各種支援の周知等については、就職活動用サイトである「求人検索NAV I」や、「LINE公式アカウント」等各種ツールを活用して行っている。

進路選択に関わる支援やガイダンスの実施については、次のとおりである。

1. 個別支援

個別就職相談・指導はキャリアセンターで随時行っている。

また、より詳細な指導を必要とする学生に向けて、予約制による個別面談を実施している。個別面談では、求人紹介、履歴書の作成指導の他、選考を受ける企業を想定した模擬面接など、就職活動全般へのサポートを行っている。指導内容は、学生毎にシステム上で記録しており、活動状況の継続的な把握と支援を行っている。2023年度からは求人検索NAV Iを活用し、WEBで履歴書の作成を行える体制を整えることで、履歴書の作成に要する時間を削減するとともに、記載内容を事務局で適宜把握し、個別支援の効率化にも繋げている。2025年度からはキャリアセンター内にオンライン面接等に利用できるテレキューブ（防音個室ブース）を設置している。

このように学生一人ひとりと向き合ったきめ細かな指導をすることで、ミスマッチの少ない就職活動が行える体制を整えている。

表ⅡB-1 卒業年次生の相談件数（件）

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
相談件数	8,502	9,176	9,362	9,419	10,675

2. 支援行事

入学時から学生が卒業後の進路についてイメージし、キャリア意識が醸成できるよう、各年次や時期に合わせて段階的に多数のガイダンスや支援行事を実施している（Ⅱ-B-4-1）。講義形式のガイダンスだけでなく、学生が主体的に学べるようなワークショップ形式も行っている。

3. インターンシップ制度

1 年次生から 3 年次生を対象にインターンシップを実施し、キャリア意識の向上、早期活動開始、早期内定獲得を目指している。また、同制度は大学における学修の深化や新たな学習意欲の喚起につながり、要件を満たすことで単位修得も可能となっている。

表ⅡB-2 インターンシップ実習参加者数（人）

年 次	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
3 年次生	25	39	17	24	44
2 年次生	4	3	0	3	2
1 年次生	0	0	0	0	0
計	29	42	17	27	46

4. キャリアチューター制度

早期に内定（内々定）を得た 4 年次生の学生が、就職活動を始める 3 年次生を対象に、アドバイスを行う「キャリアチューター制度」を設けている。個別の相談や活動の発表会、ゼミナールでの体験談の発表などを行っている。就職活動期にある学生にとって、身近な先輩からのアドバイスは就職活動に向けての大きな原動力となっている。

表ⅡB-3 キャリアチューター人数（人）

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
キャリアチューター	12	18	15	13	14

5. キャリアサポーター制度

キャリアセンター以外の本学スタッフが未内定者への進路状況の確認等を行う「キャリアサポーター制度」を設けている。他部署スタッフが学生への連絡業務の一部を担うことで、学生の状況を定期的に把握しつつ、キャリアセンタースタッフは、面談等に注力することが可能となり、個別の支援の強化に繋がっている。

6. 保護者向け行事の開催

保護者を対象に年 3 回の就職支援行事を開催している（Ⅱ-B-4-3）。5 月に開催する初年次生の保護者を対象とした「初年次教育懇談会」は、子女の将来について親子で考えるきっかけの場となっている。

夏期に開催する「教育懇談会」は、教職員と保護者が子女の就学状況について懇談を行うものであり、就職に関する相談にも応じられる場となっている。本学への来場が難しい保護者に対しては、西日本を中心に地方会場を設けている。地方会場では、各県の就職支援担当者を招聘し、「U I ターン就職相談コーナー」を設けている。

11月に開催する「就職説明会」は、後援会主催の行事である。基調講演と内定を獲得した学生の体験報告会を実施している。基調講演では外部の専門家を招き、昨今の就職状況を保護者が把握すると共に、子女の就職活動について理解する機会となっている。

いずれの行事も学生の参加が可能であり、保護者と学生で参加する場合も多い。

以上の行事開催時以外においても、随時、電話等での相談に応じており、保護者と連携して学生を支援できるよう努めている。

7. ゼミナール担当者との連携

キャリアセンターとゼミナール担当者が連携・協力しながら学生の就職活動を支援し、就職活動への準備、意識付けを行っている。ゼミナール単位で、進路希望、内定・進路決定情報の把握を行っている他、適性検査や、面接練習、会社社長やOB・OGの講演などを実施している。また、担当ゼミナールの進路状況を確認できるよう、資料を教員用ホームページWEB LOGOSに掲載し、連携強化に努めた。

8. U I ターン就職の促進

就職支援協定の締結や、U I ターンの情報提供等を行うことで、地方自治体との連携を強め、地方での就職を希望する学生への支援強化を図っている。

9. その他の学生への支援

外国人正規留学生および障がいのある学生の就職支援のために、キャリアセンターに担当者を配置している。障がいのある学生については、専用のポータルサイトを設けるとともに、就労移行支援所との連携も行っている。就職率は次のとおりである。

表ⅡB-4 就職率（過去5年）

年 度	卒業者数 (名)	就職希望者 (名)	就職希望率 (%)	就職者 (名)	就職率 (%) 対希望者	就職率 (%) 対卒業者
2021 年度	1,147	911	79.4	897	98.5	79.1
2022 年度	1,259	991	78.3	978	98.7	78.6
2023 年度	1,272	1,044	82.1	1,034	99.0	82.1
2024 年度	1,227	1,015	82.7	1,007	99.2	82.8
2025 年度	1,209	1,010	83.5	1,003	99.3	83.7

※1 就職率（対希望者）＝就職者数／就職希望者数

※2 就職率（対卒業者）＝就職者数／（卒業者数－進学者数）

表ⅡB-5 学部別就職率（過去5年・対就職希望者）

学 部	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
商学部	98.1%	98.0%	98.4%	99.2%	100.0%
経営学部	98.2%	98.7%	98.6%	99.3%	99.3%
経済学部	98.7%	99.1%	99.7%	100.0%	100.0%
法学部	97.8%	98.2%	99.0%	97.8%	97.8%
外国語学部	98.7%	98.8%	98.9%	98.6%	98.6%
国際学部	100.0%	98.2%	100.0%	98.1%	98.1%
情報学部	98.0%	98.6%	98.7%	98.7%	98.6%
計	98.5%	98.7%	99.0%	99.2%	99.3%

※ 就職率（対希望者）＝就職者数／就職希望者数

表ⅡB-6 学部別就職率（過去5年・対卒業者）

学 部	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
商学部	78.2%	74.2%	78.8%	82.3%	85.3%
経営学部	75.7%	75.2%	78.4%	80.8%	82.5%
経済学部	82.7%	84.8%	87.5%	90.4%	88.2%
法学部	75.9%	77.9%	80.5%	72.7%	77.8%
外国語学部	79.8%	77.6%	81.5%	79.5%	80.0%
国際学部	88.4%	69.6%	86.1%	78.5%	82.5%
情報学部	71.0%	78.2%	82.8%	80.6%	80.7%
計	79.1%	78.6%	82.1%	82.8%	83.7%

※ 就職率（対卒業者）＝就職者数／（卒業者数－進学者数）

進路としての留学に関する支援は、国際センターを窓口として実施している。国際センターには、海外の大学・大学院で学位を取得した国際経験豊富なスタッフが在籍しており、海外の大学・大学院への進学に関する相談や助言、留学手続きに関する支援等を行っている。

大学院においては、税理士志望の社会人学生が多く、課程修了後の進路は現在の勤務先となっている。1967 年開設以来、数多くの実務家を輩出し、特に税務・会計分野（税理士及び公認会計士）については、データベースを作成して管理しており、士業検討者への斡旋に利用している。その他の就職を希望する学生については、キャリアセンターと連携し就職支援を行っている。特に、日本企業による留学生希望の求人が少ないため、留学生の受け入れ先を紹介する支援を行うことにより、留学生と企業とのマッチングを図っている。

【テーマⅡ-B 学生支援の課題】

生活支援の方針のもとに学生の支援体制を整備し、教員および学生部委員（教員）、学生

指導・厚生指導の関係部署（事務組織）等が協力し、今後も更なる支援体制の整備に努め、自己管理のできる学生の育成を目指して取り組みを実施していかねばならない。

学業成績と単位修得状況には相関関係があるため、年度ごとに除籍・退学者と成績（修得単位数）の関係についてを調査し、状況把握に努め継続して改善していく必要がある。

1 年次前期の修得単位数が 14 単位以下に留まる退学予備軍である学生の修学支援・指導の必要な学生の中には、外国人留学生もいることから、共通科目言語分野の「日本語」クラスの増加や「OGU 教育」、「教養特別講義」の留学生用クラスを設置するだけでなく、今後も新たな改善策を模索していかねばならない。

また、2 年次後期から難易度を増す専攻科目についていけずに退学する学生もいることから、オフィスアワーの積極的活用だけでなく、それらの学生に対し、より有効な学修支援対策を講じる必要がある。

さらに学生の修学に関する支援の適切性を点検・評価するうえで、これまで各種取り組みの実施状況により総体的に評価していたが、適切な根拠（資料、情報）に基づき、それらの取り組みが学生にどう評価されているのか検証する必要がある。急速に進展する生成 AI についての情報収集に努め、適切な利活用の方法について継続して検討する。

2024 年度からは 1 年次生および 2 年次生を対象にキャリアカフェを開催し、学生が様々な経験を積むことで強みや価値観、興味などを明確にしていくため、面接担当者にアドバイスを受けながら学生生活の目標設定を行う機会を提供している。

また、業界セミナーや、企業を経営する卒業生が主な会員の「大阪学院フェニックス倶楽部」の協力による企業説明会および税理士・公認会計士育成支援講座、ハローワーク等と協同での卒業年次生を対象とした企業マッチングフェアなども実施している（Ⅱ-B-4-2）。

図書館については、図書館の 1 階学習スペースの利用者が多く、2 階以上の利用者が少ない。

障がいのある学生に対する修学支援については、障がい者差別解消法の施行により支援の必要な学生が増加する可能性があるため、障がい者に対する支援相談体制・組織・規程・啓発活動・施設の整備等の検討や見直し・改善に引き続き努める。

奨学金その他の経済的支援については、高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構奨学金の奨学生においては、経済的な理由等で授業出席がおろそかになり毎年成績不良による奨学金継続が困難となる学生が一定数いる。

学生の心身の健康、保健衛生および安全への配慮については、2020 年度よりキャンパス内全面禁煙としており、喫煙者数も減少の傾向にあるが、学内で喫煙する学生が一部見受けられる現状である。

就職支援としては、各種支援行事・イベントへの参加については、掲示物やガイダンスでの説明、ゼミナールでの呼びかけなどによって周知しているが、採用活動の早期化傾向が見られることから、3 年次生を中心に、より多くの学生が参加するように、開催方式お

よび内容について検討をする必要がある。

留学支援について、学生の派遣については、世界的な留学費用の高騰や語学力の不足など、複合的な要因により派遣人数が減少している。

一方、留学生の受け入れについては、主にヨーロッパの提携大学からビジネス関連科目の提供を求める声が多い。これを受け、国際センター開講科目の拡充を進めているものの、学部開講科目の多くは教授言語が日本語であり、留学生が履修できる科目が限られている。

大学院における学修支援については、入学後の履修指導から修士（学位）論文指導に至るまで、教職員一体となって従事してきた。学修支援にあたって最も留意すべきは、単位の取得漏れがないように適切な指導を行うことであるが、そのために各学期初めに行われるオリエンテーションや研究指導教員による指導を通して、学生一人ひとりの状況に応じた指導を推進していく。学生の修士（学位）論文作成については、チューター制度の積極的な活用を図っていく。

また、授業内容及び環境の改善を図るために、学生の声を吸い上げるための方法として「授業評価アンケート」を活用してきた。今後は、「各研究科の学生としての学修成果（ルーブリック）」についてもその方法の一つに位置付けて、さらなる活用を図っていく。

【テーマ II-B 学生支援の特記事項】

学生の学修・生活支援に関しては、ワンキャンパスである本学の強みを生かして、全学部学科の教員、全部署の事務職員が積極的に学生に関わり合いを持ち、学修並びに学生生活、将来の進路に関するアドバイス等を積極的に行っており、事務局間の連携・調整も活発に行っている。

教育開発支援センター・学習支援室では、1年次前期の修得単位数が14単位未満の学生に対して、「Restart Week 面談・懇談」を開催し、懇談・面談の呼びかけを行うとともに、単位修得状況の追跡調査を行い退学予備軍の早期発見に努め、学生指導を行っている。

また、退学予備軍の中には外国人留学生も見受けられることから、語学の「日本語」のクラス数の増加や「OGU 教育」、「教養特別講義」の留学生用クラスを増加する対策を講じた。

これまでの調査より、「基礎学力チェック」と「フレッシュマンスキル」の素点の積は、卒業時のGPAと相関があることが分かっており、初年次教育の「フレッシュマンスキル」において、第1ターム終了後、「基礎学力チェック」75点満点と「フレッシュマンスキル」100点の積を「学修力指標」として算出した。17～19年度生において、退学した学生の「学修力」の平均点は2407点であり、これに基づき、2024年度において2400点以下であった学生389名、2025年度は358名に対し、激励文の送付を行った。

図書館については、図書、学術雑誌、電子情報等への興味を喚起するため、年間を通して企画展示を行っている。企画展示では季節や時事に関連したテーマを多く取り上げ、幅

広い利用者に興味を持ってもらえるように工夫している（Ⅱ-B-1-20・21・22）。

図書館業務の大半を外部委託することで、図書館司書資格や専門的知識を有する人材を配置することができ、レファレンス業務や企画展示の立案、図書館利用指導等全般の業務に専門的知識が活かされている。

学生支援の適切性は「学生の修学支援に関する方針」に基づき、修学状況を把握し、必要に応じ各部局と連携し施策を講じている。

就職支援としては、学生全体に向けた支援行事および一人ひとりに合わせた個別支援を、学生の進路支援の要としてとらえ、各種支援を充実させている。また、保護者向けのイベントの開催やゼミナール担当者との連携を通じて、教員・保護者・キャリアセンターが一体となって、卒業まで切れ目なく支援を行っている。

学生支援として、2023年4月に障がいのある学生への学生生活および修学支援に関わる窓口として、「障がい学生支援室」を設置し、支援の充実を図るため学生支援サポーターの養成も行っている（Ⅱ-B-3-48）。

留学支援については、国際センターには、豊富な海外経験と高い外国語運用能力を有する専門スタッフが配置されており、留学生の受け入れおよび学生の海外派遣における適切な支援体制が整っている。

留学生の受け入れでは、国際交流プログラムや短期日本語研修プログラムに加え、CET Academic Programs（以下、CET）との提携による受け入れも行っている。CETは、アメリカ・ワシントンD.C.に本部を置く民間の海外留学機関であり、言語学習と文化交流を目的とする学期留学および短期留学プログラムを通じて、アメリカの大学生を世界8か国へ派遣している。本学は日本における唯一のCET受け入れ大学であり、2025年度は夏学期53名、秋学期27名、春学期27名、特別研修56名を受け入れた。また、これらのCET留学生と本学学生が共同生活を行う「CETハウスシェアプログラム」を実施しており、2025年度は本学学生延べ81名が参加し、日常生活を通じて異文化交流を深めた。

学生の派遣では、留学に加え、学内においても多様な異文化交流の機会を提供している。主な取り組みとして、受け入れ交換留学生を支援する「Buddy Program」、短期日本語研修生を支援する「Team SOS」、そして前述の「CETハウスシェアプログラム」を実施している。

「Buddy Program」と「Team SOS」は、学生サークル「Club KC」が国際センターの支援を受けて運営している。「Club KC」は国際交流活動の促進を目的に、これらの活動に加え、異文化交流イベントの企画やSNSを通じた情報発信にも取り組んでいる。

さらに、外国人スタッフが常駐する「I-Chat Lounge」を設置し、主に英会話練習や語学検定試験対策を目的として、学生が随時利用できる環境を提供している。

また、学生に海外体験の選択肢を広げる取り組みとして、2024年度および2025年度には、国際センター講演会においてオーストラリア政府観光局の関係者を招聘し、ワーキングホリデーに関する講演を実施した。

本大学院においては、授与する課程ごとに学位授与方針を定め、各研究科の教育課程の編成・実施方針に基づき授業科目区分、学科目の配置を行っている。また、各研究科修士課程において、修了予定者による修士論文中間発表会を実施し、各研究科における在學生と教員が参加し質問やアドバイスを受けられる機会を設けている。

商学・国際学・コンピュータサイエンス研究科では、1 年次生から研究活動に必要な知識と方法を学ぶため、オムニバス形式による「研究方法論」や「情報技術特論」などを開設している。経済学研究科では、公益財団法人大阪府市町村振興会との連携により、政策現場の職員と学生が共に学ぶ機会を提供している。法学研究科では税理士を目指す学生が多数在籍しているため、税法を専門とする税務専門職科目群を設け指導するとともに、民商法、行政法などの分野でも税理士志望者に法的思考ができるように支援し、また新入生に対する論文作成指導として合同研究指導を行っている。コンピュータサイエンス研究科では、学生個々が興味のあるテーマに関連する課題を企業で実習することを目的とした実習科目として「情報技術実習」を開設し、夏期休暇中にインターンシップに参加し、終了後はその内容を報告会で発表している。大学院修了後は、実習先に就職する学生も多く、授業科目と就職が密接に関連しており、「コンピュータサイエンスの専門的技術者として、産業界への貢献を志す者を求める」ことを体現できていると考える。

博士課程では、博士課程修了に必要な単位を取得しながら、標準修業年限内に博士論文を提出できず、経済的事由によって在学年数の延長が困難な者に対して、経済的負担を軽減し、博士課程での在学状態を保ったまま論文指導の継続を可能にすることにより、所定の在学年数内での課程修了による博士の学位取得の機会を拡張する目的として「博士課程延長生制度」を導入し、経済的支援を図り学位取得の支援を行っている。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画】

『2024 年度の改善計画の進捗状況』については、「学修力指標」に基づき 389 名へ、2025 年度は 358 名に激励文の送付を行い、今後、「学修力指標」の基準や算出方法について検討を進める。

2023 年度に 3 年次生に対して教育開発支援センターの実施した「汎用的能力に関する全学的な成長実感調査」の実施結果は次のとおりであった。(1)「建学の精神」に関しては、総じてループリックの伸びが大きかったのは、「①広い視野」、「④やる気・意欲」であったが、「③リーダーシップ」の伸びは各学部とも小さくなっていた。(2)「12 項目の汎用的能力」は「①学部の専門知識」、「⑪視野の広い見方をする能力」、「⑨コンピュータの操作能力」が高くなっている一方、「③リーダーシップ」、「⑦文章表現能力」において、伸びは弱い結果となった。このことに基づき、教務事務室教務課より、「教育課程編成・実施の方針」が検討され、2024 年 3 月 4 日（月）の学部長会議および大学協議会において「2024 年度教育課程の編成に係る全学の方針について」が発表された。

また、2025 年度に実施した「汎用的能力に関する全学的な成長実感調査」の実施結果は、(1)「建学の精神」に関しては、総じてループリックの伸びが大きかったのは、「①広い視野」、「④やる気・意欲」であったが、「③リーダーシップ」の伸びは各学部とも小さくなっ

ていた。(2)「12 項目の汎用的能力」は「①学部の専門知識」、「⑩視野の広い見方をする能力」、が高くなっている一方、「③リーダーシップ」、「⑦文章表現能力」において、伸びは弱い結果となった。このことに基づき、教務事務室教務課より、「2025 年度 教育課程の編成に係る全学的方針について」が 2025 年 3 月 3 日（月）の学部長会議および大学協議会において発表された。

さらに、2023 年度から開始した「OGU 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」が 2024 年度には文部科学省から「リテラシーレベル」に認定され、これを踏まえ、学生がより実践的に AI を活用できるよう「応用基礎レベル」を 2026 年度から新たに設置するカリキュラム改正を実施した。

障がい学生支援、修学支援、経済的支援、学生の心身の健康への安全への配慮について、以下のとおり取り組んだ。

1. 障がいのある学生に対する修学支援

教職員専用ホームページ（WEB LOGOS）に、障がいのある学生へ合理的配慮を提供するための各種障がいに関する基礎的な情報や支援内容をまとめた冊子「障がいのある学生への合理的配慮提供に関して[教職員向け]」を掲載し、毎年更新している。また、災害に備え、内閣府による「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和 3 年 5 月改定)」に基づき、障がい学生の個別避難計画書を策定するとともに、同計画書に基づいた避難訓練を担当部署間で連携し行うなど、誰も取り残さない防災計画となるよう努めた。

2. 奨学金その他の経済的支援の整備

日本学生支援機構奨学金の返還については、中退者に対する延滞防止の指導強化に継続的に努めることで延滞率の減少は実現できた。奨学金ホームページを整備することで制度に関する情報を学生・保護者が確認できるようにしている。

3. 学生の心身の健康、保健衛生および安全への配慮

ゼミ担当教員によるキャンパスマナー指導、学生部によるキャンパス Manners UP!により学生への指導・啓発を行っている。またキャンパスマナー指導では、近年増加している大学生を狙ったカルト団体等からの勧誘等についての注意喚起、薬物乱用防止、交通安全に関する啓発も継続して行っている。

また、保健センターには、災害時に障害や負傷等により移動困難となる学生を想定した避難用具を設置しており、その使用方法を職員が共有し学生の安全確保に取り組んでいる。

就職支援としては、卒業生および企業へのアンケートを実施し、回答率で前年度を上回ることができた。各種支援行事については、就職活動の早期化など、社会の潮流に対応するよう開催時期など見直しを行い、昨年度と同様に希望者へのアーカイブ動画の共有など、欠席者へのフォローを行った。

留学に関する学習成果の測定については、交換留学に参加した学生の成果を取りまとめた学生派遣報告書の作成に加え、留学に関する成長実感調査を継続的に実施している。学生の派遣については、留学に対するアンケートを継続的に実施し、学生の意識やニーズを把握した上で各種取り組みを進めている。交換留学においては、2024年度に出願要件の改定、2025年度に奨学金支給要件の改定を行った。また、2025年度には英語＋ボランティア留学を新設するとともに、近年休止していたテーマ別海外研修を再開した。加えて、新たな大学との学術交流協定の締結を進め、派遣先の拡大にも取り組んでいる。さらに、留学の促進を図るため、学内掲示や配布物による情報提供をはじめ、SNSを活用した留学体験談の発信、各種留学プログラム説明会の開催、合同ゼミナール等の授業と連携したPR活動など、広報活動を年々活発化させている。

進路支援の面では、2023年度から毎年「国際センターHomecoming」を開催し、卒業生との交流を通じて在学生在が進路に関する情報を得る機会を提供している。私費外国人留学生の学習支援については、留学生数の変化や日本語能力に応じた適切な支援を継続している。

さらに、2020年度から、留学生の受け入れおよび学生派遣に関する課題の発見・解決や情報共有を目的に、他大学の国際交流業務担当者との情報交換会を定期的に主催している。

大学院については、授業内容の検証は「授業評価アンケート」を通じて継続的に行った。学生支援の一環として、全研究科では修士論文中間発表会を実施し、さらに経済学研究科では修士論文一次審査を行った。法学研究科では入学予定者の多様化に対応するため、「専門教育の先取り」や「大学院で学ぶ準備」に加え、学力・知識の補填と研究への動機づけを目的として、修士論文中間発表会の傍聴や、担当指導教員による勉強会及び相談会を開催し入学予定者の学力に配慮した入学前教育を昨年に引き続き行った。

『改善計画』としては、全学的な質保証システムの改善を進めるため、多面的な学修成果の測定を行い、教育目標の達成度を可視化していく。そのためには、アセスメントポリシーの策定が必要である。また、引き続き休学者抑制の取り組みについて修学状況等を把握し、必要に応じ各部局と連携し組織的に取り組む。

学生支援については、障がい学生支援、修学支援、経済的支援、学生の心身の健康への安全への配慮について引き続き改善を進める。

1. 障がいのある学生に対する修学支援

修学に障がい（社会的障壁）が生じている場合、障がい学生支援室を窓口として、引き続き障がいのある学生との対話をし、共に支援方法を考える。また、教職員に対して必要な情報提供を行うことで、学生に対して適切な支援を行うことができるよう努める。

2. 奨学金その他の経済的支援の整備

経済的修学支援制度の周知と成績不良等による奨学金の廃止者の減少のため学業への取

り組みの重要性や支援制度に対する理解を促進する。

3. 学生の心身の健康、保健衛生および安全への配慮

学生の健康や安全への意識の向上を図る。喫煙マナーの指導や、大学生を狙ったカルト団体、闇バイト等からの勧誘についても注意喚起を引き続き行っていく。

就職支援としては、引き続き卒業生および企業のアンケートを実施するとともに、各種支援行事については、参加率の上昇・内容の改善を続けていく。また、就職活動に出遅れた学生にも焦点を置き、一人でも多くの学生が自身のキャリア形成を行えるように意識付けを図っていく。

留学に関する学習成果の測定については、学生派遣報告書の作成および留学に関する成長実感調査を継続し、その結果を留学プログラムの充実や留学促進、留学前後の学生指導に活用する。

留学生の受け入れについては、現行の取り組みを維持する。
学生派遣については、派遣人数の減少傾向に加え、提携大学との派遣・受け入れ人数の不均衡が課題となっている。こうした状況を改善するため、引き続き多角的な対策を検討するとともに、SNS等を活用した情報発信や広報活動を一層充実させる。

私費外国人留学生の学習支援については、今後も留学生数や日本語能力の状況に応じ、支援の規模および内容を調整し、適切な支援を継続していく。

進路支援については、卒業生と在学生との交流機会を引き続き提供していく。

図書館については、図書館の2階以上の利用者を増やすため、ゼミナール単位で行われる図書館利用指導の促進、企画展示等の告知方法について、学生に興味を持たせるよう工夫する。

また、学術機関リポジトリの登録コンテンツは本学紀要論文と研究成果報告書が主であり、登録数の伸びも緩やかであるため、引き続き、紀要論文以外のコンテンツを検討し、図書館への興味・関心を促すような発信を行う。

通信教育部においては、学生の修得状況を把握し、不要となる授業科目を不開講とし、またスクーリングを設定せず閉校へ向けより一層のスリム化を図った。

大学院については、質保証の向上を目的に学修成果を測定し、教育目標の達成度を可視化していく。さらに、測定結果をもとに改善状況を把握し、今後の運用に役立てる。法学研究科では、多様なバックグラウンドを持つ入学予定者が円滑に研究生活へ移行できるよう、入学前教育の充実に向けた改善を進める。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

〔テーマⅢ-A 人的資源〕

＜根拠資料＞

- Ⅲ-A-1-1 求める教員像および教員組織の編制方針（公式ホームページ）
- Ⅲ-A-1-2 就業規則
- Ⅲ-A-1-3 職員任免規則
- Ⅲ-A-1-4 専任教育職員任用基準
- Ⅲ-A-1-5 専任教育職員任用基準の解釈について
- Ⅲ-A-1-6 専任教育職員の任用および昇任の手続きに関する内規
- Ⅲ-A-1-7 専任教育職員構成表
- Ⅲ-A-1-8 非常勤講師委嘱に関する申し合わせ事項
- Ⅲ-A-1-9 授業における補助業務を行う学生の採用に関する取扱内規
- Ⅲ-A-2-1 2025 年度 教育課程編成に係る全学的方針
(2025. 2. 20 開催教務部委員会資料・議事録)
- Ⅲ-A-2-2 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部教育開発支援センター規程
- Ⅲ-A-2-3 FD 活動に関する申し合わせ事項（2023. 10. 16 開催各学部教授会資料・議事録）
- Ⅲ-A-2-4 FD 活動推進（教職員用ホームページ）
- Ⅲ-A-2-5 教育開発支援センターが主催する FD 活動について
- Ⅲ-A-2-6 新任教員対象の「懇話会」ならびに「研修会」の実施について
(2024. 6. 3 開催学部長会議資料・議事録)
- Ⅲ-A-2-7 FD 推進部会出席状況
- Ⅲ-A-2-8 検討部会議事録および資料
- Ⅲ-A-2-9 教員専用サイト「WEB LOGOS」
- Ⅲ-A-2-10 教員紹介（公式ホームページ）
- Ⅲ-A-2-11 「専任教育職員 年間教育研究等計画書・報告書」
- Ⅲ-A-2-12 公的研究費（科研費等）採択状況（教職員用ホームページ）
- Ⅲ-A-2-13 個人教育研究費取扱規程
- Ⅲ-A-2-14 研究活動における不正防止および不正行為への対応に関する規程
- Ⅲ-A-2-15 公的研究費取扱いに関する規程
- Ⅲ-A-2-16 公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程
- Ⅲ-A-2-17 学内学会（公式ホームページ）
- Ⅲ-A-2-18 特別研究制度規程
- Ⅲ-A-2-19 海外留学規程
- Ⅲ-A-3-1 事務局組織図
- Ⅲ-A-3-2 「学校法人大阪学院大学 専任事務職員測定基準シート」
- Ⅲ-A-3-3 「SD 計画基本構想」（教職員用ホームページ）
- Ⅲ-A-3-4 「研修会参加報告書」

- Ⅲ-A-3-5 事務職員のスキル向上および資格取得支援について（決裁書 学院大 11059 号）
- Ⅲ-A-3-6 「育児休業・育児短時間勤務及び育児時間外労働の制限等に関する規程」
- Ⅲ-A-3-7 「介護休業・介護短時間勤務及び介護時間外労働の制限等に関する規程」
- Ⅲ-A-3-8 「給与規程」
- Ⅲ-A-3-9 「旅費規程」
- Ⅲ-A-3-10 「懲戒規程」
- Ⅲ-A-3-11 「退職手当規程」
- Ⅲ-A-3-12 「任期付教職員就業規則」
- Ⅲ-A-3-13 「嘱託規程」
- Ⅲ-A-4-1 労務関係手続きにおける労働者の過半数を代表する者の選出について
- Ⅲ-A-4-2 ストレスチェックのご案内

【区 分 Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。】

- (1) 大学及び学部・研究科等の教員組織を編制している。
- (2) 大学及び学部・研究科等の専任教員は大学設置基準等に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、大学設置基準等の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、大学設置基準等の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

【区分Ⅲ-A-1 の現状】

本学の教員組織は、「求める教員像および教員組織の編制方針」（Ⅲ-A-1-1）をはじめ、「就業規則」（Ⅲ-A-1-2）、「職員任免規則」（Ⅲ-A-1-3）、「専任教育職員任用基準」（Ⅲ-A-1-4）および「専任教育職員任用基準の解釈について」（Ⅲ-A-1-5）に則り、「専任教育職員の任用および昇任の手続きに関する内規」（Ⅲ-A-1-6）に定める手順を経ることを基本に編成（採用および昇任）している。

本学における学部及び大学全体の教員数については、大学設置基準に定める必要教員数を充足しており、教育課程を遂行するために必要な教員数を確保している（Ⅲ-A-1-7）。また、学部によって異なるものの大学設置基準第7条第6項で定める「教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮する」に、概ね合致した状態となっている。

専任教員の職位については、上述の基準等に則り、厳正に資格審査を行っており、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、大学設置基準及び大学院設

置基準の規定を充足している。なお、専任教員の学歴・取得学位、主な職歴、所属学会、主な研究業績、社会活動等については公式ホームページで公開している。

教員の担当科目の配置については、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、それぞれの専門領域及び教育研究業績等を勘案して行っている。

主要科目たる必修科目については、専任教員を充てることを原則としているが、キャリア教育の一部や情報処理科目など、必要に応じて非常勤講師を配置している。

また、非常勤講師を委嘱する際は、「非常勤講師委嘱に関する申し合わせ事項」(Ⅲ-A-1-8)に基づき、大学設置基準の定める教員の資格基準に照らし合わせ、その授業科目担当に係る研究業績、教員歴等の経歴をもとに学部長会議での協議を経て、教授会で審議したうえで任用している。

補助教員は配置していないが、教育課程を遂行するために、個々の授業科目の特性に応じ、ゲストスピーカーを招聘したり、コンピュータ教室を利用する授業では実習インストラクター(情報処理)を配置している。

授業における補助業務として、教員から推薦のあった学生をスチューデント・アシスタント(以下 SA)、ティーチングアシスタント(以下 TA)として、「授業における補助業務を行う学生の採用に関する取扱内規」(Ⅲ-A-1-9)に基づき採用し、授業の充実と効率化を図り、理解不足による中途退学を未然に防ぐ一助としている。また、SA 及び TA 自身が業務で得た知識を自己学修へ活かすことやコミュニケーション能力及びリーダーシップを身につけることも目的としている。なお、採用している科目は情報学部の基幹科目であるプログラミングの授業 8 科目と、経済学部の専攻科目である「データ処理入門」である。

また、学習支援室では、1 年次生に対し、基礎学力の向上を図るためのリメディアル教育や文章作成の個別指導を行っており、「学習サポーター」として、本学大学院生をアルバイト採用し、より学生に近い立場で学修方法や大学生活について親身なアドバイスを行っている。

専任教員の採用については、「求める教員像及び教員組織の編制方針」をはじめ、「就業規則」、「職員任免規則」、「専任教育職員任用基準」及び「専任教育職員任用基準の解釈について」に則り、以下の手順を経ることを原則としている。

- ①学部長が、所定の書面により、学長(総長)へ任用を申し出る。
- ②学長(総長)が、任用を必要と判断した場合、候補者の面接を実施する。
- ③面接の結果、学長(総長)が候補者を適任と判断した場合、任用手続きに必要な書類等を準備する。
- ④学部長が、候補者の業績審査を教授会で開始することについて、学部長会議及び大学協議会に提案し、それぞれ了承を得る。
- ⑤学部長が、教授会において業績審査委員(主査 1 名及び副査 2 名以上)を選出し、業績等の査読を委ねる。
- ⑥教授会が、業績審査委員の作成した審査結果報告書に基づき審議し、候補者の適格性を判定する(教授会構成員の 3 分の 2 以上の同意を要する)。
- ⑦学部長が、教授会の業績審査結果を学部長会議及び大学協議会に報告するとともに、所定様式により、学長(総長)へ報告する。

⑧学長（総長）が、任用候補者を決定した場合、学校法人理事長に上申し、理事長は、これに基づき任命する。

専任教員の昇格（昇任）については、年 1 回、准教授以下の者を対象とし、前述の「専任教育職員任用基準」及び「専任教育職員任用基準の解釈について」を基に、現職就任以降の教育研究業績等を勘案して、「専任教育職員の任用及び昇任の手続きに関する内規」により、以下の手順を経て、学長（総長）が、学部長会議において、准教授以下の専任教員全員に係る教育研究業績一覧を提示する。

①学部長が、昇任を適当と判断する者について、所定の書面により、学長（総長）へ推薦する。

②学長（総長）が、昇任を適当と判断した場合、昇任手続きに必要な書類等を準備する。

③学部長が、候補者の業績審査を教授会で開始することについて、学部長会議及び大学協議会に提案し、それぞれ了承を得る。

④学部長が、教授会において業績審査委員（主査 1 名及び副査 2 名以上）を選出し、業績等の査読を委ねる。

⑤教授会が、業績審査委員の作成した審査結果報告書に基づき審議し、候補者の適格性を判定する（当該候補者を除く教授会構成員の 3 分の 2 以上の同意を要する）。

⑥学部長が、教授会の業績審査結果を学部長会議及び大学協議会に報告するとともに、所定様式により、学長（総長）へ報告する。

⑦学長（総長）が、昇任候補者を決定した場合、学校法人理事長に上申し、理事長は、これに基づき任命する。

【区 分 Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。(2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。(3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。(4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。(5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。(6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。(7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。(8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。(9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。<ul style="list-style-type: none">① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。(10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。 |
|---|

【区分Ⅲ-A-2 の現状】

専任教員の研究活動は、「教育課程編成・実施の方針」の下、各自が担当する授業科目の内容の改善に資するよう、個人あるいは共同での研究・調査のほか、それぞれの専門領域に関わる学内外の学会に所属し、他の研究者との交流や意見交換、研究発表、学会誌への投稿等を行うことが中心となっている。

専任教員は、研究成果を庶務課人事係へ提出することとなっており、これを基に、公式ホームページの教員紹介において、取得学位、略歴、所属学会等とともに公表・更新している（Ⅲ-A-2-10）。また、毎年度、所定の「専任教育職員 年間教育研究等計画書・報告書」の提出を求めている（Ⅲ-A-2-11）。

科学研究費補助金をはじめとする外部研究費等の獲得については、担当事務局の庶務課が、毎年度、説明会を開催するほか、研究活動に関する相談や他の教員との情報共有等を行っている。科学研究費補助金の獲得状況は、2021 年度は 25 件、2022 年度は 36 件、2023 年度は 30 件、2024 年度は 29 件、2025 年度は 24 件であり、その他、公益財団法人 JKA からの研究助成金や企業等からの委託研究費を毎年受けている。なお、本学教員の科学研究費補助金の獲得実績については、研究課題等を含めて、教職員専用ホームページに年度ごとに一覧表として示し、閲覧に供している（Ⅲ-A-2-12）。

専任教員の研究費については、「個人教育研究費取扱規程」に基づき運用しており、図書費、学会出張費及び一般教育研究費で構成している（Ⅲ-A-2-13）。それぞれ職位により予算化されているが、前年度の 12 月末日までに変更申請をすれば、一般教育研究費から図書費・学会出張費への流用を認めている。国内外の学会・シンポジウム・フォーラム等へ出席するための旅費・参加費、学術研究に関する各種会合費、研究図書、消耗品、機器備品等の購入費、通信費、謝金、印刷・製本費等の補助費、学生の教育に係る費用、課外活動に係る顧問旅費等に使用できるようになっている。

研究活動における不正防止の取り組みとしては、「研究活動における不正防止及び不正行為への対応に関する規程」を制定し、これを公式ホームページに掲載するとともに、教職員専用ホームページ「WEB LOGOS」のトップ画面で常時表示することにより、研究倫理の遵守を周知している（Ⅲ-A-2-14・9）。規程では、不正行為または疑義がある場合の通報窓口を庶務課と明記するとともに、統括責任者である事務局長が「研究活動の不正行為に係る調査委員会」を設置し、速やかに事実関係を調査する旨を定めている。また、公的研究費の不正使用防止の取り組みとして、「公的研究費取扱いに関する規程」及び「公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程」を制定し、これらを公式ホームページに掲載することにより周知を図っている（Ⅲ-A-2-15・16）。不正使用または疑義がある場合の通報窓口を庶務課と明記するとともに、最高管理責任者である学長が「公的研究費の不正使用に係る調査委員会」を設置し、速やかに事実関係を調査する旨を定めている。調査委員会の構成員については、統括管理責任者である事務局長、コンプライアンス推進責任者である庶務課長、被通報者が所属する部局等の長、会計監査人、最高管理責任者である学長が構成員として必要と認めた者としている。

また、文部科学省及び厚生労働省から「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」が提示され、医学系研究に限らず、「人を対象とする研究」を行う場合には、研究資金の出

資者や学会、学術雑誌の投稿規程等において、当該研究が倫理的に配慮されたものである旨の明確な説明が強く求められるようになった。そこで、2019年4月に「研究倫理審査委員会規程」を定め、同規程第2条の目的に基づき、研究倫理審査委員会を設置した。同委員会は、研究倫理に関わる問題を含む学術研究の適正な実施に資するため、当該研究が倫理的配慮及び科学的見地に基づいているかを審査・承認するものであり、2025年度は2件の審査を行った。

教員の研究活動を促進するため、学内学会を設けている。学内学会は、商・経営学会、経済学会、法学会、外国語学会、国際学会及び人文自然学会の6つに分かれており、専任教員は全員、原則としていずれか一つの学会に所属しなければならない(Ⅲ-A-2-17)。自身の専門分野に応じて選択し、各学会の役員会の承認を得て入会することとなっている。学会は、年2回機関誌を刊行するとともに、年1回の総会と研究会を適宜開催することにより、構成員の研究発表の機会を確保し、他の構成員との研究交流を図っている。この研究会における発表と、機関誌への掲載を条件に、研究発表奨励費を発表者へ支給している。学外での学会発表については、個人教育研究費とは別に、学会の規模に応じ、奨励金を発表者へ支給している。

また、専任教員には、1人につき1室の個人研究室を配備するとともに、室内には必要な備品を揃えている。専任教員の研究室は、概ね専用フロアに集中配置することにより静謐な研究環境を確保するとともに、教員間の往来や学生のオフィスアワーに配慮している。

専任教員の研究専念時間を確保する取り組みとしては、週あたりの責任授業時間数を10時間、すなわち5コマと定めるとともに、授業に係る出校を概ね週3日となるよう努めている。一定期間の校務を免除し研究活動に専念できる特別研究制度や海外留学制度に関する規程を設けているが、近年は適用していない(Ⅲ-A-2-18・19)。

教育課程及びその内容、方法については、各種根拠資料に基づき、教務関係自己点検・評価委員会においてその適切性を検証したうえで、全学評価委員会に報告している。また、教育開発支援センターが分析した学生の自己評価による学修成果の測定結果等を活用・検証し、毎年度「教育課程の編成に係る全学的方針」を策定することにより、教育課程の改善・充実に繋げている(Ⅲ-A-2-1)。

FD活動については、教育開発支援センターが「大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部教育開発支援センター規程」に基づき、全学的なFD・SDに関する企画・調査を一元的に担っている(Ⅲ-A-2-2)。また、各学部固有のFD組織としては「FD活動に関する申し合わせ事項」を定め、各学部に「FD推進部会」を設置し、学部の特性に応じたFD活動を行っている(Ⅲ-A-2-3)。これにより、教育開発支援センターが担う全学的な取り組みと、各学部におけるFD活動を有機的に結びつけ、FD活動の一層の活性化・情報共有化を図っている。

また、2022年の大学設置基準等の一部改正を踏まえ、「学修者本位の教育」の実現及び教職協働の促進を図る観点から、2023年10月1日付で「大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部教育開発支援センター規程」を改正し、同センターがFD・SDを中心的に担う組織であることを明確化した。具体的には、同規程第2条に「Faculty Development、Staff Development」の文言を追加し、FD・SD活動のさらなる実質化を図っている。これに伴い、各学部教授会において「FD活動に関する申し合わせ事項」の一部改正についても報告・共

有した（Ⅲ-A-2-2・3）。

全学的なFD活動としては、教育開発支援センターが定期的実施する「FD・SD講演会」及び新任教員対象の「懇話会」並びに「研修会」がある（Ⅲ-A-2-5・6）。教員と職員が参加する「FD・SD講演会」は、最新の教育改善や教育改革の動向、先進事例の研究等を取り上げ、本学の改善につながるテーマを設定していることから、全学的なイベントとして定着しており、教職員の教育力向上や意識改革を促進している。また、毎回、FD・SD講演会を実施した後に教員の参加状況や満足度について調査し、教職員の資質向上に有効であったかを検証し、学部長会議及び教授会で報告している。なお、FD・SD講演会の開催にあたっては、同センターが最新の教育改善や先進事例に関する研修、ワークショップ等に参加し、テーマや講師の選定を行っている。やむを得ず欠席した教職員に対しては、教職員専用ホームページ「WEB LOGOS」に講演動画及び関連資料をアップロードし、いつでも閲覧できるように配慮している（Ⅲ-A-2-4・9）。

新任教員対象の「懇話会」及び「研修会」は、教育開発支援センター所長及び学部長をはじめ、教務部長や教学関係事務局所属長が出席し、着任した専任教員と教育研究及び管理運営業務に関する説明、質疑応答を行うとともに、事前に課すレポート等に基づき意見交換することにより、早期に専任教員としての職責の重要性を自覚できるよう促している。また、大学としての取り組みや学部・学科での教育目標及び改善活動への理解を得る機会としている（Ⅲ-A-2-6）。

2021年度から2025年度に開催した「FD・SD講演会」、新任教員対象の「懇話会」及び「研修会」の開催状況は次のとおりであり、2025年度には「FD・SDワークショップ」も開催した。

[2021年度]

・FD・SD講演会

第1回「オンラインが創る教育のニューノーマル」（2021年7月28日開催）

講師：孟涛 国際センター助教、畑中みどり 国際センター課員 出席者 87名

第2回「リベラルアーツ教育の目標と学修成果について」（2022年2月25日開催）

講師：武内隆明 リベラルアーツ教育ディレクター 出席者 120名

第3回「学修成果の可視化による大学教育の内部質保証」（2022年3月14日開催）

講師：杉森公一 北陸大学高等教育推進センター長・教授 出席者 82名

・新任教員対象の「懇話会」ならびに「研修会」（2021年7月29日開催） 出席者 28名

[2022年度]

・FD・SD講演会

第1回「発達に凸凹のある学生の理解と支援—発達についての理解と学生支援—」
（2022年7月26日開催）

講師：山田章 教育開発支援センター講師・特別支援教育士 出席者 86名

第2回「学部・学科における教育改善活動について」（2023年3月17日開催）

講師：武井章弘 経済学部長、後藤晃範 経営実務科長 出席者 99名

- ・新任教員対象の「懇話会」ならびに「研修会」（2022年7月27日開催） 出席者 29 名

[2023 年度]

- ・FD・SD 講演会

第1回「AI の進化と大学の教育・研究—大学における ChatGPT の利用について—」
(2023 年 7 月 27 日開催)

講師：山本章博 京都大学データ科学イノベーション教育研究センター長、上原邦
昭 経営学部教授、藤田靖 経営学部准教授 出席者 91 名

第2回「科目レベルの教育改善活動について」（2024 年 3 月 11 日開催）

講師：教育開発支援センター所長 白川雄三 経済学部教授、教育開発支援センタ
ー副所長 後藤晃範 経営実務科教授 出席者 88 名

- ・新任教員対象の「懇話会」ならびに「研修会」（2023 年 7 月 25 日開催） 出席者 32 名

[2024 年度]

- ・FD・SD 講演会

第1回「学部・学科における教育改善活動について②」（2024 年 7 月 25 日開催）

講師：平松良康 商学部長、松本芳明 国際学部長 出席者 97 名

第2回「全員発揮型のリーダーシップ教育」の推進（2025 年 3 月 4 日開催）

講師：甲南女子大学 佐伯勇 人間科学部文化社会学科教授 出席者 88 名

- ・新任教員対象の「懇話会」ならびに「研修会」（2024 年 7 月 23 日開催） 出席者 24 名

[2025 年度]

- ・FD・SD 講演会

第1回「学内で生じうるハラスメントに対する理解とその予防」
(2025 年 4 月 28 日開催)

講師：山田真吾 弁護士 出席者 67 名

第2回「日本の高等教育の課題と可能性～学びを人の成長へ～」
(2025 年 7 月 24 日開催)

講師：上智大学 曄道佳明 前学長・理工学部機能創造理工学科教授 出席者 195 名

第3回「生成 AI 活用時代における OGU 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの
授業改善と展開」（2026 年 3 月 3 日開催）

講師：京都大学 山本章博 国際高等教育院附属データ科学イノベーション教育研
究センター長／情報学研究科教授、上原邦昭 経営学部教授、白川雄三 経
済学部教授、治京玉記 大阪人間科学大学教授、淡誠一郎 情報学部教授、
西田知博 情報学部教授

- ・新任教員対象の「懇話会」ならびに「研修会」（2025 年 7 月 25 日開催） 出席者 28 名

FD・SD ワークショップ

テーマ：「学生一人ひとりが主体的に行動し、チームを前進させるには？」

(2025 年 10 月 20 日開催)

導入解説：「全員発揮型」の授業デザインについて（後藤晃範 教授）

実践報告：①ゼミナールでの取組事例（中則夫 准教授）②「キャリアデザインⅠ」・短期大学部インターンシップにおける取組事例（石田知子 非常勤講師）③学生による体験談発表（国際学部 2 年次生、短期大学部 2 年次生）出席者 50 名

学部固有の FD 活動としては、各学部を設置した「FD 推進部会」が担っている。同部会は、教育開発支援センター規程第 6 条第 5 項「センター会議は、必要に応じて専門部会を設けることができる。」に基づく専門部会の位置づけで、各学部教授会構成員全員がメンバーである。主な事業は、各学部等の特性に応じた FD 活動の企画・調査実施及び評価、教育開発支援センターが担う全学的な教育システムの開発、教育活動の改革及び改善との接続・連携に関することとしている。「FD 推進部会」の責任者は各学部長とし、原則として定例教授会と同一日に部会の会議を開催している。部会の議題やテーマは各学部が選定しており、学部の特性に応じた FD 活動の企画・調査・実施及び評価を行い、教育開発支援センターによる全学的な改善及び改革を有機的に結びつけ、FD 活動の一層の活性化・情報共有化を図り、授業・教育方法の改善に繋げている。なお、教授会終了後に実施されているため、概ね全教員が参加している（Ⅲ-A-2-7）。

全学的な FD 活動と学部固有の FD 推進部会との連携・接続については、2023 年度より、定期的に FD 推進部会が機能する仕組みを確立し、その結果を全学的な FD 活動を担う教育開発支援センター会議で再度議論することにより、PDCA サイクルを回している。具体的には、教育開発支援センターから各学部の FD 推進部会に対し、学部・学科プログラムレベルの改善に資するため、「成長実感調査結果」、「2023 年度における GPA の分布」等の資料を提供し、大学全体の状況と学部別の状況を比較・理解できるようにしている。FD 推進部会においては、その議論の内容・結果等を教育開発支援センターに提出し、同センター会議においてその内容を確認・評価し、さらなる改善に繋げるようにしている。

大学院においても、教育課程及びその内容、方法について、大学院自己点検・評価委員会においてその適切性を検証したうえで、全学評価委員会に報告している。また、FD 活動及び検討部会については、「FD 活動に関する申し合わせ事項」に基づき、各研究科において必要に応じて実施しており、各研究科長を責任者として、授業内容や教育方法の改善に繋げている（Ⅲ-A-2-3・8）。

専任教員と事務局各部署との連携については、学修成果を向上させるため、教育開発支援センターと連携した各種 FD 活動のほか、「教育課程編成・実施の方針」に基づく授業の実践や、学生の出席状況の把握と問題がある学生への対応に関連して教務事務室教務課と連携して指導に当たっている。また、障がいや心身に問題を抱える学生については、学生課、障がい学生支援室、学生相談センターと連携し対処している。さらに、インターンシップやキャリア教育を進めるうえでのキャリアセンターとの連携や、資格取得に関するエクステンションセンターとの連絡等、図書館や国際センターを含め、課題ごとにそれぞれの専門部局と連携し、対応している。

〔区 分 Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

- (1) 大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

【区分Ⅲ-A-3 の現状】

本学の事務組織は総長の下に配置している大学事務局長（法人事務局長と兼務している。）が、全ての事務組織および事務職員を統括することとしており、その実務は専ら大学事務局長直属の大学事務長が担っている。大学事務長は、所管の 13 部署を管理するとともに、部署間の連携や全学横断的な機能の促進を図ることを職務とし、必要に応じ法人内の他の事業所の事務部門長との調整を担っている。（Ⅲ-A-3-1）また、IR 推進室については、学長直属の組織であるため、他の部署とは異なる位置づけをしているが、所属する事務職員の管理は大学事務長が担っている。

各部署には事務室が設けられ、事務処理に必要な情報機器およびネットワークを整備しており、業務に必要な備品等を整備している。事務職員は、職務を遂行するに必要な基礎的な能力に加え、業務内容に応じて、キャリアカウンセラーや図書館司書、第 1 種衛生管理者等の専門的な資格を有する者もいる。また、事務職員の適正な業務評価を推進するため、学校法人に勤務する課長職以下の専任事務職員について、資質・能力・成果等を一定期間（半年）ごとに評価する「事務職員の定期的到達度測定」を実施している（Ⅲ-A-3-2）。

また、事務職員は、後述する組織的な SD（スタッフ・ディベロップメント）活動により、大学の運営に必要な知識、事務をつかさどる専門的な職能の修得に努めている。さらに、大学事務職員として必要なスキルの向上及び資格取得を促し、学生支援や業務遂行能力を高め、組織力の強化を目的とし、在職 3 年以上の専任事務職員を対象に、上限を 20 万円とした支援制度を設けている（Ⅲ-A-3-5）。

部署ごとの事務職員の配置については、主として大学事務長が、各所属長の意見を聴取し、事務機能の効率化、業務内容の多様化、今後の改善の方向性といった点や、職員の能力や適性等を総合的に勘案し、適切に行っている。なお、法人全体の適正配置の必要性から、法人内の他の事業所の長と調整したうえ、大学以外の事業所に配置転換する（大学以外の事業所から大学に配置転換することを含む。）場合もある。

事務関係諸規程については、「就業規則」、「職員任免規則」、「育児休業・育児短時間勤務及び育児時間外労働の制限等に関する規程」（Ⅲ-A-3-6）、「介護休業・介護短時間勤務及び介護時間外労働の制限等に関する規程」（Ⅲ-A-3-7）、「給与規程」（Ⅲ-A-3-8）、「旅費規程」

(Ⅲ-A-3-9)、「懲戒規程」(Ⅲ-A-3-10)、「退職手当規程」(Ⅲ-A-3-11)、「任期付教職員就業規則」(Ⅲ-A-3-12)、「嘱託規程」(Ⅲ-A-3-13)等を整備(規程集)しており、事務職員の新規採用については、「職員任免規則」に定める任用基準に従い、原則毎年1回、法人全体として行うこととしている。

事務職員の昇格については、「職員任免規則」の定めるところにより、原則毎年1回、個々の事務職員の業務実績、職務遂行能力、勤務姿勢・態度(行動特性)、経験年数等を総合的に勘案し、実施している。

各部署には事務室が設けられ、事務処理に必要な情報機器及びネットワークを整備し、職員1人あたり1台のパソコン及び周辺機器を設置しており、それらは学内の事務システムのネットワークに接続している。職員ごとにユーザアカウントを設定し、サーバ側でユーザ環境を保管する(移動プロファイル)ようにしており、教職員は学内のどの端末を利用しても個人のユーザ環境で利用できるようにしている。また、業務に必要な備品や消耗品は、10万円以上の物品購入については、稟議・決裁を得て発注し、10万円未満の物品購入については要請書を会計課に提出し発注できるようにしており、業務に必要な備品等を適切に整備している。

SD活動については、事務職員の人事を担当する庶務課と全学的なFD推進を担う教育開発支援センターが中心となって策定した「SD計画基本構想」(Ⅲ-A-3-3)において、これから求める職員像を「常に組織の方針(ミッション)を理解し、自らの役割を自覚して行動でき、そのために自ら課題を設定し、実現していくことができる職員」と定義し、本学の理念・目的の具現化に必要な資質を有する事務職員の育成をめざしている。この構想に基づき、本学では、各種研修(階層別、目的別)を実施している。さらに、私立大学情報教育協会や日本私立大学連盟が実施する研修活動等に積極的に参加し、その都度報告書を作成するとともに、全事務職員対象の報告会を開催することにより、学内研修のみでは得られない知見を共有するよう図っている(Ⅲ-A-3-4)。

日常的な業務の見直しや事務処理の点検・評価については、所属長会議において行っている。このほか、大学事務長は、各所属長から毎日、業務内容を書面で報告を受け、これらを業務改善の基礎資料としている。

各部署の所属長は、当該部署が関係する委員会の構成員となっている。各種イベントや説明会、特に学期始めのオリエンテーションにおいては、学部長や、各種委員会委員、をはじめゼミナール担当者や、各部署の事務職員が連携して指導を行うなど、学生の学修成果の獲得に向け大学全体で取り組んでいる。

[区 分 Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。(2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。(3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。 |
|---|

【区分Ⅲ-A-4 の現状】

教職員の就業に関しては、「就業規則」(Ⅲ-A-1-2)を整備し、採用時にこれを配付するとともに、常時閲覧できる場を設けることにより周知している。

教職員の採用、任免および勤怠等の管理事務は、庶務課が、就業規則等に基づいて一元的且つ日常的に担っているが、労働関係法令の改正については、その影響が学校法人全体に及ぶことから、法人の労務管理を所掌する法人事務局 総務部総務課と連携を取りつつ対応している。

また、労務関係手続きにおける労働者の過半数を代表する者(過半数労働者)の選出は、毎年、その要項(任務、任期、資格要件、選出方法等)(Ⅲ-A-4-1)を一定期間、学内に掲示することにより、立候補を受け付けるとともに、投票の機会を確保している。

専任教員の昇任については、原則として年1回、准教授以下の者を対象とし、「専任教育職員任用基準」(Ⅲ-A-1-4)に則り、現職就任以降の教育研究業績等を勘案のうえ、「専任教育職員の任用および昇任の手続きに関する内規」(Ⅲ-A-1-6)に定める手順を経て行っている。

また、労働安全衛生法に基づき、定期健康診断のほか、心理的な負担の程度を把握する検査としてストレスチェック(Ⅲ-A-4-2)を毎年実施するとともに、希望に応じ産業医との面談ができるよう取り計らっている。日常の健康・心理相談に関しては、看護師が常駐する保健センターや、カウンセラーが待機する学生相談センターを利用できる旨 周知している。

【テーマ Ⅲ-A 人的資源の課題】

教員の資質向上を図る取り組みとして、大学全体(事務局：庶務課)の管理の下、統一様式を整備し、原則として全ての専任教員を対象に、一定期間(一年間)ごとに確認する仕組み(「専任教育職員 年間教育研究等計画書・報告書」)を導入したことにより、教員個々に対して、年間の諸活動の「結果」だけでなく、「計画」段階の内容も把握することになるので、その報告に基づき、効果的な支援策を進めなければならない。

なお、研究活動においては、教員個々の研究活動に関する一層の努力が必要である。

事務職員については、「定期的到達度測定」の結果を検証するとともに、個々の職員のキャリアパスの構築、企画力・コミュニケーション力の向上、SD活動等とも関連させるよう図らねばならない。

【テーマ Ⅲ-A 人的資源の特記事項】

教育目標を達成し、学生が学修成果を獲得できるように、教職員の資質、教育・研究能力、専門的能力の向上を組織的に図るため、次の取り組みを実施している。

教員については、これまで専ら個々の自主申告のみに委ねていた活動成果について、今後の資質向上策の検討にも繋げるべく、大学全体(事務局：庶務課)の管理の下、統一様式を整備し、原則として全ての専任教員を対象に、一定期間(一年間)ごとに確認する仕組みを導入している。様式は、「教育」、「研究」及び「その他(社会貢献等―管理運営を含む―)」の3区分とし、それぞれについて、年度開始当初の計画と、年度終了時の最終結果(計

画の履行状況)とを対比・検証できるようにしている。これにより、各教員は、自身が立案した計画の進捗を自ら確認するとともに、本学(庶務課)にこれを報告(提出)している。本学は、個々の教員について、年間の諸活動の「結果」だけでなく、「計画」段階の内容をも把握することにより、その資質や課題をさらに的確に捉えることができ、その後の人事政策や支援策を効果的に進められる体制を整えている。

事務職員については、適正な業務評価を推進するため、学校法人に勤務する課長職以下の専任事務職員について、資質・能力・成果等を一定期間(半年)ごとに評価する仕組み(事務職員の定期的到達度測定)を導入している。所定の測定基準シート(役職者用と非役職者用に区分)により、一人の事務職員につき、原則として職階の異なる複数名の上司が評価し、結果を集約してその後の人事政策に活用するというものである。評価を受ける事務職員にとっては、自身の強みや改善点をより客観的に認識でき、到達すべき目標が明確化し、一層の勤労意欲の向上はもとより、専門性や高度な技能を進んで修得する動機づけとなるメリットを見込んでいる。一方、評価を下す職員にとっては、役職(管理)者としての重みと責任感をより強く自覚し、組織統率力や公正な評価技量を身につけることが必然となる。

事務局全体としては、こうした評価制度の浸透と、制度を支えるための効果的なSD企画を一体として講じることにより、人材育成の効率化を図るとともに、既存の事務組織が、一人ひとりの強みを活かしつつ、今後も絶え間なく続く大学改革を着実に牽引し得る強靱な運営組織へと進化することを目指している。

[テーマ Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

- Ⅲ-B-1-1 キャンパスマップ（公式ホームページ）
- Ⅲ-B-1-2 学校法人大阪学院大学経理規程
- Ⅲ-B-1-3 学校法人大阪学院大学固定資産および物品管理規程
- Ⅲ-B-1-4 Academic Handbook
- Ⅲ-B-1-5 図書館（公式ホームページ）
- Ⅲ-B-1-6 図書蔵書冊数（2026年3月31日現在）
- Ⅲ-B-1-7 図書受入冊数
- Ⅲ-B-1-8 学術雑誌受入種数
- Ⅲ-B-1-9 視聴覚資料受入数
- Ⅲ-B-1-10 視聴覚資料所蔵数（2026年3月31日現在）
- Ⅲ-B-1-11 ヘルプデスク開催状況
- Ⅲ-B-2-1 学校法人大阪学院大学経理規程細則
- Ⅲ-B-2-2 学校法人大阪学院大学消防計画
- Ⅲ-B-2-3 安全への取り組み（公式ホームページ）
- Ⅲ-B-2-4 地震発生時の初動マニュアル
- Ⅲ-B-2-5 2024年度 消火器操法訓練 実施報告（公式ホームページ）
- Ⅲ-B-2-6 防災訓練計画表
- Ⅲ-B-2-7 2024年度 防災避難訓練 実施報告（公式ホームページ）
- Ⅲ-B-2-8 環境への取り組み（公式ホームページ）
- Ⅲ-B-2-9 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部の事務情報システム運用基本方針、運用基本規程及び運用・管理規程

[区分 Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

- (1) 校地の面積は大学設置基準等の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は大学設置基準等の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。
- (7) 通信による教育を行う学部・研究科等を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (8) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。

- (9) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (10) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (11) 適切な面積の体育館を有している。
- (12) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

【区分Ⅲ-B-1 の現状】

大阪府吹田市岸部キャンパスを中心に、摂津市千里丘・茨木市大門寺と岡山県笠岡市差出島に校地を有しており、校地の総面積は 283,737 m²であることから、大学設置基準の規定を充足している。

また、施設・設備及び備品は、「学校法人大阪学院大学経理規程」(Ⅲ-B-1-2)、「学校法人大阪学院大学固定資産および物品管理規程」(Ⅲ-B-1-3)に基づき、適切に処理している。

スポーツ施設については、キャンパスに隣接する総合スポーツフィールドには野球場・半野外体育施設・人工芝を敷設したグラウンド・ハンドボール専用コート・弓道場があり、同じく B グラウンドには、ラグビーやアメリカンフットボールの競技ができる人工芝のグラウンドと、それを囲む 333m 全天候型トラックとクロスカントリーコース（ウッドチップ舗装）を設置しており、さらにサッカー専用ピッチとフットサルコートを備えたサッカーグラウンドの 3 つの運動場を有している。その他、スポーツ関連施設としては、体育館・武道場・テニスコート・トレーニングセンター・ゴルフ練習場などがある（Ⅲ-B-1-1）。

岸部キャンパスには 15 棟の校舎があり、校舎面積は 94,747 m²であることから、大学設置基準の規定を充足している。

施設・設備面における障がい者への配慮として、本学は、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、法を遵守した整備計画を指針として作成し、定期報告を行い、順次バリアフリー化等の整備を進めている。具体的には、階段箇所のスロープ設置・案内板の点字表示、車いす対応トイレ、オストメイト等を整備している。また、実際に身体に障がいのある学生を受け入れる際に、入学前に当該学生とともに学舎内で不便が生じる箇所を確認し、スロープの増設や教室への専用機の設置等を行っている。

教育課程編成・実施の方針に基づく授業を行う教室、設備等については、コンピュータや各種メディアを利用できる環境が整った通常の講義教室のほか、多人数でのグループワークが可能な教室や、発表やディスカッションに適した形状の教室、ゼミナール演習室、CALL 教室、パソコン実習室等があり、パソコン実習室では必要に応じて補助員を配置している。また、公開発表会やプレゼンテーションなどを行い、学生の能動的な学修を喚起するアクティブ・ラーニング・スペースを整備している。

通信教育部における添削指導等については、通信教育部事務室の機能を担う教務事務室で行っており、印刷教材や関係資料等は、教務事務室内及び 17 号館地下 1 階の倉庫で適

切に保管している。

機器・備品等に関しては、テレビ、DVD デッキ、ビデオデッキ、プロジェクター、書画カメラなどを整備し、科目個々の特性に応じた教育ができるよう配慮している（Ⅲ-B-1-4）。このほか、LMS（Learning Management System）として、教育支援システム「OGU-Caddie」を導入しており、オンデマンド形式での授業支援にも対応できるようにしている。

本学図書館は、大学・大学院・通信教育部・短期大学部の共有施設であり、面積は 8,248.21 m²、収容定員合計 5,978 名（通信教育部を除く）に対し、閲覧席数は 1,113 席、収容定員に対する割合は 18.6%であり、十分な席数を確保している（Ⅲ-B-1-5）。

学生の自主的な学修の取り組みを支える学術情報管理・提供基盤として、十分な蔵書を所蔵している（Ⅲ-B-1-6・7）。また、学術雑誌受入種数、視聴覚資料受入数及び視聴覚資料所蔵数についても十分な数量を備えている（Ⅲ-B-1-8・9・10）。

図書は、図書委員をはじめとする教員と図書館員が主に選書しており、学生からの購入希望も随時受け付けている。視聴覚資料は、年 2 回購入申込の募集をし、図書委員を中心に教員と図書館員が学生の要望も取り入れて選定している。学術雑誌については、利用頻度の高いものやカリキュラムに沿ったものを中心に種数を見直し、冊子体・オンラインジャーナルを適宜購入している。

また、書架の配置やスペースを考慮して、必要以上に重複している資料等は、図書館資料管理内規に基づき、適切に廃棄している。

体育館は、1 階フロアにトレーニングルーム、卓球場、更衣室・トイレ・シャワー、リフレッシュスペース（K. M. 36BANCHI）を整備し、2 階フロアは、アリーナと舞台を設置し、音響・照明施設・スクリーンなどの設備のほか、熱中症などを予防するため冷暖房機能も備えており、授業や課外活動を行うに適切な環境を整備している。

多様なメディアを高度に利用して教室以外の場所で授業を行う場合、本学では「OGU-Caddie」と Zoom を活用している。OGU-Caddie はインターネットを通していつでもどこでも講義に参加できる COD（クラス オン デマンド）をコンセプトに構築したシステムで、自宅等学外や学内設置のパソコンやスマートフォンから、各科目のページにアクセスすることができ、講義資料の入手や、課題レポートの提出が可能であり、OGU-Caddie 上で教員と学生または学生間でのディスカッションを行うことができるなど、時間や場所を超えた学修環境を実現している。なお、Zoom アカウントについては、複数アカウントを大学が一括して取得し、必要とする授業科目担当教員に割り当てている。上記の通り、教室以外の自宅等からも授業に出席することが可能であるが、授業時以外は開放されたパソコン教室や、図書館内でもパソコン・イヤホン等の貸し出しを利用することが可能である。また、教員に対しては、IT センターが教材作成や利用方法に関する支援を行っており、研究室からの配信用にカメラ・マイク等の機器の貸し出しや、録音装置を完備したスタジオを整備している。

【区 分 Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め

整備している。

- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

【区分Ⅲ-B-2 の現状】

固定資産管理及び消耗品及び貯蔵品管理については、「学校法人 大阪学院大学経理規程」(Ⅲ-B-1-2) 及び「学校法人 大阪学院大学経理規程施行細則」(Ⅲ-B-2-1) 及び「学校法人 大阪学院大学固定資産及び物品管理規程」(Ⅲ-B-1-3) に基づき、会計課が担っている。

さらに、施設・設備面の衛生・安全確保については、委託業者が日常的に建築・設備の点検・保守、清掃、警備等を実施し、担当部署（会計課・庶務課）に定期的に報告（日次報告・定例会議開催）しており、緊急時には随時状況を報告し、両者が協力することにより安全を確認できる体制を整備している。

火災・地震等の災害対策については、消防法第 8 条に基づき作成した「学校法人 大阪学院大学消防計画」(Ⅲ-B-2-2) により、自衛消防隊組織を編成し対応している。

施設・設備については、保守改修事業を含め、施設・設備の整備、充実を随時進めると同時に、緊急性が予見される事象に対し迅速な対応を行っている。保守・点検については、消防法による消防用設備点検、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管法)による受水槽・高架水槽定期清掃・水質検査、汚水槽・雑排水槽・グリストラップ等清掃、ねずみ・昆虫防除、0-157 全館消毒、空気環境測定、建築基準法によるエレベーター・エスカレーター法定点検・定期点検、同法による外壁の全面打診調査、電気事業法による電気工作物精密点検、その他法定作業等、遅滞なく定期的に実施し、速やかに所管官庁へ報告している。

火災・地震に対する訓練については、学生と教職員が参加して、避難訓練を実施している。災害時の対応の説明などに加え、避難場所への移動、その後に、消火器を用いた消火訓練を行っている。こうした取り組みにより、学生に避難場所の周知がなされている。(Ⅲ-B-2-3・5・7)。

さらに、本学の自衛消防組織が中心となり、学生と教職員及び委託業者を含め全学的に毎年春・秋の火災予防週間にあわせて、春は消火器操法訓練・避難訓練(Ⅲ-B-2-5・6)、秋は消防避難訓練・地震避難訓練(Ⅲ-B-2-6・7)を実施するとともに、職員が各部署の消火器設置場所を常に把握している。また、南海東南海地震等の大規模災害が発生した場合に備え、(株)NTT コミュニケーションズのシステムを利用して、本学で震度 5 弱以上の地震が予測された場合、地震が到達する数秒前にキャンパス内の全館に一斉に流れる緊急地震速報システムを整備している。加えて消防訓練と同様に、地震に対する訓練を実施し非常時に備えている。そして、災害時にこれらが十全に機能するように、学生や教職員への周知に努めている。さらに、AED（自動体外式除細動器）の設置や、本学学生・教職員及び近

隣住民に対する一時滞在施設としての役割を担うことを目的として、水、ビسケット、クラッカー、缶詰パン、アルミ簡易寝袋、災害用トイレ等の災害備蓄品の拡充を行っている。また、構内に中央監視室を設置し、管理会社によるキャンパス内の常時監視や緊急時における初動対応がとれる体制を整えている。キャンパス内の主要な学舎は 2011 年度から耐震診断を開始し、耐震強度不足の学舎について耐震化工事を行っており、今後においても未耐震化学舎である本館及び 12 号館の耐震化を推進する予定である。

キャンパスの防犯対策については、休日も含め 24 時間構内に警備員を常駐配置し、夜間は巡回警備している。大学構内の各入場ゲートには防犯カメラを設置し、学舎の一部にカードゲートによる入室管理システムを導入するとともに各エレベーターにはカメラを設置し、安全の確保に努めている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、「大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部の事務情報システム運用基本方針、運用基本規程及び運用・管理規程」(Ⅲ-B-2-9)に基づいて、事務情報システム総括責任者(事務長)を置き整備している。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全については、地球温暖化防止国民運動「チャレンジ 25 キャンペーン」(現：気候変動キャンペーン「Fun to Share」)に賛同するとともに改正省エネ法の施行を受け、可能な限り CO2 削減に向けた活動に取り組んでいる(Ⅲ-B-2-8)。主な取り組みとして、空調の集中コントロールや効率的な冷温水発生機の導入、教室や運動施設等の照明 LED 化、クールビズ・ウォームビズの実施などが挙げられる。また SDGs 活動の一環として、使い捨てコンタクトレンズ(空ケース)の回収ボックスをキャンパス内に設置し、プラスチックゴミの削減と資源再生の意識啓発に取り組んでいる。

【テーマ Ⅲ-B 物的資源の課題】

学術雑誌は、限られた予算の中でも必要な資料を提供できるように努める。

耐震診断結果を踏まえ、耐震改修・補強工事(本館・12 号館)を予算化の上、着実に遂行しなければならない。

特に 12 号館については、耐震強度不足による改修工事の必要性があると判断されたため、早急に耐震設計及び耐震工事を進めるよう調整を行う必要がある。

また、施設・設備面における障がい者への配慮として、本学は、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、法を遵守した整備計画を指針として作成し、定期報告を行い、順次バリアフリー化等の整備を進めているが、竣工より約 40 年経過した施設・設備も多数存在しているため、施設改修も含め、より一層のバリアフリー化をさらに推進する必要がある。

【テーマ Ⅲ-B 物的資源の特記事項】

本学の特色の一つである「きれいなキャンパス」を維持するため、「学修環境・教育研究等環境整備方針」の下、今後も関係部署の協調により、計画的に改修・改善を実施するとともに、学ぶ環境と生活する環境とがうまく融合合ったアーバン・アクティビティの環境づくりを展開する。特に、キャンパス全体のバリアフリー化を引き続き図る。

施設・設備の保守・点検、警備、清掃については、専門業者に委託し実施する体制が整備され、中央監視室による衛生・安全の確保が機能しており、防災対策としての「消防計

画」や「緊急地震速報システム」についてもその体制はほぼ整っている。これらが適切に機動するためには、事前に学生や教員への周知が不可欠であるため、今後も、全学的な防災・避難訓練等を実施するとともに、オリエンテーションやゼミナール等においても一層の連絡・指導を徹底していく。

[テーマ Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

- Ⅲ-C-1-1 学修環境・教育研究等環境整備方針
- Ⅲ-C-1-2 マルチメディア施設 MELOP（公式ホームページ）
- Ⅲ-C-1-3 各種ポータルサイト（公式ホームページ）
- Ⅲ-C-1-4 学内ネットワーク「OGUNET」（公式ホームページ）

[区分 Ⅲ-C-1 大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

【区分Ⅲ-C-1の現状】

教育課程編成・実施の方針に基づき、学修成果を獲得させるために、学生の学修、教員の教育研究に係る環境整備に関する方針として「学修環境・教育研究等環境整備方針」を定め、公式ホームページに掲載し、広く周知を図っている（Ⅲ-C-1-1）。そして、この方針に沿って施設・設備等に係る計画を順次進め、これを実施することにより、学生一人ひとりが学修に専念することができ、高度な学術研究を推進するための施設設備をはじめとする学修環境及び教育研究環境の整備に努めている。

情報技術の向上に関しては、「学修環境・教育研究等環境整備方針」に基づく教員対象の技術サービスや専門的な支援のため、デジタルサポートの専門スタッフが常駐するヘルプデスク「DSS (Digital Support Service)」を設けている。この DSS では、教員からの質問対応や学内システムへの対応など、教員へのフォローを行い、教員が教育研究に専念できるような体制を整えている。また、DSS には、教員が自由に使用できるコンピュータ、プリンター、スキャナ、製本機等を配備している。

また、学生を対象としたコンピュータ・リテラシー学習に特化した施設として、MELOP (Media Laboratory Of Phoenix) がある（Ⅲ-C-1-2）。MELOP ではインストラクターが常駐して随時情報系講習会や個別指導に対応しており、特にモチベーションの高い学生の創

造性とスキルアップを支援している。

学内ネットワーク及びパソコン教室等の技術的資源や設備については、毎年度 5 か年分の中期計画を立てて見直しを図り、当該年度の更新作業などを実施している。このことにより、経年劣化前に刷新し、常に教育研究に適した状態を保持している。

さらに、技術的資源の公正な分配ができるよう、できるだけ多くの学生がシステムやサービスを利用できるよう常に工夫し提供している。例えば、携帯電話やスマートフォンを活用した学生向け情報発信システム「OGUS」(Ⅲ-C-1-3)では、学生自身のスケジュールを登録し、履修科目の時間割と連動して休講情報を確認できるほか、関係部署からの連絡・通達などの受信、部活動やサークル活動などによる施設利用予約なども可能となっている。また、出席管理システムや履修登録等を行うことができる教務システムポータル「OGU-Web Service」を活用し、効率化を図っている。

出席管理システムは、講義当日に、各教員宛に担当科目のワンタイムパスワードが通知され、教員が講義中にそれを学生へ伝達し、学生は、講義時間中のみ有効なこのワンタイムパスワードをスマートフォンで出席システムに入力すると、教務システムへ反映されるように整備されている。この出席システムの導入により、講義時間中における出席票配付や、講義後の教員の入力作業負担を大幅に削減することができ、教員は講義の展開や副教材作成等に注力することができ、より効果の高い講義の提供が可能となっている。なお、利便性を高めるため、履修登録は学内だけではなく、自宅など外部からもインターネットを通じて手続きが可能となっているが、セキュアなネットワーク環境を実現する VPN 接続を使用し、情報漏洩防止を図っている。

本学は学生の学修支援のために必要な学内の教育研究系ネットワーク「OGUNET (Osaka Gakuin University NETwork)」(Ⅲ-C-1-4)を整備している。OGUNET 上にはファイルサーバーを設置しており、学生・教員ともに個人専用ネットワークドライブが利用できるようにしており、ネットワークに接続しているどの端末でも学修や研究に必要な保存データにアクセスできるようにしている。ただし、学外からのアクセスは不可とし、セキュリティを確保している。一方で、事務職員が利用するコンピュータは原則として OGUNET には接続されていない。

ホストコンピュータをオープン化して以降、OGUNET とは別の事務システムのネットワークを整備しており、ここに接続する事務職員個々のデスク上のパソコンは、セキュリティ面を強化している。具体的には、事務システム上のパソコンで作成したファイルは即時に暗号化される。事務システムのネットワーク上にもファイルサーバーを設置しており、保存はサーバー上にすることとしている。このことに伴い、デスクトップや個々の端末はログオフした時点でデータ保存されないように設定しており、事務局が使用する重要データの情報漏洩防止に努めている。なお、これら教職員及び学生の利用するコンピュータ、サーバ、LAN の維持・整備は IT センターが担っている。

コロナ禍においては、対面授業が制限され、インターネット上での遠隔授業を行うため、より簡易なネットワーク接続が必要となった。そのため当初はポケット Wi-Fi を用意し、必要な学生への貸与を行った。その後これを見直し、学生の自己学修を強化するため、OGUNET とは別に、学生が自学自習を行うことが想定される学生ラウンジ、食堂、図書館な

どを中心に、2022 年 4 月に OGU-WiFi として、無線のインターネット接続サービスを設けた。ただし、学内の基幹情報に触れるサービスについては、学内の OGUNET に接続されているパソコンからのアクセスが必要となる。例えば、学生が学外等から履修登録をする場合は VPN 接続が必要となる。このように、利便性を図る中でもセキュアな環境を保てるようにしている。

本学では、学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うため、LMS である教育支援システム「OGU-Caddie」の活用を授業科目担当者に促している。OGU-Caddie を利用することにより、統一した教学ツールを活用した講義及び学習管理が行えるようになっている。また、OGU-Caddie では、資料や教材、小テスト、アンケート、レポート、ディスカッション、クリッカーなどの機能を使って授業を展開・受講することができ、学習履歴は授業単位で管理され、教室や自宅のパソコンから参照可能となっている。

教員は「学びチャート」機能により、蓄積された学習履歴データから、学生個人や授業クラス単位での学習行動量、行動傾向、学習履歴などに加え、積極性、計画性、継続性等の学習行動の特徴も把握することが可能となっている。これらの機能により、教員は、授業内容やシラバスの改善に繋げるとともに、個々の学生の特徴を活かした指導を行うことが可能となっている。一方、学生も自身の学習履歴を把握し、自主的な学習計画の策定に活かすことができる。

また、教員が新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができるように努めている。2020 年度には、コロナ禍により対面授業が制限され、遠隔授業を中心とした授業形態となったため、多くの教員が OGU-Caddie を活用して授業を展開した。その後、対面授業を中心とした授業形態に戻った現在も、コロナ禍での経験を活かし、多くの教員が OGU-Caddie や Zoom などをも有効活用し、効果的な授業を行っている。このほか、クラウドコンピューティングを使用した Web 会議サービスである Zoom を活用したオンライン授業や、ハイフレックス型の授業を行っている科目もある。

マルチメディア教室としては、CALL 教室が 1 室、パソコン実習室が 7 教室、パソコン演習室が 2 教室整備されており、面接受業（スクーリング科目）を含め、授業科目の内容や担当者の要望、学生の学修方法等に応じて、PC 教室や CALL 教室を適切に配置し、効果的な授業を行っている。また、学生の持込パソコンによる学修を可能にしつつ、認証しなければ接続できないようセキュリティに配慮している。

【テーマ Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題】

学生の積極的な講義参加と理解度の向上を促し、充実した教育体制の実現を図るには、教育研究系ネットワーク「OGUNET (Osaka Gakuin University NETwork)」の機能の増強および双方向型学習支援システムである「OGU-Caddie」の整備、更新が必要である。

【テーマ Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項】

本学は技術的資源をはじめとするその他の教育資源の普及及び活用を効果的にするため、対面でのサポートを重視している。前述のとおり、教員対象の技術サービスや支援のため、専門スタッフが常駐するヘルプデスク DSS (Digital Support Service) を設けている。ま

た、学生を対象とした窓口である OGUNET ヘルプデスクも設けている。この OGUNET ヘルプデスクでは、学生のパソコン利用全般に関する疑問や質問、各種申請を受け付けている。加えて、学生のコンピュータ・リテラシー学修の支援に特化した MELOP では、インストラクターが常駐して随時情報系講習会や個別指導を行っている。

また、授業評価結果を各教員にフィードバックし、各授業においてより一層学修者目線での講義ができるよう促している。

[テーマ Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

- Ⅲ-D-1-1 事業活動収支計算書関係比率（法人全体）
- Ⅲ-D-1-2 事業活動収支計算書関係比率（大学単独）
- Ⅲ-D-1-3 貸借対照表関係比率
- Ⅲ-D-1-4 資産運用規程
- Ⅲ-D-1-5 2025 年度 学年別学生数一覧表（5 月 1 日現在）
- Ⅲ-D-1-6 経理規程
- Ⅲ-D-2-1 公式ホームページ
- Ⅲ-D-2-2 各年度施設・設備関係支払計画
- Ⅲ-D-2-3 2025 年度公的研究費交付者一覧
- Ⅲ-D-2-4 2025（令和 7）年度計算書類

[区 分 Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 5 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 大学の財政と大学設置法人の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士等の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債等の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 大学設置法人及び大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て大学設置法人の長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、

資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て大学設置法人の長に報告している。

【区分Ⅲ-D-1 の現状】

過去 5 年間の法人全体の資金収支（活動区分資金収支計算書：支払資金の増減額）及び事業活動収支（事業活動収支計算書：基本金組入前当年度収支差額）は下表の通りである（Ⅲ-D-1-1）。

【支払資金の増減額及び基本金組入前当年度収支差額の推移】（単位：千円）

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
資 金 収 支	439,960	356,797	478,199	438,915	443,160
事業活動収支	166,987	277,299	△58,848	△122,550	△368,657

本法人の資金収支は、法人全体の 7 割以上を占める大学において、入学定員、収容定員ともに充足しており、収入超過を計上している。事業活動収支においては、2021・2022 年度は収入超過を維持していたが、2023・2024・2025 年度においては支出超過となった。2025 年度は、学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、賞与引当金繰入額を計上した。また、特別収支において賞与引当金特別繰入額（171,232 千円）を計上したことにより、昨年度と比較して 3 倍近く支出超過となった。その他の要因としては、エレベーター、エスカレーター、トイレ等の改修に伴う減価償却額の増加と、施設設備の保守清掃、警備等に係る委託経費や物価高騰による光熱水費等の増加によるものである。

一方、大学単独での経営状況については、事業活動収支計算書関係比率（大学単独）に示すとおりである（Ⅲ-D-1-2）。

基本金組入後収支比率は 101.6%、経常収支差額比率については 0.0%となっている。事業活動収支差額比率については△1.6%となっており、2018 年度以降黒字化を達成してきたが、2025 年度においては支出超過となった。前述の改修工事による減価償却額の増加と、物価高騰による各種経費の増大が要因である。

収入では、学生生徒等納付金比率が 79.9%となっており、2024 年度日本私立学校振興・共済事業団 文他複数学部の平均（以下、全国平均）とほぼ、同水準となっている。

本法人の貸借対照表の状況については、これまで流動資産構成比率は低く、固定資産構成比率が高い状況であったが、ワンキャンパス化を進めるために千里山施設（2016 年度）や、遊休資産となっていた川西校地（2021 年度）、吹田市岸部中校地（2024 年度）および高校 B グラウンド隣接北側空地（2025 年度）を売却したことで、固定資産構成比率および流動資産構成比率が大幅に改善した。（Ⅲ-D-1-3）また、2024 年度はこれまで外部に委託

していた学生寮を取得し、自己所有とすることで資産の有効活用と学生支援の体制の強化に取り組んでいる。さらに、学生・生徒の受入強化と教育環境整備を目的とした新校舎建設資金に充当するため、特定資産の取り崩しを行った。

固定負債構成比率は長期借入金などがいないため 2.9%となっており、全国平均より低い値が続いている。

流動負債構成比率は 4.9%と全国平均よりも低く、また、純資産構成比率は 92.2%と全国平均よりも高い。前受金保有率についても、434.3%となっており、財務上の問題はない。

固定比率は 94.3%、固定長期適合率は 91.5%であり、資産評価の関係で若干高い値となっているが、ほぼ全国平均値と同様の状態が続いている。

支払能力を示す流動比率は、200%以上であれば良いとされており、本法人においては 264.0%である。総負債比率、負債比率は、借入金がないことから、平均より低い水準である。また、基本金比率は 100%となっており、借入金および未払金による固定資産の取得がないことを表している。一方、減価償却比率が全国平均より約 13 ポイント近く高い要因は、資産の取得年次が古く、耐用年数が短期間の建物付属設備等の改修工事が多いことにあると考えられる。

現状を見る限り、本法人の財政状態は借入金がなく、純資産構成比率は 92.2%、総負債比率は 7.8%、負債比率 8.5%とストックの面で安定しており、固定資産構成比率 86.9%、固定比率 94.3%と健全に推移している。

退職給与引当金については、引当率は従前から 100%を計上している。退職給与引当特定資産保有率は 30%台が続いている状況であり、全国平均と比較すると約半分と低い比率であるが、公益財団法人私立大学退職金財団に加盟することで補填策はとっている。

資産運用については、「資産運用規程」を整備したうえで、安全性を第一とし、運用している（Ⅲ-D-1-4）。

教育研究経費比率は法人では 49.9%、大学では 51.7%となっており、十分な教育研究環境の維持に努めているといえる。しかし、全国平均と比較し高い比率になっている状態であり、より強固な財政基盤を確立するため、教育研究環境が低下することのないよう全国平均の値を目標として諸経費の節減に努める。

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）については、予算管理のもと計画的に行っている。

本法人の監査体制は、会計監査人および監事による監査に加え、2025 年度改正の私立学校法に基づき内部監査室を設置し、内部監査も行っている。会計監査人による監査は定期的に実施しており、意見が付された場合には適切に対応している。また、会計処理方法において検討すべき課題が発生した場合には、その都度、会計監査人や顧問税理士に相談・確認することで、適切に処理を行っている。監事は、理事会、評議員会およびその他重要会議に出席し、各議案の審議状況について監査している。また、予算や中長期計画の策定に対する意見陳述、計算書類および財産目録等の監査、決裁書類・議事録等についての監査や理事からの聴取等を通じて、ガバナンスが有効に機能していることを確認するほか、会計監査人とも連携して意見交換を行うなど、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況等について、必要に応じて監事から意見を受けている。内部監査室は本法人業

務の適法かつ適正な遂行を図ることを目的とし、本法人におけるすべての業務についてあらかじめ定められた監査実施計画に基づき業務監査および財務監査を行っている。内部監査の結果、必要があるときは業務執行の是正改善の指示をすることができる。また、コンプライアンスに関する相談およびコンプライアンス違反に対する通報窓口としての役割も担っている。

寄付金の募集について、学生生徒等納付金収入以外での財源の確保に向け、特定公益増進法人制度および税額控除対象法人の制度を活用した個人寄付と受配者指定寄付金制度を利用した法人寄付の受入を行っている。個人寄付については、入学前の募集・受入は一切行っておらず、在学生の保護者・卒業生および教職員等を対象として募金活動を行っている。なお、学校債の発行は行っていない。

学部における入学定員充足率は、104.0%、収容定員充足率については103.6%となっており、入学定員充足率・収容定員充足率ともに順調に推移している状態である(Ⅲ-D-1-5)。

本法人の事業計画および予算管理に関しては毎年10月下旬に開催される常務理事会で、本法人が設置する各部門(大学、短期大学部、高等学校、専門学校)別に法人事務局より予算総額が示され、その部門別予算総額を各部門の中でさらに予算単位毎に配分し、12月中旬までに各部門内でヒアリング、一部修正等を加え、中・長期計画に基づいた事業計画案および予算原案が策定され、法人事務局財務部長に提出される。これをもって財務部内で調整・検討し、各部門責任者(事務長)および監事と再考のうえ、財務担当理事および理事長に上申される。この原案は、3月に開催される評議員会ならびに理事会の審議を経て正式に決定され、各部門責任者に当該年度の示達がある。

各年度の予算の執行については、本法人の「経理規程」に基づき、明確かつ適切になされている(Ⅲ-D-1-6)。

具体的には、10万円以上の物品購入については、予算申請で認められた場合であっても、稟議・決裁を得る必要があり、この決裁に基づき会計課管財担当者が発注を行う。支払方法については、各部署において、購入を依頼する等の要請書を作成(稟議及び決裁書写しを添付)し、会計課に提出する。これを受けた会計課では、資金要請書を作成し、法人事務局に提出し、資金の準備が整う。責任者の承諾を得た後、随時または毎月10日に業者等に支払うと同時に予算執行状況を把握する。

なお、予算外支出は原則として認めていないが、運営上やむを得ない事由のため、予算外支出を必要とする場合には、経理責任者が理由書を付して、各会計単位の長を経て、法人事務局財務部へ申請する。財務部長がこれを取りまとめ、財務担当理事および理事長に上申し、評議員会・理事会において補正予算の承認を得ることとなっている。

日常的な出納業務に関しては、各部門の経理責任者のもと円滑に実施しており、資金収支日計表に証憑書類を添付し、定期的に法人事務局財務部長を経て、財務担当理事および理事長に報告している。

資産及び資金の管理については「経理規程」に基づき適正に行っている。会計処理方法において検討すべき課題が発生した場合においては、その都度、顧問税理士や会計監査人に相談・確認することで、適切に処理を行っている。

月次試算表については、毎月初めに各部門より法人事務局財務部へ提出されることによ

り、全体の予算執行状況を把握する仕組みを採っている。提出された月次試算表については、法人事務局財務部長を経て、財務担当理事および理事長に報告している。

【区分Ⅲ-D-2 財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。】

- (1) 大学の将来像が明確になっている。
- (2) 大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 大学全体及び学部・研究科等ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

【区分Ⅲ-D-2 の現状】

本学は、開学以来、「教育と学術の研究を通じ、広く一般社会に貢献し、且つ人類の福祉と平和に寄与する視野の広い実践的な人材の育成を目的とする。」ことを建学の精神として、特に次の3項目に重点をおいて教育を行っている（Ⅲ-D-2-1）。

- ・世界的な視野と実践力を備えた国際的教養人の育成。
- ・産業社会に貢献し得る学識と識見を備えた穏健明朗な人材の育成。
- ・学産協同の理念の徹底。

さらに、これらの教育理念を実現させるため、以下の3項目に配慮し、独創的で穏健明朗な実践力に富む近代的人材を育成し、現代社会の要請に応えようとしている。

- ・高度な専門的学理と実用的能力の修得に、学界の権威ある教授陣による充実したカリキュラムの編成。
- ・人類社会への奉仕、人間的ふれあいを重視した少人数ゼミナールの徹底。
- ・国際社会に適応できる知識の修得と実践力に富む語学教育を目的とした海外セミナーの実施。

本学の強みとしては、7学部・8学科を有する総合大学としてのスケールメリットを活かし、専攻学部だけにとらわれない幅広い教養を身に付けられることが挙げられる。それに加え、グローバルスタディーズ研究所（Institute of Global Studies : IGS）を設置し、本学独自のコンテンツと手法を開発し実践しており、少人数制による集中的国際人育成プ

プログラム「Global Studies プログラム」を開講するなど、外国語教育に注力していることも強みと言える。また、大阪都心に隣接し、京都・神戸・奈良などの都市圏からのアクセスに恵まれていることも本学の大きな強みと言える。

本学の弱みとしては、離学率の高さが挙げられる。全国平均の 2% 台と比較すると約 6% 台と高い状態である。退学理由の中では、就学意欲の喪失や学力不足、経済的困窮が高い比率となっている。本学では、就学意欲の喪失や学力不足を理由とする退学に対する対策として、初年次教育の実施、教育懇談会や保護者向け就職説明会の実施、ゼミナール担当教員との連携など教職員が協同しきめ細やかな指導を行っている。また、双方向的授業をはじめとする「アクティブ・ラーニング」を導入し、学生の学習意欲を喚起させるとともに、2017 年度より導入した 4 学期制においてリメディアル教育の拡充を含むカリキュラム改正を行ったことにより、これまでよりも早期に学業不振者（≡中退予備軍）の発見が可能となった。これらの取組みを継続することにより、離学率が全国平均並みとなるよう、教職員一丸となって改善に取り組んでいる。また、学業・スポーツ分野において活躍する者への給付型奨学金制度の充実を図るとともに、信販会社との提携による教育ローン（学費の立替払）も導入するなど、経済的困窮を理由とする退学を減少する対策も行っている。さらに本学は、家庭の経済状況に関わらず、進学できるチャンスを確保できるように文部科学省により実施されている高等教育の修学支援制度の対象校となっており、2025 年度においては全学生の約 26% にあたる 1,473 名が対象となった。このように多方面から離学者の減少に向けた対策を講じている。

学生募集等においては、国際社会の中で独創性と実践力に富む人材を育成するべく 2025 年度カリキュラム改正に伴い、外国語学部が英語学専攻と Global Studies 専攻の 2 専攻制へと移行した。また、客観的な環境分析を行うことを目的とし、民間の調査会社とともに日々環境分析に努めている。その中での強みや弱みの分析状況は、入試広報課をはじめ全部署で共有している。

学納金計画については、当初は 2020 年度から 20 千円ずつ、3 ヶ年で計 60 千円の段階的な学費改定を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大や急激な社会情勢の変化を受け、見直しを行いながら慎重に進めてきた。燃料費の高騰や物価上昇により経費が増加したことから、2023 年度に 2 度目、2024 年は改定額を見直し、施設設備費を年間 40 千円増額する 3 度目の改定を行った。

人事計画については定年退職等の減員を見据え、本学の特色強化を支える専任教員を計画的に採用・配置しており適切である。

施設設備計画については、毎年度 5 ヶ年の施設・設備関係支払計画を策定・更新し、施設の改修や、機器の更新等を計画的に実施できるよう予算配分を行っている（Ⅲ-D-2-2）。また、耐震対策については、学生・教職員の安全確保の為、100% の耐震化率を早期に達成することを目標に優先して取り組んでいる（Ⅲ-D-2-1）。

外部資金の獲得としては、科学研究費補助金等の公的研究費として、2025 年度は 14,287 千円（19 件）を受け入れた。（Ⅲ-D-2-3）さらに、収入の多様化を図るため、外部団体へ本校施設を貸与した収入として 37,723 千円、エクステンションセンターの講座をはじめとする各種講習会の収入として 2,505 千円を得るなど、外部資金の獲得に努めた。

大学の定員管理は前述のとおり、入学定員充足率は 104.0%、収容定員充足率については 103.6%となっている。入学定員充足率・収容定員充足率ともに 100%を超えており、順調に推移している状態であるが、一部の学部・学科間で志願者数や定員充足率に隔たりがあることから、これを是正すべく、入学定員の変更を計画している。

大学における人件費比率は 35.3%と、2024 年度同規模大学全国平均の 45.6%（Ⅲ-D-1-2）から 10 ポイント近く下回っており、これまでの人件費の削減の取組み（教職員の雇用形態の多様化等）が結実したといえる。また、将来の人件費を抑制する方策として、2010 年 5 月 1 日以降採用の教育職員の定年年齢を 65 歳に引き下げるとともに、事務職員については、55 歳でのみなし退職制度も導入している。

学内に対する経営情報の公開に関しては、5 ヶ年分の事業報告（計算書類等）を公式ホームページにて公開するとともに、各部門の計算書類においても、事務所に備え付け、求めのあった場合には閲覧に供している。

危機管理については、学内全体においてコスト意識を持った支出を徹底している。人件費および経費の削減に向けて学内一致して取組みを進めており、危機意識を共有している。しかしながら、2025 年度は支出超過に転じた為、危機意識をこれまで以上に高めて経費削減の取組みを推進する。

【テーマ Ⅲ-D 教育資源と財的資源の課題】

財的資源の課題としては、教育研究経費比率・管理経費比率共に全国平均と比較し高い比率となっていることから、全国平均の値を目標として改善することが挙げられる。特に教育研究経費比率の増加傾向が顕著であるため、これまで以上に慎重な支出が求められるとともに、教育研究環境が低下することがない範囲で支出削減のための施策の検討が必要である。また、離学率の高い状態が続いていることが、収容定員を継続して充足できているにもかかわらず、年間の学生生徒等納付金収入を減少させる要因となっていることから、離学者対策が喫緊の課題である。

【テーマ Ⅲ-D 教育資源と財的資源の特記事項】

なし。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画】

『2024 年度の改善計画の進捗状況』は次のとおりである。

人事計画については、定年退職等による減員を見据え、本学の特色強化を支える専任教員を適切に採用・配置し、大学設置基準に定める必要教員数も充足しており、教育課程を遂行するために必要な教員数を確保している。

全学的な教学マネジメントシステムとして本年度も継続して「専任教職員 年間教育研究等計画書・報告書」および「到達度測定」を実施し、個々の教育・研究活動及び業務における成果や振り返り等の評価を行うことで、組織的かつ体系的な教育力と指導力の向上に努めた。

FD・SD 活動の推進について、階層別・目的別研修を実施するとともに、各種団体が企画

する研修会・講習等への積極的な参加を呼びかけ、教育力および資質の向上を図った。

また、合計 3 回の FD・SD 講演会を開催したほか、FD・SD ワークショップや新任教員を対象とした「懇話会」並びに「研修会」を行うなど、教職員の資質向上に努めた。

施設設備等の整備については、中長期計画に基づき、施設における経年劣化箇所の修繕・更新（2 号館 4 階ビルマルチエアコン更新工事、20 号館ビルマルチエアコン更新、11・15 号館プロジェクター更新工事、13 号館全館 LED 照明更新工事）を行い、教育研究環境の維持に努めた。

さらに施設利用者の快適性・利便性を確保し、個性的で魅力あるキャンパスづくりを行うため、11 号館男子および女子トイレの全面リニューアルを行い衛生環境の向上に努めると同時に、パウダールームの整備も行った。

また、耐震改修工事が必要と判断された 12 号館 N 棟地階（MELOP）および N 棟 1 階および 3 階において、耐震改修工事を行った。

教育資源については、全学的な情報化推進計画のもと、教育研究系ネットワーク OGUNET（Osaka Gakuin University NETwork）の機能を増強するとともに、学内全教室に Wi-Fi 環境を整備した。このことにより、タブレットやスマートフォンを活用した授業参加の利便性が強化され、学生の能動的な学びの充実を図ることができた。

また、コンピュータ機器・インフラ設備の整備については、学内のコンピュータ機器を順次最新機器へリニューアルし、最新 OS へ対応することで、講義の充実を図るとともに、ルータ、スイッチなどインフラ設備の更新を併せて行い、学内におけるスムーズな情報通信環境整備とセキュリティ強化を図った。

図書館については、図書委員を中心とした教員および図書館員が図書館資料の選書・選定をし、学部・学科、大学院の教育および研究活動に必要な図書・学術雑誌・各種オンラインデータベースを含む電子媒体の資料を収集し、所蔵資料の充実を図った。また、「図書館利用案内」、「レポート指導」、「業界・企業研究」、「蔵書検索」、「データベースを利用した情報収集の仕方」など、ゼミナール単位で利用ガイダンスを実施し、学生の自学自習を支援した。

財的資源については、経費節減や、既存事業の見直しの徹底に加え、外部資金の獲得および学生寮の有効活用による収入の多様化を図ってきたが、法人全体での経常収支差額において、256,878 千円（Ⅲ-D-2-4）の支出超過を計上している状況である。

『改善計画』は次のとおりである。

FD・SD により、全学的な教育力と指導力の向上を目指し、定期的到達度測定を継続して実施するとともに、教育活動において重要な内部質保証システム、学修成果の可視化促進、厳格な成績評価への取り組み、授業改善をめざした FD・SD 講演等について適宜開催するほか、新任教員を対象とした研修会を通して、教職員の教育力向上や意識改革を促進する。

教育研究系ネットワークの整備について、全学的な情報化推進計画に基づき、教育研究系ネットワーク「OGUNET（Osaka Gakuin University NETwork）」の機能を増強するとともに、双方向型学習支援システム「OGU-Caddie」を整備、更新し、学生の積極的な講義参加と理解度の向上を促し、充実した教育体制の実現を図る。

コンピュータ機器・インフラ設備の整備について、学内のコンピュータ機器を順次最新

機器へリニューアルし、講義の充実を図るとともに、インフラ設備の更新を併せて行い、学内におけるスムーズな情報通信環境整備とセキュリティ強化を図る。

施設設備等の整備については、教育研究環境の充実に努め、施設の保守点検を行い、経年劣化の進行する諸施設については計画的に更新を行う。具体的には、ユニバーサルデザインの視点からキャンパス整備を推進し、施設利用者の快適性・利便性の向上を視野に入れた改修計画を行い、同時に施設設備の特性に合った省エネルギー効果の高い設備の導入を進める。また、耐震改修工事が必要な諸施設については、担当部局間にて調整を行い、着実に耐震改修を遂行する。

財的資源については、次年度以降において経常収支差額を黒字に転向させるべく、教職員一丸となって入学・収容定員の確保と離学率の改善に向けた取組みを強化し、学生生徒等納金収入の安定化を図る。また、今後も継続的に物価が高騰していくことを念頭におき、より徹底した経費節減と予算管理を行うことで、支出の抑制に努める。さらに、過度に学生生徒等納付金収入に依存しない体制を強化するため、収入の多様化の一環として、吹田市と連携し、ふるさと納税を利用した大学応援寄附を開始する。

こうした取組みを推進することで収入の増加と支出の削減を実現し、経費比率を全国平均の値を目標とするとともに、経常収支差額のマイナスを早期に改善し、より強固な財政基盤の確立をめざす。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマⅣ-A 大学設置法人の長のリーダーシップ]

<根拠資料>

Ⅳ-A-1-1 学校法人大阪学院大学寄附行為(公式ホームページ)

[区分Ⅳ-A-1 法令等に基づいて大学設置法人の管理運営体制が確立している。]

- (1) 大学設置法人の長は、大学設置法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- (2) 大学設置法人の長は、法令等の規定に基づいて諸会議を開催し、適切に運営している。
- (3) 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。

【区分Ⅳ-A-1 の現状】

本法人の長は理事長であり、理事長は、創立者である白井種雄 初代理事長の遺志を継承し、寄附行為第3条に規定する目的を達成するため、本法人を代表し、その業務を総理している(寄附行為第15条第6項)(Ⅳ-A-1-1)。また、理事長は、本法人が設置する諸学校(大学、短期大学部および専門学校)の学長・校長を兼ねるとともに、理事の一人である高等学校長に適宜助言を行っており、法人経営と教学運営の双方に強いリーダーシップを発揮している。

理事長は、寄附行為第18条第1項に基づき、本法人の意思決定機関(本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。)たる理事会を招集し、その議長を務め(第19条第1項)、適切な議事運営に当たるとともに、法人の重要業務に係る審議決定を主導している(Ⅳ-A-1-1)。このほか、理事長は、毎会計年度終了後(例年6月)、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算および事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書および事業報告書)を評議員会に報告し、意見を求めている。

理事会は、これまで入学定員変更、教育課程改正に伴う学則変更等を審議決定しており、運営に係る法的な責任主体である旨を十分認識している。大学の発展に資するよう、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団をはじめ、国内外の高等教育研究関係機関・団体から、有益な情報を収集するとともに、本法人の諸活動に係る情報発信に努めている。

理事会を構成する理事は、私立学校法および寄附行為に則り選任しており、「建学の精神」への賛意と理解の下、本法人の健全な運営のためにその職責を果たしている。また、学校教育法に規定される欠格事由については、寄附行為(第9条)に準用している(Ⅳ-A-1-1)。

【テーマⅣ-A 大学設置法人の長のリーダーシップの課題】

理事長は、法令および寄附行為に基づき、職務を適切に遂行するとともに、本法人の運営全般にわたりリーダーシップを発揮している。また、理事会では、法人の安定的な経営

に資する意思決定を迅速に行っており、現在のところ、管理運営体制という点に関し、特段の課題は見受けられない。

【テーマ IV-A 大学設置法人の長のリーダーシップの特記事項】

理事長は、開学の原点である「建学の精神」を時代に即して具現化し続ける責務を強く自覚している。法人の意思決定や理事会の運営に際しても、絶えず念頭にあり、リーダーシップの抛り所となっている。

[テーマ IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- IV-B-1-1 大阪学院大学学則
- IV-B-1-2 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部 学長選任に関する規程
- IV-B-1-3 補導委員会規程
- IV-B-1-4 学生懲戒手続内規
- IV-B-1-5 学校法人大阪学院大学寄附行為
- IV-B-1-6 大学協議会規程
- IV-B-1-7 学部長会議規程
- IV-B-1-8 大阪学院大学大学院学則
- IV-B-1-9 IR(Institutional Research)推進室規程
- IV-B-1-10 大学教授会規程

[区分IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の大学の教学運営体制が確立している。]

- (1) 学長は、大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

【区分 IV-B-1 の現状】

本学における教学運営は、学長(総長)のリーダーシップの下、学部長が実務を統括する体制を従来採っていたが、学校教育法および学校教育法施行規則の改正を前に、既存の学内諸規程および運用の実態が、法改正の趣旨(大学組織ガバナンス改革)を踏まえたものとなっているかを組織的に点検した。その結果、学長のリーダーシップや適切なガバナンス体制構築のうえで支障となる条文や運用は無かったが、法改正により明確化された教授会の役割等を反映すべく、2015年4月1日より学則を改正し(IV-B-1-1)、学長権限を明確化しており、以後も学長(総長)が、大学の運営全般においてリーダーシップを発揮している。

学長は、その選任規程(IV-B-1-2)において、「建学の精神」を体し、人格高潔にして学識に優れ、かつ教育行政に関し識見を有する者等を想定しており、その選任手続きについては、同規程に明文化し、これに基づき運用している。現学長は、前学長の遺志を引き継ぎ、「建学の精神」の絶えざる具現化に努めるとともに、学修環境の整備、学生生活支援の充実、法人内諸学校との連携・協力等、教学面のあらゆる事項においてリーダーシップを発揮している。また、教授会での意見については、内部質保証システムを通じ、適切に集約を図るとともに、運営上の判断材料としている。

また、建学の精神を次代へ継承し、大学の理念・伝統を現代に活かし、人間力の育成を実践する教育拠点として、学生一人ひとりの可能性を引き出し、社会に貢献する力を育てることを目指し、学長(総長)直属の自校教育推進・創造機関として、2025年4月1日付けで自校教育推進室の設置を決定した。

学長は、学則第 34 条、35 条で定める学生に対する懲戒(謹慎・停学、退学)について検討する事案が発生した場合は、定められた手続きにより、補導委員会規程(Ⅳ-B-1-3)及び学生懲戒手続内規(Ⅳ-B-1-4)に基づき、同委員会の設置を指示し、同委員会による報告内容に基づき学部長会議、教授会の議を経て最終的に処分を決定している。

なお、学長(総長)は、学則に基づき「校務をつかさどり、所属職員を統督」し、教学面の最終的な意思決定の責任者であるとともに、学校法人の理事となることが制度化されていることから、法人全体の経営管理を担う立場にあり、大学と法人双方の視点に立脚した運営を行うことが可能となっている。

そして、学長(総長)の意思決定を補佐する機能を担うものとして、大学協議会、大学院委員会及び IR 推進室を設けている。

大学協議会は、学長(総長)の諮問機関であり、全ての学部長や大学院部長等、学内の主要役職者により構成し、重要事項の審議に当たる(Ⅳ-B-1-6)。また、大学協議会での審議に先立ち、教学に関する事項について各学部間の連絡調整を図るため、学部長会議を設け、大学協議会構成員の一部に教務部長、学生部長及び大学事務長を加えた構成員により、全学的立場から予備的協議を行っている(Ⅳ-B-1-7)。

大学院委員会は、学長(総長)の諮問機関であり、大学院研究科共通の重要事項についての審議に当たる(Ⅳ-B-1-8)。

IR 推進室は、学長(総長)直轄の組織として、各部局における IR 活動を推進・支援する役割を担っている。各種情報を集約し、その分析・評価結果に基づき全学的(部局横断的)課題への提言等を行う(Ⅳ-B-1-9)。

学長(総長)の下には、その指示に基づき各学部を統括する任務を担う学部長、大学院部長、大学院各研究科の責任者である研究科長の他、図書館、研究所、教務部、学生部、広報部、エクステンションセンター、国際センター、キャリアセンター、教育開発支援センター等、個別業務ごとの運営を担う組織にそれぞれ役職者(館長、所長、部長職)を配し、統括に当たらせている。

個別業務ごとの運営を担う組織の多くについては、各学部から選出された委員等が、組織内の審議を通じて直接運営に関与することにより、各所属学部との連絡調整を担っている。また、組織ごとに管理運営上の実務を担当する事務機構を付設し、日常的業務遂行に当たらせている。

学部長は、学長(総長)の指示の下、学則に基づき学部全体を統括するとともに、教授会を招集し、その議長を務めている。教授会は、学部ごとに設けており、専任の教授・准教授・講師・助教をもって構成している。教授会は、審議機関として、教育研究に関する事項を議論する役割を担っており、「大学教授会規程」(Ⅳ-B-1-10)に則り適切に運営されている。教授会の権限は、学長(総長)がつかさどる教育研究に関する事項について「審議する」あるいは学長(総長)に「意見を述べる」ことのみに限定されている。例えば、教員人事に関し、教授会は、専門的見地から「教育研究業績の審査」を行っているが、当該審査を経た者の採否、あるいはどの組織(学部)にどの職名で配置するかは、学長(総長)権限に属している。

大学院の研究科委員会は、研究科ごとに設けており、研究科長が招集し議長を務めるこ

ととしている（Ⅳ-B-1-8）。研究科委員会の権限も、教授会と同様、学長（総長）がつかさどる教育研究に関する事項について「審議する」あるいは学長（総長）に「意見を述べる」ことのみに限定されている。

また、教授会・研究科委員会の議事録は教務事務室が作成を担い、学部長・研究科長の確認を経て学長（総長）に報告している。

学修成果や三つの方針は、学長（総長）がつかさどる教育研究に関する事項に属するが、その原案策定や妥当性の検証に係る議論については教授会・研究科委員会が大きく関与していることから、構成員は全員、これらが教学運営上きわめて重要である旨を理解している。

また、教授会・研究科委員会が主管する組織としては、構成員を同じくする FD 推進部会があり、それぞれの議長が統括役を担っている。

【テーマ Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題】

社会変動や課題の多様化に伴い、学長（総長）が所管する部局の数は年を追うごとに増えつつあるものの、現在のところ、卓抜なマネジメントや、各部局の長による積極的な協力により、リーダーシップ上、問題は生じていない。

【テーマ Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項】

学長（総長）は、緊急事態発生時に的確且つ迅速なリーダーシップを発揮している。

その一例として、2020 年に新型コロナウイルス感染拡大の兆候が見られた時点で、直ちにその指示により「新型コロナウイルス対策本部」が組織され、各種感染防止対策が以下のとおり着実に実行されたことが挙げられる。非常時において、学生の学修機会の確保と、学修成果の獲得、そして学術研究と教育の質の水準維持が図られた好例と言える。

[テーマ IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

IV-C-1-1 学校法人大阪学院大学寄附行為

IV-C-1-2 監査報告書(公式ホームページ「事業報告等」・「過去の事業報告」)

IV-C-1-3 教育情報の公開(公式ホームページ)

[区分 IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

- (1) 監事は、大学設置法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、大学設置法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、関係会議で意見を述べている。
- (3) 監事は、大学設置法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、法令等に基づいて毎会計年度、監査報告書を作成し提出している。

【区分IV-C-1の現状】

本法人では、私立学校法第18条および寄附行為第6条に基づき、現在、監事を2名置いており、うち1名については常勤を選任している。監事を選任および職務は、寄附行為第23条および第29条に規定し、法に適ったものとなっている(IV-C-1-1)。

監事は、理事会、評議員会およびその他重要会議に出席し、各議案の審議状況について監査するほか、必要に応じて意見を述べている。また、予算や中長期計画の策定に対する意見陳述、計算書類および財産目録等の監査、決裁書類・議事録等についての監査や理事からの聴取等を通じて、ガバナンスが有効に機能していることを確認するほか、会計監査人とも連携して意見交換を行うなど、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況等について、規定された職務を遂行している。

なお、監事は監査報告書を毎会計年度作成し、定められた期限に理事会および評議員会に提出している。この監査報告書は、法令に基づき財務諸表および事業報告書とともに、公式ホームページにて公表している(IV-C-1-2)。

[区分 IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

- (1) 評議員会等の諮問機関等は、法令等に基づき運営している。

【区分IV-C-2の現状】

評議員会は、諮問機関として、寄附行為第6条第2項(7名以上12名以内)に基づき、10名で構成している(IV-C-1-1)。私立学校法第66条に則り、諮問事項を寄附行為(第38条第2項)に定め、理事長が招集して適切に運営している(IV-C-1-1)。評議員の選任(寄

附行為第 33 条) についても、法に適っている (IV-C-1-1)。

[区分 IV-C-3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

(1) 法令に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。

【区分 IV-C-3 の現状】

情報公開に関しては、事業報告書や財務情報ならびに自己点検・評価に係るもの等を毎年度、公式ホームページで公表している (IV-C-1-2・3)。さらに、本学における教育・学術研究の成果や社会貢献に関する各種取り組みなど、ホームページや SNS を通して常時発信している。

なお、公式ホームページの「教育情報の公開」においては、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める教育研究活動等の状況についての公表情報を集約しているほか、大学ポートレートにリンクできるようにしている。大学ポートレートでは、収容定員や教員数等の数値データとともに、本学の特色が分かる定性的情報を開示するよう努めている。

【テーマ IV-C ガバナンスの課題】

監事は、豊富な実務経験や高度な専門知識を活かし、寄附行為に定める監査業務を適切に行っている。また、学外の研修等へも積極的に参加する等、最新の知見を業務に取り入れるべく努めており、現在のところ、特段の課題は見受けられない。

評議員会は、法令および寄附行為に基づき、適切に開催・運営され、諮問機関としての責務を果たしており、現在のところ、特段の課題は見受けられない。

【テーマ IV-C ガバナンスの特記事項】

なし。

【基準 IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画】

『2024 年度の改善計画の進捗状況』については次のとおりである。

学長のリーダーシップについては、学長のリーダーシップの下、学修者本位の教育、各種取組の推進、FD・SD 活動を通じた教職員一人ひとりの意欲と能力を引き出す施策等を実施した。

自校教育推進については、大学の理念・伝統を現代に活かし、建学の精神に基づき、人間力の育成に焦点を当て、新入生を対象に入学直後に開講した「OGU 教育」において、学生が自分の通う大学の歴史と理念を学び、「建学の精神」を理解することで、学生が自校への誇り(アイデンティティ)を持つとともに、多方面で活躍する OB を中心としたゲストスピーカーによる講義を通して、自身のキャリアを考える機会を提供した。また、2026 年 1 月には、栗山顧問と大社室員により、「信じる力が未来を拓く～自分と仲間の可能性を信じて生きる～」と題した教養講座を開催し、在学生をはじめ一般からの参加者も募り、本学

における自校教育に基づく「人間力」の実践について広く伝えた。

また、経営関係自己点検・評価において、学習成果を獲得するための教授会等の教学運営体制が、既に確立されており問題ないこと、理事会等の学校法人管理運営体制が機能していることをそれぞれ確認した。

理事長は、法令および寄附行為に基づき職務を適切に遂行するとともに、本法人の運営全般にわたりリーダーシップを発揮している。理事会では、法人の安定的な経営に資する意思決定が迅速に行われていることから、特段の問題は見受けられない。

評議員会については、私立学校法の評議員会の規定に従い、諮問機関として適切に運営されていることを確認した。

『改善計画』は、次のとおりである。

学長のリーダーシップについては、その機能を引き続き発揮できるよう、ガバナンス体制の維持・強化に努める。

自校教育の推進を図り、本学の特色を活かした講義内容で展開している初年次教育について、更なる充実を図る。また、学生が得た学修成果を地域社会へ還元するとともに、自治体・企業・地域団体等との連携を通じた実践的な学びの推進を図る。

学習成果を獲得するための教授会等の教学運営体制は確立されており問題はない。今後各部署間の連携を取り、課題等の早期解決を図る。

また、理事長のリーダーシップにより、理事会を中心とする学校法人の管理運営体制を維持するとともに、中長期計画の着実な達成に向け、設置する諸学校間の緊密な連携を図る。評議員会については、構成員の多様性を強みとして、諮問等に引き続き対応できるよう努める。

参 考 資 料

I. 自己点検・評価規程

(目的)

第 1 条 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部（以下「本学」という。）は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

(範囲)

第 2 条 本学の自己点検・評価の対象となる範囲は、教育、研究及び経営の各分野とする。
2. 自己点検・評価の範囲・対象・分野・項目等の具体的な内容は、別に定める。

(組織)

第 3 条 本学は自己点検・評価を実施するため、次の委員会を置くものとする。
(1) 自己点検・評価基本構想委員会
(2) 全学自己点検・評価実行委員会
(3) 個別機関自己点検・評価委員会
2. 前項各号に定める委員会の任務、構成、運営等及び同項3号に規定する個別機関自己点検・評価委員会の種類等は、自己点検・評価委員会規程に定める。

(実施の周期)

第 4 条 本学の自己点検・評価は、4 年を周期として、第2 条に定めるすべての範囲について実施する。

(結果の公表)

第 5 条 本学の自己点検・評価の公表は、別に定める。

(結果の活用)

第 6 条 各構成員、各機関・部局は、自己点検・評価の結果を受け止め、教育、研究及び経営の各分野において、それぞれの活動の水準の向上と活性化に努めるものとする。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅱ. 自己点検・評価委員会規程

(目的)

第 1 条 本規程は、大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部自己点検・評価規程第3 条に定める委員会の任務、構成、運営等について定める。

(自己点検・評価基本構想委員会の任務)

第 2 条 自己点検・評価基本構想委員会（以下「基本構想委員会」という。）として大学協議会がこれにあたり、自己点検・評価を実施するために、次の各号について基本構想を策定する。

- (1) 自己点検・評価の実施組織等の体制
 - (2) 自己点検・評価の実施に関する規程
 - (3) 自己点検・評価実施の組織単位
 - (4) 自己点検・評価の体系（視点・分野・項目）の設定
 - (5) 自己点検・評価の実施重点分野の設定
 - (6) 自己点検・評価結果の取扱い
 - (7) 自己点検・評価の実施周期
 - (8) その他必要と認めた事項
2. 基本構想委員会は自己点検・評価の実施体制、実施方法、評価結果の活用等について定期的に見直しを行い、自己点検・評価の改善に努める。

(基本構想委員会の構成)

第 3 条 基本構想委員会は、大学協議会の構成員をもって構成する。

2. 基本構想委員会に委員長を置き、大学協議会の議長がその任にあたる。
3. 基本構想委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
4. 基本構想委員会の事務は、庶務課が担当する。

(全学自己点検・評価実行委員会の任務)

第 4 条 全学自己点検・評価実行委員会（以下「全学評価委員会」という。）は、基本構想委員会が策定した基本構想に基づき、次の内容による具体的な自己点検・評価の実施要領を作成して全学に実施の指示を行う。

- (1) 全学的に共通な自己点検・評価のための点検・評価の視点・項目と個別評価委員会での自己点検・評価を実施するための必要な細目の決定
 - (2) 自己点検・評価の実施スケジュールの明示
2. 全学評価委員会は、円滑に自己点検・評価が実施されるために、各個別評価委員会に対して相談・指導・調整を行う。
3. 全学評価委員会は、各個別評価委員会において実施した点検・評価結果を検証し、全学的な視点による総合的かつ体系的な点検・評価を加えた全学自己点検・評価報告書を作成し、学長に報告を行う。

(全学評価委員会の構成)

第 5 条 全学評価委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学部長会議の構成員
- (2) 第8 条に規定する各個別評価委員会の委員長

- (3) 法人事務局を代表する者
- (4) その他、学長が必要と認めた者
- 2. 全学評価委員会に委員長を置き、学部長会議の議長がその任にあたる。
- 3. 全学評価委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4. 全学評価委員会の事務は、庶務課が担当する。

(個別機関自己点検・評価委員会の種類)

第 6 条 個別機関自己点検・評価委員会（以下「個別評価委員会」という。）として次の委員会を設ける。

- (1) 通信教育部自己点検・評価委員会
- (2) 図書館自己点検・評価委員会
- (3) 教務関係自己点検・評価委員会
- (4) 入試関係自己点検・評価委員会
- (5) 学生関係自己点検・評価委員会
- (6) 就職関係自己点検・評価委員会
- (7) 国際交流関係自己点検・評価委員会
- (8) 経営関係自己点検・評価委員会
- (9) 大学院自己点検・評価委員会
- 2. 通信教育部自己点検・評価委員会として通信教育部学務委員会がこれにあたる。
- 3. 図書館自己点検・評価委員会として図書委員会がこれにあたる。
- 4. 教務関係自己点検・評価委員会として教務部委員会がこれにあたる。
- 5. 入試関係自己点検・評価委員会として入試実行委員会がこれにあたる。
- 6. 学生関係自己点検・評価委員会として学生部委員会がこれにあたる。
- 7. 就職関係自己点検・評価委員会としてキャリアセンター委員会がこれにあたる。
- 8. 国際交流関係自己点検・評価委員会として国際センター会議がこれにあたる。
- 9. 経営関係自己点検・評価委員会として法人事務局がこれにあたる。
- 10. 大学院自己点検・評価委員会として大学院委員会がこれにあたる。
- 11. 基本構想委員会は、必要に応じて大学院・学部・学科に個別評価委員会を設けることができる。

(個別評価委員会の任務)

第 7 条 個別評価委員会は、全学評価委員会が策定した実施要領に基づき、各個別機関において点検・評価を実施し、個別評価報告書を作成して全学評価委員会に報告を行う。

(個別評価委員会の構成)

第 8 条 個別評価委員会は、次のとおり構成する。

- (1) 通信教育部自己点検・評価委員会は、通信教育部長が委員長となり、通信教育部学務委員会の構成員及び担当事務局の長をもって構成する。
- (2) 図書館自己点検・評価委員会は、図書館長が委員長となり、図書委員会の構成員及び担当事務局の長をもって構成する。
- (3) 教務関係自己点検・評価委員会は、教務部長が委員長となり、教務部委員会の構成員及び担当事務局の長をもって構成する。
- (4) 入試関係自己点検・評価委員会は、入試実行委員長が委員長となり、入試実行委員

会の構成員及び担当事務局長をもって構成する。

- (5) 学生関係自己点検・評価委員会は、学生部長が委員長となり、学生部委員会の構成員及び担当事務局長をもって構成する。
- (6) 就職関係自己点検・評価委員会は、キャリアセンター所長が委員長となり、キャリアセンター委員会の構成員及び担当事務局長をもって構成する。
- (7) 国際交流関係自己点検・評価委員会は、国際センター所長が委員長となり、国際センター会議の構成員及び担当事務局長をもって構成する。
- (8) 経営関係自己点検・評価委員会は、法人事務局において別に定める。
- (9) 大学院自己点検・評価委員会は、大学院部長が委員長となり、大学院委員会の構成員及び担当事務局長をもって構成する。

2. 個別評価委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

3. 個別評価委員会は、必要に応じて作業部会を設けることができる。

(各委員会の成立)

第 9 条 各委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2. 各委員会の議決は、出席委員の過半数の合意による。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

Ⅲ. 自己点検・評価の実施に関する基本構想

1. 本学の自己点検・評価の実施体制

文部省は、大学審議会の答申を受けて大学設置基準の一部改正を平成3年7月1日に施行した。

この改正された大学設置基準の第一章 総則 第2条には、「大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達するため、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない」続いて、第2項に「前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする」という自己点検・評価に関する努力義務規定が設けられている。

また、本学では、平成3年5月から大学審議会の答申に対する「大学教育の改善及び短期大学教育の改善について」の対応について審議され、平成4年10月に最終報告がなされ平成5年度から新教育課程が導入された。この最終報告の「今後の課題」として、自己点検・評価の確立等が提起されている。

こういったことにより、本学の自己点検・評価の実施体制は、平成5年4月から、実行可能な実施組織の確立を先ず第一に考え、また、本学には全学組織として各種委員会等が置かれており、これらの委員会が持っている機能を十分活用することが点検・評価を進めるうえで効率的であり、且つ、効果的であると考え、学内の既存の委員会等を活用するものとして、学内に、自己点検・評価の実施に関する基本構想を策定する「自己点検・評価基本構想委員会（以下「基本構想委員会」という。）」、全学的に自己点検・評価を統括する「全学自己点検・評価実行委員会（以下「全学評価委員会」という。）」及び各個別機関において自己点検・評価を実施する「個別機関自己点検・評価委員会（以下「個別評価委員会」という。）」が設置された。

(1) 自己点検・評価の目的

本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

(2) 自己点検・評価委員会の役割

ア. 基本構想委員会

(ア) 基本構想委員会は、次のような自己点検・評価を実施するに際して実施機関に提示すべき方法・内容等の基本構想を策定する。

- ①自己点検・評価の実施組織等の体制
- ②自己点検・評価の実施に関する規程
- ③自己点検・評価の実施の組織単位
- ④自己点検・評価の体系（視点・分野・項目）
- ⑤自己点検・評価の実施分野の重点化及び優先順位
- ⑥自己点検・評価の結果の取扱い
- ⑦自己点検・評価の実施周期

(イ) 基本構想委員会は、自己点検・評価の実施体制、実施方法、評価の活用等について定期的に見直しを行い、自己点検評価の改善に努める。

イ. 全学評価委員会

(ア) 全学評価委員会は、基本構想委員会が策定した基本構想に基づき具体的な自己点検・評価の実施要領を策定し、全学に実施の指示をする。実施要領の内容としては、改善すべき点や個性・特徴として伸長化すべき点を踏まえ、

①何を重点的に点検・評価を行うかという分野・対象の指示

②全学的に共通な点検・評価の視点・項目と個別評価委員会ごとで実施する視点・項目の指示

③どのような流れで自己点検・評価を実施していくかの年度ごとの具体的なスケジュールの明示

等を盛り込む。

(イ) 全学評価委員会は、円滑に自己点検・評価が実施されるために、各個別評価委員会に対して相談・指導・調整を行う。

(ウ) 全学評価委員会は、各個別評価委員会において実施した点検・評価結果を検証し、全学的な視点による総合的かつ体系的な点検・評価を加えた全学自己点検・評価報告書を作成し、総長に報告を行う。

ウ. 個別評価委員会

個別評価委員会の種類は、次のとおりである。

- | | | |
|-------------------|---|------------------|
| ①通信教育部自己点検・評価委員会 | — | 通信教育部学務委員会が当たる。 |
| ②図書館自己点検・評価委員会 | — | 図書委員会が当たる。 |
| ③教務関係自己点検・評価委員会 | — | 教務部委員会が当たる。 |
| ④入試関係自己点検・評価委員会 | — | 入試実行委員会が当たる。 |
| ⑤学生関係自己点検・評価委員会 | — | 学生部委員会が当たる。 |
| ⑥就職関係自己点検・評価委員会 | — | キャリアセンター委員会が当たる。 |
| ⑦国際交流関係自己点検・評価委員会 | — | 国際センター会議が当たる。 |
| ⑧経営関係自己点検・評価委員会 | — | 法人事務局が当たる。 |
| ⑨大学院自己点検・評価委員会 | — | 大学院委員会が当たる。 |

(ア) 全学評価委員会によって策定された実施要領に基づき各分野及び項目等の個別機関ごとに自己点検・評価を実施する。(例えば、数量的なデータの蓄積や様々なアンケートの実施などによって得られた情報をもとに点検評価を行う。)

(イ) 上記の結果得られた評価によって今後改善すべき事項や特に力を入れて特徴化をはかる事項、また、新たに計画を立てる必要のある事項などの提言を含めた個別機関としての「個別評価報告書」を作成し、全学評価委員会に提出する。

2. 自己点検・評価の範囲と項目及び対象

(1) 自己点検・評価の範囲

自己点検・評価の範囲は、「教育」「研究」「経営」の各分野とする。

(2) 自己点検・評価項目

自己点検・評価項目は、基本的に、大学は公益財団法人大学基準協会（認証評価機関）の点検・

評価項目、また短期大学部は一般財団法人大学・短期大学基準協会（認証評価機関）の点検・評価項目に基づくものとし、本学の特性を考慮して点検・評価項目を定める。

(3) 自己点検・評価の対象

大学設置基準の大綱化に伴う対応による、新教育課程を導入した平成 5 年度を起点とし、以降を対象に自己点検・評価を実施する。

3. 自己点検・評価の実施周期

(1) 全学的な点検・評価の実施周期は、4 年ごととする。

(2) 各個別評価委員会は、点検・評価項目に基づき、毎年、現状を正確に把握・認識するためにデータの収集とその分析による点検・評価を行い、全学評価委員会に「個別評価年次報告書」を提出する。

(3) 全学評価委員会は、毎年、実施する自己点検・評価を通じて確実な改善に結びつけるために、各個別評価委員会から提出された「個別評価年次報告書」を検証し、基本構想委員会に報告するとともに改善計画の進捗状況を公表することで、内部質保証システムに基づく諸活動の PDCA サイクルを着実に機能させる。

(4) 全学評価委員会は、4 年ごとに各個別評価委員会で点検・評価した報告書を取りまとめ、全学的な視点による点検・評価を加えた報告書（全学自己点検・評価報告書）を基本構想委員会に提出する。

以 上

IV. 自己点検・評価項目〔評価の観点〕

大学・大学院・通信教育部

自己点検・評価項目		
基準	テーマ	区分（自己点検・評価の観点）
基準Ⅰ ミッション と教育の 効果	A ミッション	I-A-1 ミッションを確立している。 (1) ミッションは大学の教育理念・理想を明確に示している。 (2) ミッションは教育基本法等に基づいた公共性を有している。 (3) ミッションを学内外に表明している。 (4) ミッションを学内において共有している。 (5) ミッションを定期的に確認している。
		I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。 (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。 (2) 地方公共団体、企業（等）、教育機関、研究機関、文化団体及び海外の諸機関等と協定を締結するなど連携している。 (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。
	B 教育の効果	I-B-1 教育目的・目標を確立している。 (1) 学部・研究科等の教育目的・目標をミッションに基づき確立している。 (2) 学部・研究科等の教育目的・目標を学内外に表明している。 (3) 学部・研究科等の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。
		I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。 (1) 大学としての学習成果をミッションに基づき定めている。 (2) 学部・研究科等の学習成果を学部・研究科等の教育目的・目標に基づき定めている。 (3) 学習成果を学内外に表明している。 (4) 学習成果を学校教育法の大学の規定に照らして、定期的に点検している。
		I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、 入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。 (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。 (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。 (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。 (4) 三つの方針を学内外に表明している。
		I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。 (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。 (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。 (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。 (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。 (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。
	C 内部質保証	I-C-2 教育の質を保証している。 (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。 (2) 査定の手法を定期的に点検している。 (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。 (4) 学校教育法、大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

基 準	テーマ	区 分 （自己点検・評価の観点）
基準Ⅱ 教育課程と 学生支援	A 教育課程	Ⅱ-A-1 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。 (1) 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。 (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。 (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。
		Ⅱ-A-2 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。 (1) 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。 (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、体系的に教育課程を編成している。 ①大学設置基準等にとり体系的に編成している。 ②学習成果に対応した、授業科目を編成している。 ③専門職学科においては、当該学科の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発及び編成を行っている。 ④単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。 ⑤成績評価は学習成果の獲得を大学設置基準等にとり判定している。 ⑥シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。 ⑦通信による教育を行う学部・研究科等の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。 (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。 (4) 専門職学科における授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割は明確である。
		Ⅱ-A-3 教育課程は、大学設置基準にとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。 (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。 (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。 (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。
		Ⅱ-A-4 授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。 (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。 (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。 (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。 (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。 (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。 (6) 専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。 (7) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。 (8) アドミッション・オフィス等を整備している。 (9) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。 (10) 入学者受入れの方針を高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

基 準	テーマ	区 分（自己点検・評価の観点）
基準Ⅱ 教育課程と 学生支援	A 教育課程	Ⅱ-A-5 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。 (1) 学習成果に具体性がある。 (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。 (3) 学習成果は測定可能である。
		Ⅱ-A-6 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。 (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。 (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、在籍率、卒業率、就職率、進学率などを活用している。 (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。
		Ⅱ-A-7 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。 (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。 (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。
基準Ⅱ 教育課程と 学生支援	B 学生支援	Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。 (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。 ①シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。 ②学習成果の獲得状況を適切に把握している。 ③学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。 ④授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。 ⑤教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。 ⑥学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。 (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。 ①所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。 ②所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。 ③所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。 ④学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。 (3) 大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。 ①図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。 ②教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。 ③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。 ④教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。 ⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。
		Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的にやっている。 (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。 (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。 (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。 (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。 (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。 (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。 (7) 通信による教育を行う学部・研究科等の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。 (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。 (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。 (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。 (11) 編・転入学生に対して適切な指導助言を行う体制を整備している。

基 準	テーマ	区 分（自己点検・評価の観点）
基準Ⅱ 教育課程と 学生支援	B 学生支援	基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。 (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。 (2) クラブ活動、大学行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。 (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。 (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。 (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。 (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。 (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。 (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。 (9) 留学生在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。 (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。 (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。 (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。 (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。
		Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。 (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。 (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。 (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。 (4) 学部・研究科等ごとに卒業・修了時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。 (5) 進学、留学に対する支援を行っている。
基準Ⅲ 教育資源と 財的資源	A 人的資源	Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。 (1) 大学及び学部・研究科等の教員組織を編制している。 (2) 大学及び学部・研究科等の専任教員は大学設置基準等に定める教員数を充足している。 (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、大学設置基準等の規定を充足している。 (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。 (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、大学設置基準等の規定を準用している。 (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。 (7) 教員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づいて行っている。
		Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。 (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。 (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。 (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。 (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。 (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。 (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。 (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。 (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。 (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。 ①教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。 (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

基 準	テーマ	区 分 （自己点検・評価の観点）
基準Ⅲ 教育資源と 財的資源	A 人的資源	Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。 (1) 大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。 (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。 (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。 (4) 事務関係諸規程を整備している。 (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。 (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。 (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。 (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。 Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。 (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。 (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。 (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。
	B 物的資源	Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。 (1) 校地の面積は大学設置基準等の規定を充足している。 (2) 適切な面積の運動場を有している。 (3) 校舎の面積は大学設置基準等の規定を充足している。 (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。 (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。 (6) 専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。 (7) 通信による教育を行う学部・研究科等を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。 (8) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。 (9) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。 (10) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。 ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。 ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。 (11) 適切な面積の体育館を有している。 (12) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。 Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。 (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。 (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。 (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。 (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。 (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。 (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

基 準	テーマ	区 分（自己点検・評価の観点）
基準Ⅲ 教育資源と 財的資源	C 技術的資源をはじめとする その他の教育 資源	Ⅲ-C-1 大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。 (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。 (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。 (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。 (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。 (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。 (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。 (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。 (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。
	D 財的資源	Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。 (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。 ①資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。 ②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。 ③貸借対照表の状況が健全に推移している。 ④大学の財政と大学の設置者の財政の関係を把握している。 ⑤大学の存続を可能とする財政を維持している。 ⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。 ⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。 ⑧教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。 ⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。 ⑩公認会計士等の監査意見への対応は適切である。 ⑪寄付金の募集及び学校債等の発行は適正である。 ⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。 ⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。 (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。 ①大学の設置者及び大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。 ②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。 ③年度予算を適正に執行している。 ④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て大学の設置者の長に報告している。 ⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。 ⑥月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て大学の設置者の長に報告している。

基 準	テーマ	区 分（自己点検・評価の観点）
基準Ⅲ 教育資源と 財的資源	D 財的資源	Ⅲ-D-2 財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。 (1) 大学の将来像が明確になっている。 (2) 大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。 (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。 ①学生募集対策と学納金計画が明確である。 ②人事計画が適切である。 ③施設設備の将来計画が明瞭である。 ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。 (4) 大学全体及び学部・研究科等ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、設備費）のバランスがとれている。 (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。
基準Ⅳ リーダ－ シップとガ バナンス	A 大学の設置者の長のリーダーシップ	Ⅳ-A-1 法令等に基づいて大学の設置者の管理運営体制が確立している。 (1) 大学の設置者の長は、大学の設置者の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。 (2) 大学の設置者の長は、法令等の規定に基づいて諸会議を開催し、適切に運営している。 (3) 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。
	B 学長のリーダーシップ	Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の大学の教学運営体制が確立している。 (1) 学長は、大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。 (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
	C ガバナンス	Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。 (1) 監事は、大学の設置者の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。 (2) 監事は、大学の設置者の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、関係会議で意見を述べている。 (3) 監事は、大学の設置者の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、法令等に基づいて毎会計年度、監査報告書を作成し提出している。
		Ⅳ-C-2 評議員会等は法令等に基づいて開催し、諮問機関等として適切に運営している。 (1) 評議員会等の諮問機関等は、法令等に基づき運営している。
		Ⅳ-C-3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。 (1) 法令に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。